

国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第三十四条第一項第五号の規定に基づき、標準職務遂行能力について次のように定める。

標準職務遂行能力について

（定義）

第一条 この決定において「令」とは、標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）をいう。

2 この決定において「内閣官房令」とは、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成二十一年内閣府令第二号）をいう。

3 この決定において「全標準的な官職」とは、それぞれの部局又は機関等（令又は内閣官房令の定めるところにより明らかにされる部局又は機関等をいう。）に存する職制上の段階の標準的な官職の全体をいう。

（令本則の表一の項関係）

第二条 令本則の表一の項第二欄第一号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第一の一の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 令本則の表一の項第二欄第二号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能

力は、別表第一の二の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

3 令本則の表一の項第二欄第三号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第一の三の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

4 令本則の表一の項第二欄第四号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第一の四の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

5 令本則の表一の項第二欄第五号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第一の五の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

6 令本則の表一の項第二欄第六号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第一の六の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

7 令本則の表一の項第二欄第七号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 内閣官房令第一条第七項第一号イに掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第一の七の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

二 内閣官房令第一条第七項第一号ロに掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第一の八の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

る。

三 内閣官房令第一条第七項第一号ハに掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第一の九の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

四 内閣官房令第一条第七項第一号ニに掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第一の十の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

五 内閣官房令第一条第七項第一号ホに掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第一の十一の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

六 内閣官房令第一条第七項第二号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第一の十二の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(令本則の表二の項関係)

第三条 令本則の表二の項第二欄第一号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二の一の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 令本則の表二の項第二欄第二号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二の二の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

3 令本則の表二の項第二欄第三号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二の三の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

4 令本則の表二の項第二欄第四号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二の四の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

5 令本則の表二の項第二欄第五号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 内閣官房令第二条第六項第一号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二の五の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

二 内閣官房令第二条第六項第二号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二の六の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

6 令本則の表二の項第二欄第六号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 令本則の表二の項第三欄第二十四号の職制上の段階に応じ、同項第四欄で定められる標準的な官職の標準職務遂行能力及び内閣官房令第二条第七項第一号に掲げる部局又は機関等に係る全標

準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二の七の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

二 内閣官房令第二条第七項第二号に掲げる全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二の八の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

7 令本則の表二の項第二欄第七号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二の九の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

8 令本則の表二の項第二欄第八号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二の十の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

9 令本則の表二の項第二欄第九号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 内閣官房令第二条第十項第一号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二の十一の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

二 内閣官房令第二条第十項第二号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二の十二の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

三 内閣官房令第二条第十項第三号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二の十三の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

四 内閣官房令第二条第十項第四号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二の十四の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

五 内閣官房令第二条第十項第五号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二の十五の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

六 内閣官房令第二条第十項第六号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二の十六の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

七 内閣官房令第二条第十項第七号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二の十七の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

八 内閣官房令第二条第十項第八号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行

能力は、別表第二の十八の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

九 内閣官房令第二条第十項第九号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二の十九の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

十 内閣官房令第二条第十項第十号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二の二十の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

10 令本則の表二の項第二欄第十号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 内閣官房令第二条第十一項第一号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二の二十一の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

二 内閣官房令第二条第十一項第二号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二の二十二の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

三 内閣官房令第二条第十一項第三号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二の二十三の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

四 内閣官房令第二条第十一項第四号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二の二十四の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

五 内閣官房令第二条第十一項第五号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二の二十五の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(令本則の表三の項関係)

第四条 令本則の表三の項第二欄第一号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第三の一の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 令本則の表三の項第二欄第二号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第三の二の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

3 令本則の表三の項第二欄第三号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第三の三の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

4 令本則の表三の項第二欄第四号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第三の四の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

5 令本則の表三の項第二欄第五号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第三の五の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(令本則の表四の項関係)

第五条 令本則の表四の項第二欄に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第四の上欄に掲げる標準的な職制上の段階ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(令本則の表五の項関係)

第六条 令本則の表五の項第二欄第一号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第五の一の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 令本則の表五の項第二欄第二号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第五の二の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(令本則の表六の項関係)

第七条 令本則の表六の項第二欄第一号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第六の一の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 令本則の表六の項第二欄第二号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能

力は、別表第六の二の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(令本則の表七の項関係)

第八条 令本則の表七の項第二欄第一号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第七の一の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 令本則の表七の項第二欄第二号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第七の二の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(令本則の表八の項関係)

第九条 令本則の表八の項第二欄に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第八の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(令本則の表九の項関係)

第十条 令本則の表九の項第二欄に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第九の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(令本則の表十の項関係)

第十一条 令本則の表十の項第二欄に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第十の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(令本則の表十一の項関係)

第十二条 令本則の表十一の項第二欄に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第十一の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(令本則の表十二の項関係)

第十三条 令本則の表十二の項第二欄に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第十二の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(令本則の表十三の項関係)

第十四条 令本則の表十三の項第二欄に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第十三の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(令本則の表十四の項関係)

第十五条 令本則の表十四の項第二欄第一号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第十四の一の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 令本則の表十四の項第二欄第二号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第十四の二の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(令本則の表十五の項関係)

第十六条 令本則の表十五の項第二欄に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行

能力は、別表第十五の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(令本則の表十六の項関係)

第十七条 令本則の表十六の項に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 内閣官房令第十六条第一号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第十六の一の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

二 内閣官房令第十六条第二号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第十六の二の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

三 内閣官房令第十六条第三号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第十六の三の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(令本則の表十七の項関係)

第十八条 令本則の表十七の項第二欄に掲げる部局又は機関に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第十七の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(令本則の表十八の項関係)

第十九条 令本則の表十八の項第二欄に掲げる部局又は機関に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第十八の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(令本則の表十九の項関係)

第二十条 令本則の表十九の項第二欄に掲げる部局又は機関に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第十九の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(令本則の表二十の項関係)

第二十一条 令本則の表二十の項第二欄第一号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二十の一の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 令本則の表二十の項第二欄第二号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二十の二の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。
(令本則の表二十一の項関係)

第二十二条 令本則の表二十一の項第二欄第一号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二十一の一の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 令本則の表二十一の項第二欄第二号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二十一の二の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

3 令本則の表二十一の項第二欄第三号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二十一の三の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

4 令本則の表二十一の項第二欄第四号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二十一の四の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(令本則の表二十二の項関係)

第二十三条 令本則の表二十二の項第二欄第一号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二十二の一の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 令本則の表二十二の項第二欄第二号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二十二の二の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

3 令本則の表二十二の項第二欄第三号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二十二の三の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(令本則の表二十三の項関係)

第二十四条 令本則の表二十三の項第二欄第一号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二十三の一の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 令本則の表二十三の項第二欄第二号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二十三の二の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

3 令本則の表二十三の項第二欄第三号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二十三の三の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(令本則の表二十四の項関係)

第二十五条 令本則の表二十四の項第二欄第一号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二十四の一の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 令本則の表二十四の項第二欄第二号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二十四の二の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

る。

(令本則の表二十五の項関係)

第二十六条 令本則の表二十五の項第二欄第一号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二十五の一の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 令本則の表二十五の項第二欄第二号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二十五の二の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

3 令本則の表二十五の項第二欄第三号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二十五の三の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

4 令本則の表二十五の項第二欄第四号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二十五の四の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

5 令本則の表二十五の項第二欄第五号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二十五の五の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

る。

(令本則の表二十六の項関係)

第二十七条 令本則の表二十六の項第二欄第一号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二十六の一の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 令本則の表二十六の項第二欄第二号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二十六の二の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(令本則の表二十七の項関係)

第二十八条 令本則の表二十七の項第二欄に掲げる部局又は機関に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二十七の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(令本則の表二十八の項関係)

第二十九条 令本則の表二十八の項第二欄第一号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二十八の一の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 令本則の表二十八の項第二欄第二号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂

行能力は、別表第二十八の二の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

3 令本則の表二十八の項第二欄第三号に掲げる部局又は機関等に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二十八の三の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(令本則の表二十九の項関係)

第三十条 令本則の表二十九の項第二欄に掲げる部局又は機関に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第二十九の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(令本則の表三十の項関係)

第三十一条 令本則の表三十の項第二欄に掲げる部局又は機関に係る全標準的な官職の標準職務遂行能力は、別表第三十の上欄に掲げる標準的な官職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

附 則

この決定は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

別表第一の一（第二条第一項関係）

標準的な官職

標準職務遂行能力

一 事務次官

一 倫理	<p>国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、部局を横断する課題や府省の重要課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
二 構想	<p>大局的な視野と将来的な展望に立って、所管行政を推進することができる。</p>
三 判断	<p>部局を横断する課題や府省の重要課題について、豊富な知識・経験及び情報に基づき、冷静かつ迅速な判断を行うことができる。</p>
四 説明・調整	<p>所管行政について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、特に重要な課題について、高次元の調整を行い、合意を形成することができる。</p>
五 業務運営	<p>国民の視点に立ち、不断の業務見直しを府省内に徹底することができる。</p>
六 組織統率	<p>強い指導力を発揮し、部局及び機関の統率を行</p>

	二 局長	い、成果を挙げるができる。
	一 倫理	国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、局の重要課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することがができる。
	二 構想	所管行政を取り巻く状況を的確に把握し、先々を見通しつつ、国民の視点に立って、局の重要課題について基本的な方向性を示すことができる。
	三 判断	局の責任者として、その重要課題について、豊富な知識・経験及び情報に基づき、冷静かつ迅速な判断を行うことができる。
	四 説明・調整	所管行政について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、困難な調整を行い、合意を形成することができる。
五 業務運営		国民の視点に立ち、不断の業務見直しに率先し

		<p>て取り組むことができる。</p> <p>指導力を発揮し、部下の志気を高め、組織を牽引し、成果を挙げることができる。</p>
<p>三 部長</p>	<p>六 組織統率</p>	<p>一 倫理</p> <p>国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、担当分野の重要課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
	<p>二 構想</p>	<p>所管行政を取り巻く状況を的確に把握し、先々を見通しつつ、国民の視点に立って、担当分野の重要課題について基本的な方針を示すことができる。</p>
	<p>三 判断</p>	<p>担当分野の責任者として、その重要課題について、豊富な知識・経験及び情報に基づき、冷静かつ迅速な判断を行うことができる。</p>
	<p>四 説明・調整</p>	<p>所管行政について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、局長を助け、困難な調</p>

		四 課長			
		五 業務運営	六 組織統率	一 倫理	二 構想
		国民の視点に立ち、不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。	指導力を発揮し、部下の統率を行い、成果を挙げることができる。	国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、課の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	所管行政を取り巻く状況を的確に把握し、国民の視点に立って、行政課題に対応するための方針を示すことができる。
	三 判断	課の責任者として、適切な判断を行うことができる。			
	四 説明・調整	所管行政について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、関係者と調整を行い、			

		五 室長	
	五 業務運営	六 組織統率・人材育成	一 倫理
	合意を形成することができる。	適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。	国民全体の奉仕者として、担当業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
四 説明・調整	三 判断	二 企画・立案	担当業務の責任者として、適切な判断を行うことができる。
	担当する事案について適切な説明を行うとともに、関係者と調整を行い、合意を形成すること	組織方針に基づき、行政ニーズを踏まえ、課題を的確に把握し、施策の企画・立案を行うことができる。	

		六 課長補佐			
		五 業務運営	六 組織統率・人材育成	一 倫理	二 企画・立案、事務事業 の実施
		ができる。 コスト意識を持って効率的に業務を進めること ができる。	適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な 指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指 導・育成を行うことができる。	国民全体の奉仕者として、担当業務の第一線に おいて責任を持って課題に取り組むとともに、 服務規律を遵守し、公正に職務を遂行すること ができる。	組織や上司の方針に基づいて、施策の企画・立 案や事務事業の実施の実務の中核を担うことが できる。
四 説明・調整	三 判断				自ら処理すべき事案について、適切な判断を行 うことができる。
					担当する事案について論理的な説明を行うとと

		七 係長	
		五 業務遂行	もに、関係者と粘り強く調整を行うことができる。
		六 部下の育成・活用	段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。 部下の指導、育成及び活用を行うことができる。
		一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
		二 課題対応	担当業務に必要な専門的知識・技術を習得し、問題点を的確に把握し、課題に対応することができる。
		三 協調性	上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。
四 説明			担当する事案について分かりやすい説明を行うことができる。

別表第一の二（第二条第二項関係）

八 係員	五 業務遂行 計画的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。
一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
二 知識・技術	業務に必要な知識・技術を習得することができる。
三 コミュニケーション	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。
四 業務遂行	意欲的に業務に取り組むことができる。
標準的な官職	標準職務遂行能力
一 所長	一 倫理 国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、機関の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。

	二 部長
二 構想	本府省の方針に基づき、行政ニーズを踏まえ、業務運営の基本的な方針を示すことができる。
三 判断	機関の責任者として、豊富な知識・経験に基づき、適切な判断を行うことができる。
四 説明・調整	機関の業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、対外的に機関を代表し、調整を行い、合意を形成することができる。
五 業務運営	不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。
六 組織統率	指導力を発揮し、組織統率を行い、成果を挙げることができる。
一 倫理	国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、担当分野の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。

三 課長	二 構想	本府省等の方針に基づき、行政ニーズを踏まえ、業務運営の方針を示すことができる。
三 判断	担当分野の責任者として、適切な判断を行うことができる。	
四 説明・調整	担当分野の業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、所長を助け、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。	
五 業務運営	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。	
六 組織統率	組織の業務運営に関し、的確な指示を行うとともに、部下を統率し、成果を挙げることができる。	
一 倫理	国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	

<p>四 課長補佐</p>	<p>二 実施施策の立案</p>	<p>三 判断</p>	<p>四 説明・調整</p>	<p>五 業務運営</p>	<p>六 組織統率・人材育成</p>	<p>一 倫理</p>
	<p>組織方針に基づき、行政ニーズを踏まえた実施施策を立案することができる。</p>	<p>所管する事案について、適切な判断を行うことができる。</p>	<p>所管する事案について適切な説明を行うとともに、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>適切に業務を配分した上、進捗管理を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>	<p>国民全体の奉仕者として、担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>

<p>五 係長</p>	<p>二 方策・計画の立案、事務事業の実施</p>	<p>組織や上司の方針に基づいて、具体的な方策・計画を立案し、又は事務事業を実施することができる。</p>
<p>三 判断</p>	<p>自ら処理すべき事案について、適切な判断を行うことができる。</p>	
<p>四 説明・調整</p>	<p>担当する事案について論理的な説明を行うとともに、関係者と調整を行うことができる。</p>	
<p>五 業務遂行</p>	<p>段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。</p>	
<p>六 部下の育成・活用</p>	<p>部下の指導、育成及び活用を行うことができる。</p>	
<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	
<p>二 課題対応</p>	<p>担当業務に必要な専門的知識・技術を習得し、課題に対応することができる。</p>	

標準的な官職	別表第一の三（第二条第三項関係）					
	標準職務遂行能力					
六 係員	三	協調性	上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。			
	四	説明	担当する事案について分かりやすい説明を行うことができる。			
	五	業務遂行	計画的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。			
	一	倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。			
	二	知識・技術	業務に必要な知識・技術を習得することができる。			
	三	コミュニケーション	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。			
四	業務遂行	意欲的に業務に取り組むことができる。				

<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、機関の重要課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>二 構想</p>	<p>所管行政を取り巻く状況を的確に把握し、先々を見通しつつ、国民の視点に立って、機関の重要課題について、基本的な方向性を示すことができる。</p>
<p>三 判断</p>	<p>機関の責任者として、その重要課題について、豊富な知識・経験及び情報に基づき、冷静かつ迅速な判断を行うことができる。</p>
<p>四 説明・調整</p>	<p>所管行政について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、困難な調整を行い、合意を形成することができる。</p>
<p>五 業務運営</p>	<p>国民の視点に立ち、不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。</p>

	六 組織統率	指導力を発揮し、部下の志気を高め、組織を牽引し、成果を挙げることができる。
二 参事官	一 倫理	国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、機関の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
二 構想	所管行政を取り巻く状況を的確に把握し、先々を見通しつつ、国民の視点に立って、機関の課題について基本的な方針を示すことができる。	
三 判断	院長を助ける者として、その課題について、豊富な知識・経験及び情報に基づき、冷静かつ迅速な判断を行うことができる。	
四 説明・調整	所管行政について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、院長を助け、困難な調整を行い、合意を形成することができる。	
五 業務運営	国民の視点に立ち、不断の業務見直しに率先し	

		<p>て取り組むことができる。</p> <p>指導力を発揮し、部下の統率を行い、成果を挙げることができる。</p>
<p>三 部長</p>	<p>六 組織統率</p>	<p>一 倫理</p> <p>国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、部の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
	<p>二 構想</p>	<p>本省等の方針に基づき、行政ニーズを踏まえ、業務運営の方針を示すことができる。</p>
	<p>三 判断</p>	<p>部の責任者として、適切な判断を行うことができる。</p>
	<p>四 説明・調整</p>	<p>部の業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、院長を助け、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。</p>
	<p>五 業務運営</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>

	<p>六 組織統率</p>	<p>組織の業務運営に関し、的確な指示を行うとともに、部下を統率し、成果を挙げることができる。</p>
<p>四 課長</p>	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>二 企画・立案</p>	<p>組織方針に基づき、行政ニーズを踏まえ、施策の企画・立案を行うことができる。</p>	
<p>三 判断</p>	<p>所管する事案について、適切な判断を行うことができる。</p>	
<p>四 説明・調整</p>	<p>所管する事案について適切な説明を行うとともに、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。</p>	
<p>五 業務運営</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>	
<p>六 組織統率・人材育成</p>	<p>適切に業務を配分した上、進捗管理を行い、成</p>	

	五 課長補佐	果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。
一 倫理	国民全体の奉仕者として、担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	
二 方策・計画の立案、事務事業の実施	組織や上司の方針に基づいて、具体的な方策・計画を立案し、又は事務事業を実施することができる。	
三 判断	自ら処理すべき事案について、適切な判断を行うことができる。	
四 説明・調整	担当する事案について論理的な説明を行うとともに、関係者と調整を行うことができる。	
五 業務遂行	段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。	
六 部下の育成・活用	部下の指導、育成及び活用を行うことができる。	

	六 係長	る。
	一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	二 課題対応	担当業務に必要な専門的知識・技術を習得し、課題に対応することができる。
	三 協調性	上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。
	四 説明	担当する事案について分かりやすい説明を行うことができる。
	五 業務遂行	計画的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。
七 係員	一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	二 知識・技術	業務に必要な知識・技術を習得することができる。

別表第一の四（第二条第四項関係）

		標準的な官職		標準職務遂行能力	
	一 局長	一 倫理	国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、機関の重要課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	四 業務遂行	意欲的に業務に取り組むことができる。
	二 構想	二 倫理	国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、機関の重要課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	三 コミュニケーション	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。
	三 判断	三 倫理	国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、機関の重要課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。		
四 説明・調整		四 倫理	国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、機関の重要課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。		
					る。

		<p>、組織方針の実現に向け、対外的に機関を代表し、困難な調整を行い、合意を形成することができる。</p> <p>国民の視点に立ち、不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。</p> <p>指導力を発揮し、組織統率を行い、成果を挙げることができる。</p>
<p>二 部長</p>	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、部の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
	<p>二 構想</p>	<p>本府省等の方針に基づき、地域情勢を踏まえ、業務運営の方針を示すことができる。</p>
	<p>三 判断</p>	<p>部の責任者として、適切な判断を行うことができる。</p>
<p>四 説明・調整</p>		<p>部の業務について適切な説明を行うとともに、</p>

	<p>三 課長</p>		<p>五 業務運営</p>	<p>六 組織統率</p>	<p>一 倫理</p> <p>二 実施施策の立案</p> <p>三 判断</p> <p>四 説明・調整</p>	
<p>組織方針の実現に向け、局長を助け、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。</p>		<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>管轄する組織の業務運営に関し、的確な指示を行うとともに、部下を統率し、成果を挙げることがができる。</p>	<p>国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>組織方針に基づき、地域の行政ニーズを踏まえた実施施策を立案することができる。</p>	<p>所管する事案について、適切な判断を行うことができる。</p>
<p>所管する事案について適切な説明を行うとともに、関係者と調整を行い、合意を形成すること</p>						

	四 課長補佐			
	五 業務運営	六 組織統率・人材育成	一 倫理	二 方策・計画の立案、事 務事業の実施
ができる。	コスト意識を持って効率的に業務を進めること ができる。	適切に業務を配分した上、進捗管理を行い、成 果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行う ことができる。	国民全体の奉仕者として、担当業務の第一線に おいて責任を持って課題に取り組むとともに、 服務規律を遵守し、公正に職務を遂行すること ができる。	組織や上司の方針に基づいて、具体的な方策・ 計画を立案し、又は事務事業を実施することが できる。
三 判断	自ら処理すべき事案について、適切な判断を行 うことができる。	四 説明・調整	担当する事案について論理的な説明を行うとと	

		五 係長			
五 業務遂行	四 説明	三 協調性	二 課題対応	一 倫理	六 部下の育成・活用
<p>五 業務遂行</p> <p>計画的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。</p>	<p>四 説明</p> <p>担当する事案について分かりやすい説明を行うことができる。</p>	<p>三 協調性</p> <p>上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。</p>	<p>二 課題対応</p> <p>担当業務に必要な専門的知識・技術を習得し、課題に対応することができる。</p>	<p>一 倫理</p> <p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>六 部下の育成・活用</p> <p>部下の指導、育成及び活用を行うことができる。</p>
				<p>五 業務遂行</p> <p>段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。</p> <p>もに、関係者と調整を行うことができる。</p>	

別表第一の五（第二条第五項関係）

<p>六 係員</p>	<p>一 倫理 国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p> <p>二 知識・技術 業務に必要な知識・技術を習得することができる。</p> <p>三 コミュニケーション 上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。</p> <p>四 業務遂行 意欲的に業務に取り組むことができる。</p>
<p>一 所長 標準的な官職</p>	<p>標準職務遂行能力</p> <p>一 倫理 国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、機関の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p> <p>二 構想 本府省の方針に基づき、地域情勢を踏まえ、業務運営の基本的な方針を示すことができる。</p>

	<p>三 判断</p> <p>機関の責任者として、適切な判断を行うことができる。</p>
	<p>四 説明・調整</p> <p>機関の業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、対外的に機関を代表し、調整を行い、合意を形成することができる。</p>
	<p>五 業務運営</p> <p>不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。</p>
	<p>六 組織統率</p> <p>組織統率を行い、成果を挙げることができる。</p>
<p>二 次長</p>	<p>一 倫理</p> <p>国民全体の奉仕者として、機関の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
	<p>二 構想</p> <p>組織方針に基づき、地域情勢を踏まえた実施施策の大枠を示すことができる。</p>
	<p>三 判断</p> <p>所長を助ける者として、適切な判断を行うことができる。</p>

	三 課長					
四 説明・調整	五 業務運営	六 組織統率	一 倫理	二 実施施策の立案	三 判断	四 説明・調整
<p>機関の業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、所長を助け、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>組織の業務運営に関し、所長を助け、的確な指示を行い、成果を挙げることができる。</p>	<p>国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>組織方針に基づき、地域の行政ニーズを踏まえた実施施策を立案することができる。</p>	<p>所管する事案について、適切な判断を行うことができる。</p>	<p>所管する事案について適切な説明を行うとともに、関係者と調整を行い、合意を形成すること</p>

	四 課長補佐			
	五 業務運営	六 組織統率・人材育成	一 倫理	二 方策・計画の立案、事務事業の実施
<p>ができる。</p> <p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>適切に業務を配分した上、進捗管理を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>	<p>国民全体の奉仕者として、担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>組織や上司の方針に基づいて、具体的な方策・計画を立案し、又は事務事業を実施することができる。</p>	<p>自ら処理すべき事案について、適切な判断を行うことができる。</p>
三 判断	四 説明・調整	<p>担当する事案について論理的な説明を行うと</p>		

				五 係長			
五 業務遂行	四 説明	三 協調性	二 課題対応	一 倫理	六 部下の育成・活用	五 業務遂行	
計画的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。	担当する事案について分かりやすい説明を行うことができる。	上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。	担当業務に必要な専門的知識・技術を習得し、課題に対応することができる。	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	部下の指導、育成及び活用を行うことができる。	段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。	もに、関係者と調整を行うことができる。

別表第一の六（第二条第六項関係）

		六 係員	
一 所長		一 倫理	
標準的な官職		国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	
二 倫理	標準職務遂行能力	二 知識・技術	業務に必要な知識・技術を習得することができる。
一 倫理	国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、機関の課題に責任を持って取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	三 コミュニケーション	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。
二 構想	本府省等の方針に基づき、地域情勢を踏まえ、業務運営の基本的な方針を示すことができる。	四 業務遂行	意欲的に業務に取り組むことができる。

		二 部長	
三 判断	機関の責任者として、適切な判断を行うことができる。	四 説明・調整	機関の業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、対外的に機関を代表し、調整を行い、合意を形成することができる。
五 業務運営	不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。	六 組織統率	組織統率を行い、成果を挙げることができる。
一 倫理	国民全体の奉仕者として、担当分野の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	二 実施方針の立案	本府省等の方針に基づき、地域情勢を踏まえた実施方針を示すことができる。
三 判断	担当分野の責任者として、適切な判断を行うことができる。		

	三 課長
四 説明・調整	四 説明・調整
五 業務運営	六 組織統率
一 倫理	二 実施計画の立案
三 判断	四 説明・調整
<p>担当分野の業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、所長を助け、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。</p> <p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>業務の進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるができる。</p>
<p>組織方針に基づき、地域の行政ニーズを踏まえた実施計画を立案することができる。</p>	<p>所管する事案について、適切な判断を行うことができる。</p>
<p>所管する事案について適切な説明を行うとともに</p>	

	<p>四 課長補佐</p>
<p>五 業務運営</p>	<p>に、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。</p>
<p>六 組織統率・人材育成</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>
<p>一 倫理</p>	<p>適切に業務を配分した上、進捗管理を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>
<p>二 方策・計画の立案、事務事業の実施</p>	<p>国民全体の奉仕者として、担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>三 判断</p>	<p>組織や上司の方針に基づいて、具体的な方策・計画を立案し、又は事務事業を実施することができる。</p>
<p>三 判断</p>	<p>自ら処理すべき事案について、適切な判断を行うことができる。</p>

	五 係長						
四 説明・調整	五 業務遂行	六 部下の育成・活用	一 倫理	二 課題対応	三 協調性	四 説明	五 業務遂行
<p>担当する事案について論理的な説明を行うとともに、関係者と調整を行うことができる。</p>	<p>段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>部下の指導、育成及び活用を行うことができる。</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>担当業務に必要な専門的知識・技術を習得し、課題に対応することができる。</p>	<p>上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。</p>	<p>担当する事案について分かりやすい説明を行うことができる。</p>	<p>計画的に業務を進め、担当業務全体のチェック</p>

別表第一の七（第二条第七項第一号関係）

	六 係員	を行い、確実に業務を遂行することができる。
	一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	二 知識・技術	業務に必要な知識・技術を習得することができる。
	三 コミュニケーション	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。
	四 業務遂行	意欲的に業務に取り組むことができる。
標準的な官職	一 所長	標準職務遂行能力
	一 倫理	国民全体の奉仕者として、機関の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	二 執行方針の立案	本府省等の方針に基づき、的確な状況認識の下、業務の執行方針を示すことができる。

	<p>三 判断</p> <p>機関の責任者として、適切な判断を行うことができる。</p>
<p>四 説明・調整</p>	<p>機関の業務について適切な説明を行うとともに、対外的に機関を代表し、調整を行い、合意を形成することができる。</p>
<p>五 業務運営</p>	<p>不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。</p>
<p>六 組織統率</p>	<p>組織統率を行い、成果を挙げることができる。</p>
<p>二 次長</p> <p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、機関の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>二 執行方針の立案</p>	<p>本府省等の方針に基づき、的確な状況認識の下、所長を助け、業務の執行方針を示すことができる。</p>
<p>三 判断</p>	<p>所長を助ける者として、適切な判断を行うことができる。</p>

	三 課長					
四 説明・調整	五 業務運営	六 組織統率	一 倫理	二 事案対応	三 判断	四 説明・調整
<p>機関の業務について適切な説明を行うとともに、所長を助け、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>業務の進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるができる。</p>	<p>国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>的確に状況を把握し、困難な事案に適切に対応することができる。</p>	<p>所管する業務の執行において、適切な判断を行うことができる。</p>	<p>所管する業務の執行において適切な説明を行うとともに、関係者と調整を行い、合意を形成す</p>

		四 課長補佐			
	五 業務運営	六 組織統率・人材育成	一 倫理	二 事案対応	三 判断
	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>業務の執行方針を徹底し、進捗管理を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>	<p>国民全体の奉仕者として、担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>十分な知識・技術及び経験に基づき、担当する事案に適切に対応することができる。</p>	<p>自ら進めるべき業務の執行において、適切な判断を行うことができる。</p>
四 説明・調整	<p>担当する業務の執行において論理的な説明を行うとともに、関係者と調整を行うことができる。</p>				

別表第一の八（第二条第七項第二号関係）

<p>六 係員</p>	<p>一 倫理 国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p> <p>二 知識・技術 業務に必要な知識・技術を習得することができる。</p> <p>三 コミュニケーション 上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。</p> <p>四 業務遂行 意欲的に業務に取り組むことができる。</p>
<p>一 所長 標準的な官職</p>	<p>標準職務遂行能力</p> <p>一 倫理 国民全体の奉仕者として、機関の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p> <p>二 執行方針の立案 本府省等の方針に基づき、的確な状況認識の下、業務の執行方針を示すことができる。</p> <p>三 判断 機関の責任者として、適切な判断を行うことができる。</p>

	<p>二 次長</p>		
<p>できる。</p>	<p>四 説明・調整</p> <p>機関の業務について適切な説明を行うとともに、対外的に機関を代表し、調整を行い、合意を形成することができる。</p>	<p>五 業務運営</p> <p>不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。</p>	<p>六 組織統率</p> <p>組織統率を行い、成果を挙げることができる。</p>
<p>一 倫理</p> <p>国民全体の奉仕者として、機関の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>二 執行方針の立案</p> <p>本府省等の方針に基づき、的確な状況認識の下、所長を助け、業務の執行方針を示すことができる。</p>	<p>三 判断</p> <p>所長を助ける者として、適切な判断を行うことができる。</p>	<p>四 説明・調整</p> <p>機関の業務について適切な説明を行うとともに</p>

	三 首席運輸企画専門官			
	五 業務運営	六 組織統率	一 倫理	二 事案対応
<p>、所長を助け、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>業務の進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げることができる。</p>	<p>国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>的確に状況を把握し、困難な事案に適切に対応することができる。</p>
三 判断	四 説明・調整	<p>所管する業務の執行において、適切な判断を行うことができる。</p>	<p>所管する業務の執行において適切な説明を行うとともに、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。</p>	

		四 運輸企画専門官				
	五 業務運営	六 組織統率・人材育成	一 倫理	二 事案対応	三 協調性	四 説明
	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。	業務の執行方針を徹底し、進捗管理を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	担当業務についての知識・技術に基づき、事案に適切に対応することができる。	上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。	担当する業務の執行について分かりやすい説明を行うことができる。
						五 業務遂行
						計画的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。

別表第一の九（第二条第七項第三号関係）

<p>五 係員</p>	<p>一 倫理 国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p> <p>二 知識・技術 業務に必要な知識・技術を習得することができる。</p> <p>三 コミュニケーション 上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。</p> <p>四 業務遂行 意欲的に業務に取り組むことができる。</p>
<p>一 署長</p>	<p>標準的な官職</p> <p>標準職務遂行能力</p> <p>一 倫理 国民全体の奉仕者として、機関の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p> <p>二 事案対応 的確に状況を把握し、困難な事案に適切に対応することができる。</p> <p>三 判断 機関の責任者として、適切な判断を行うことができる。</p>

		<p>四 説明・調整</p> <p>機関の業務について適切な説明を行うとともに、対外的に機関を代表し、調整を行い、合意を形成することができる。</p>
	<p>五 業務運営</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>
	<p>六 組織統率・人材育成</p>	<p>業務の執行方針を徹底し、進捗管理を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>
<p>二 署長補佐</p>	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
	<p>二 事案対応</p>	<p>十分な知識・技術及び経験に基づき、担当する事案に適切に対応することができる。</p>
<p>三 判断</p>		<p>自ら進めるべき業務の執行において、適切な判</p>

	<p>三 係長</p>		
<p>断を行うことができる。</p>	<p>四 説明・調整</p> <p>担当する業務の執行において論理的な説明を行うとともに、関係者と調整を行うことができる。</p>	<p>五 業務遂行</p> <p>段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>六 部下の育成・活用</p> <p>部下の指導、育成及び活用を行うことができる。</p>
<p>一 倫理</p> <p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>二 事案対応</p> <p>担当業務についての知識・技術に基づき、事案に適切に対応することができる。</p>	<p>三 協調性</p> <p>上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。</p>	<p>四 説明</p> <p>担当する業務の執行において分かりやすい説明</p>

別表第一の十（第二条第七項第四号関係）

標準的な官職	一 所長	標準職務遂行能力
一 倫理	国民全体の奉仕者として、機関の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	
四 係員	五 業務遂行	を行うことができる。
一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	
二 知識・技術	業務に必要な知識・技術を習得することができる。	
三 コミュニケーション	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。	
四 業務遂行	意欲的に業務に取り組むことができる。	

<p>二 係長</p>	<p>二 事案対応</p>	<p>十分な知識・技術及び豊富な経験に基づき、事案を適切に処理することができる。</p>
<p>三 判断</p>	<p>機関の責任者として、適切な判断を行うことができる。</p>	
<p>四 説明・調整</p>	<p>機関の業務について適切な説明を行うとともに、対外的に機関を代表し、調整を行うことができる。</p>	
<p>五 業務遂行</p>	<p>段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。</p>	
<p>六 部下の育成・活用</p>	<p>部下の指導、育成及び活用を行うことができる。</p>	
<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	
<p>二 事案対応</p>	<p>担当業務についての知識・技術に基づき、事案に適切に対応することができる。</p>	

標準的な官職	別表第一の十一（第二条第七項第五号関係）	
	標準職務遂行能力	
三 係員	三 協調性	上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。
	四 説明	担当する業務の執行において分かりやすい説明を行うことができる。
	五 業務遂行	計画的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。
	一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	二 知識・技術	業務に必要な知識・技術を習得することができる。
	三 コミュニケーション	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。
	四 業務遂行	意欲的に業務に取り組むことができる。

<p>一 所長</p>	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、機関の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>二 係員</p>	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に</p>
<p>二 事案対応</p>	<p>三 判断</p>	<p>所管する業務についての知識・技術に基づき、適切に事案を処理することができる。</p>
<p>四 説明・調整</p>	<p>五 業務遂行</p>	<p>機関の業務について適切な説明を行うとともに、対外的に機関を代表し、調整を行うことができる。</p>
<p>六 部下の育成・活用</p>	<p>六 部下の育成・活用</p>	<p>計画的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。部下の指導、育成及び活用を行うことができる。</p>

別表第一の十二（第二条第七項第六号関係）

標準的な官職		標準職務遂行能力	
一 首席運輸企画専門官	一 倫理	国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	職務を遂行することができる。
	二 実施計画の立案	組織方針に基づき、地域の行政ニーズを踏まえた実施計画を立案することができる。	業務に必要な知識・技術を習得することができる。
	三 判断	所管する事案について、適切な判断を行うことができる。	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。
	四 説明・調整	所管する事案について適切な説明を行うとともに	意欲的に業務に取り組むことができる。

		<p>に、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。</p>
<p>二 運輸企画専門官</p>	<p>五 業務運営</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>
	<p>六 組織統率・人材育成</p>	<p>適切に業務を配分した上、進捗管理を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>
	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
	<p>二 課題対応</p>	<p>担当業務に必要な専門的知識・技術を習得し、課題に対応することができる。</p>
	<p>三 協調性</p>	<p>上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。</p>
<p>四 説明</p>		<p>担当する事案について分かりやすい説明を行うことができる。</p>

別表第二の一（第三条第一項関係）

	<p>五 業務遂行</p>	<p>計画的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。</p>
<p>三 係員</p>	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
	<p>二 知識・技術</p>	<p>業務に必要な知識・技術を習得することができる。</p>
	<p>三 コミュニケーション</p>	<p>上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。</p>
	<p>四 業務遂行</p>	<p>意欲的に業務に取り組むことができる。</p>
<p>一 長官</p>	<p>一 倫理</p>	<p>標準職務遂行能力</p> <p>国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、部局を横断する課題や庁の重要課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>

	<p>二 局長</p>
<p>二 構想</p>	<p>大局的な視野と将来的な展望に立って、所管行政を推進することができる。</p>
<p>三 判断</p>	<p>部局を横断する課題、庁の重要課題や問題が発生した場合の対応について、豊富な知識・経験及び情報に基づき、冷静かつ迅速な判断を行うことができる。</p>
<p>四 説明・調整</p>	<p>所管行政について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、特に重要な課題について、高次元の調整を行い、合意を形成することができる。</p>
<p>五 業務運営</p>	<p>国民の視点に立ち、不断の業務見直しを庁内に徹底することができる。</p>
<p>六 組織統率</p>	<p>強い指導力を発揮し、部局及び機関の統率を行い、成果を挙げることができる。</p>
<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、局の重要課題に責任を持って取り組むとともに</p>

	<p>、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができるとができる。</p>
<p>二 構想</p>	<p>所管行政を取り巻く状況を的確に把握し、先々を見通しつつ、国民の視点に立って、局の重要課題について基本的な方向性を示すことができる。</p>
<p>三 判断</p>	<p>局の責任者として、その重要課題や問題が発生した場合の対応について、豊富な知識・経験及び情報に基づき、冷静かつ迅速な判断を行うことができる。</p>
<p>四 説明・調整</p>	<p>所管行政について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、困難な調整を行い、合意を形成することができる。</p>
<p>五 業務運営</p>	<p>国民の視点に立ち、不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。</p>
<p>六 組織統率</p>	<p>指導力を発揮し、部下の志気を高め、組織を牽</p>

		<p>引するとともに、組織の一体性を確保し、成果を挙げるができる。</p>
<p>三 部長</p>	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、担当分野の重要課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
	<p>二 構想</p>	<p>所管行政を取り巻く状況を的確に把握し、先々を見通しつつ、国民の視点に立って、担当分野の重要課題について基本的な方針を示すことができる。</p>
	<p>三 判断</p>	<p>担当分野の責任者として、その重要課題や問題が発生した場合の対応について、豊富な知識・経験及び情報に基づき、冷静かつ迅速な判断を行うことができる。</p>
	<p>四 説明・調整</p>	<p>所管行政について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、局長を助け、困難な調</p>

	四 課長		
五 業務運営	六 組織統率	一 倫理	二 構想
<p>整を行い、合意を形成することができる。</p> <p>国民の視点に立ち、不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。</p>	<p>指導力を発揮し、部下の指揮・統率を行うとともに、組織の一体性を確保し、成果を挙げることがができる。</p>	<p>国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、課の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>所管行政を取り巻く状況を的確に把握し、国民の視点に立って、行政課題に対応するための方針を示すことができる。</p> <p>課の責任者として、状況に応じて適切な判断を行うとともに、問題が発生した場合に早期対応を適切に行うことができる。</p>
三 判断			

	五 室長			
<p>四 説明・調整</p> <p>所管行政について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。</p>	<p>五 業務運営</p> <p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>六 組織統率・人材育成</p> <p>適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>	<p>一 倫理</p> <p>国民全体の奉仕者として、担当業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>二 企画・立案</p> <p>組織方針に基づき、行政ニーズを踏まえ、課題を的確に把握し、施策の企画・立案を行うことができる。</p>
<p>三 判断</p> <p>担当業務の責任者として、状況に応じて適切な判断を行うとともに、問題が発生した場合に早</p>				

六 課長補佐	<p>四 説明・調整</p> <p>五 業務運営</p> <p>六 組織統率・人材育成</p>	<p>期対応を適切に行うことができる。</p> <p>担当する事案について適切な説明を行うとともに、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。</p> <p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p> <p>適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p> <p>国民全体の奉仕者として、担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>一 倫理</p> <p>二 企画・立案、事務事業の実施</p>	<p>組織や上司の方針に基づいて、施策の企画・立案や事務事業の実施の実務の中核を担うことができる。</p>	

	七 係長	
<p>三 判断</p> <p>自ら処理すべき事案について、状況に応じて適切な判断を行うことができる。</p>	<p>四 説明・調整</p> <p>担当する事案について論理的な説明を行うとともに、関係者と粘り強く調整を行うことができる。</p>	<p>五 業務遂行</p> <p>段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。</p>
<p>六 部下の育成・活用</p> <p>部下の指導、育成及び活用を行うことができる。</p>	<p>一 倫理</p> <p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>二 課題対応</p> <p>担当業務に必要な専門的知識・技術を習得し、問題点を的確に把握し、課題に対応することができる。</p>
<p>三 協調性、報告・連絡</p> <p>上司・部下等と協力的な関係を構築し、適切な</p>		

別表第二の二（第三条第二項関係）

		八 係員	
四 業務遂行		五 業務遂行	四 説明
意欲的に業務に取り組むことができる。	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとる。適切な状況報告、連絡等を行うことができる。	二 知識・技術	一 倫理
		三 コミュニケーション	
			業務に必要な知識・技術を習得することができる。
			国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
			計画的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。
			担当する事案について分かりやすい説明を行うことができる。
			状況報告、連絡等を行うとともに、上司の指示を部下に徹底することができる。

標準的な官職		標準職務遂行能力	
一 所長	一 倫理 国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、機関の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	二 構想 本省等の方針に基づき、行政ニーズを踏まえ、業務運営の基本的な方針を示すことができる。	三 判断 機関の責任者として、豊富な知識・経験に基づき、現場の状況に応じて適切な判断を行うとともに、問題が発生した場合に早期対応を適切に行うことができる。
四 連携の確保	対外的に機関を代表し、関係者と連携して円滑に業務を進めることができるよう、信頼関係を構築することができる。	五 業務運営	不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。

	<p>六 組織統率</p>	<p>指導力を発揮し、組織統率を行い、成果を挙げることができる。</p>
<p>二 部長</p>	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、担当分野の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
	<p>二 構想</p>	<p>本省等の方針に基づき、行政ニーズを踏まえ、業務運営の方針を示すことができる。</p>
	<p>三 判断</p>	<p>担当分野の責任者として、現場の状況に応じて適切な判断を行うとともに、問題が発生した場合に早期対応を適切に行うことができる。</p>
	<p>四 連携の確保</p>	<p>所長を助け、関係者との信頼関係を構築し、連携して業務を進めることができる。</p>
	<p>五 業務運営</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>
<p>六 組織統率</p>		<p>組織の業務運営に関し、的確な指示を行うこと</p>

	三 課長	<p>もに、部下を統率し、成果を挙げることができる。</p>
一 倫理	<p>国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	
二 方策の立案	<p>的確に状況を把握し、困難な事案に適切に対応するための方策を立てることができる。</p>	
三 判断	<p>現場の状況に応じ、所管する業務の執行において適切な判断を行うとともに、問題が発生した場合に早期対応を適切に行うことができる。</p>	
四 連携の確保	<p>関係者との信頼関係を構築し、連携して事案に対応することができる。</p>	
五 業務運営	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>	
六 組織統率・人材育成	<p>適切に業務を配分した上、部下の指揮・統率を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育</p>	

		四 課長補佐	
	一 倫理	成を行うことができる。 国民全体の奉仕者として、担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	
	二 入所者対応	十分な知識・技術及び経験に基づき、入所者に関する情報を的確に収集・把握し、適切に指導を行うことができる。	
	三 判断	現場の状況に応じ、自ら進めるべき業務の執行において適切な判断を行うことができる。	
	四 信頼関係の構築	上司・部下・関係部署等との信頼関係を構築することができる。	
	五 業務遂行	部下に対する指揮・命令を行い、的確に業務を進めることができる。	
六 部下の育成・活用		部下の指導、育成及び活用を行うことができる。	

<p>五 係長</p>	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	
<p>六 係員</p>	<p>二 入所者対応</p>	<p>担当業務に必要な専門的知識・技術を習得し、入所者に関する情報を的確に収集・把握し、適切に指導を行うことができる。</p>	
<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>四 業務遂行</p>	<p>計画的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。</p>
<p>二 知識・技術</p>	<p>業務に必要な知識・技術を習得することができる。</p>	<p>三 報告・連絡</p>	<p>上司との間で適切な状況報告、連絡等を行うとともに、上司の指示を部下に徹底することができる。</p>

別表第二の三（第三条第三項関係）

標準的な官職	標準職務遂行能力		
一 局長	一 倫理	<p>国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、機関の重要課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	
二 構想	二 判断	<p>本省庁の方針に基づき、地域情勢を踏まえ、業務運営の基本的な方向性を示すことができる。機関の責任者として、その重要課題や問題が発生した場合の対応について、豊富な知識・経験及び情報に基づき、冷静かつ迅速な判断を行うことができる。</p>	
	三 コミュニケーション	<p>上司・同僚等との間で適切な状況報告、連絡等を行うとともに、入所者との円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。</p>	
四 業務遂行	<p>意欲的に業務に取り組むことができる。</p>		

	二 部長	
<p>四 説明・調整</p> <p>機関の業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、対外的に機関を代表し、困難な調整を行い、合意を形成することができる。</p>	<p>五 業務運営</p> <p>国民の視点に立ち、不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。</p>	<p>六 組織統率</p> <p>指導力を発揮し、組織統率を行い、成果を挙げることができる。</p>
<p>一 倫理</p> <p>国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、部の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>二 構想</p> <p>本省庁等の方針に基づき、地域情勢を踏まえ、業務運営の方針を示すことができる。</p>	<p>三 判断</p> <p>部の責任者として、状況に応じて適切な判断を行うとともに、問題が発生した場合に早期対応</p>

		<p>を適切に行うことができる。</p> <p>部の業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、局長を助け、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。</p> <p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>
<p>四 説明・調整</p>		<p>管轄する組織の業務運営に関し、的確な指示を行うとともに、部下を統率し、成果を挙げるこ とができる。</p>
<p>五 業務運営</p>		<p>国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>六 組織統率</p>		<p>的確に状況を把握し、所管する事案に適切に対応するための方策を立てることができる。</p>
<p>三 課長</p>	<p>一 倫理</p>	<p>所管する業務の実施において、状況に応じて適切な判断を行うとともに、問題が発生した場合</p>
	<p>二 方策の立案</p>	
	<p>三 判断</p>	

	<p>四 課長補佐</p>	
<p>に早期対応を適切に行うことができる。</p>	<p>四 説明・調整 所管する業務の実施において適切な説明を行うとともに、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。</p>	<p>五 業務運営 コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>
<p>六 組織統率・人材育成 適切に業務を配分した上、進捗管理及び部下の指揮を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>	<p>一 倫理 国民全体の奉仕者として、担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>二 事案対応 十分な知識・技術及び経験に基づき、困難な事案に適切に対応することができる。</p>
<p>三 判断 自ら進めるべき業務の実施において、状況に応</p>	<p>三 判断</p>	

別表第二の四（第三条第四項関係）

一 所長	標準的な官職							
一 倫理	標準職務遂行能力	四 業務遂行		三 コミュニケーション	二 知識・技術	一 倫理	五 業務遂行	四 説明
国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、		意欲的に業務に取り組むことができる。	とができる。	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、適切な状況報告、連絡等を行うことができる。	業務に必要な知識・技術を習得することができる。	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	担当する業務の実施において分かりやすい説明を行うことができる。	

		<p>機関の課題に責任を持って取り組むとともに、サービス規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
二 次長	一 倫理	国民全体の奉仕者として、担当分野の課題に責
六 組織統率	組織統率を行い、成果を挙げることができる。	二 構想
五 業務運営	不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。	三 判断
四 説明・調整	、調整を行い、合意を形成することができる。	三 判断
	機関の業務について適切な説明を行うとともに	
	、組織方針の実現に向け、対外的に機関を代表	
	し、調整を行い、合意を形成することができる。	
	、調整を行い、合意を形成することができる。	
	機関の責任者として、状況に応じて適切な判断	
	を行うとともに、問題が発生した場合に早期対	
	応を適切に行うことができる。	
	本省庁等の方針に基づき、地域情勢を踏まえ、	
	業務運営の基本的な方針を示すことができる。	

		<p>三 課長</p>
<p>二 実施方針の立案</p>	<p>三 判断</p>	<p>四 説明・調整</p>
<p>任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p> <p>本省庁等の方針に基づき、地域情勢を踏まえた実施方針を示すことができる。</p>	<p>担当分野の責任者として、状況に応じて適切な判断を行うとともに、問題が発生した場合に早期対応を適切に行うことができる。</p> <p>担当分野の業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、所長を助け、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>
<p>六 組織統率</p>	<p>業務の進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるができる。</p>	<p>一 倫理</p> <p>国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題</p>

四 課長補佐						
一 倫理	六 組織統率・人材育成	五 業務運営	四 説明・調整	三 判断	二 方策の立案	
国民全体の奉仕者として、担当業務の第一線に	導・育成を行うことができる。 適切に業務を配分した上、進捗管理及び部下の指揮を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。	ることができる。 コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。	ることができる。 とともに、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。	に早期対応を適切に行うことができる。 所管する業務の実施において適切な説明を行う	応するための方策を立てることができる。 的確に状況を把握し、所管する事案に適切に対応する	に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。

		<p>において責任を持って課題に取り組むとともに、 服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することが できる。</p>	
五 係長	一 倫理	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に 取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に</p>	
二 事案対応	<p>十分な知識・技術及び経験に基づき、困難な事 案に適切に対応することができる。</p>	三 判断	<p>自ら進めるべき業務の実施において、状況に応 じて適切な判断を行うことができる。</p>
四 説明・調整	<p>担当する業務の実施において論理的な説明を行 うとともに、関係者と調整を行うことができ る。</p>	五 業務遂行	<p>段取りや手順を整え、効率的に業務を進めるこ とができる。</p>
六 部下の育成・活用	<p>部下の指導、育成及び活用を行うことができ る。</p>		

		六 係員	
	二 事案対応	三 協調性、報告・連絡	四 説明
	職務を遂行することができる。	担当業務に必要な専門的知識・技術を習得し、事案に適切に対応することができる。	上司・部下等と協力的な関係を構築し、適切な状況報告、連絡等を行うとともに、上司の指示を部下に徹底することができる。
	五 業務遂行		二 知識・技術
	計画的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。		職務に必要な知識・技術を習得することができる。
	一 倫理		三 コミュニケーション
	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。		上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーション

別表第二の五（第三条第五項第一号関係）

	<p>四 業務遂行</p>	<p>ヨンをとり、適切な状況報告、連絡等を行うことができる。 意欲的に業務に取り組むことができる。</p>
<p>標準的な官職</p>	<p>一 所長</p>	<p>標準職務遂行能力</p>
<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、機関の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	
<p>二 執行方針の立案</p>	<p>本省庁等の方針に基づき、的確な状況認識の下、業務の執行方針を示すことができる。</p>	
<p>三 判断</p>	<p>機関の責任者として、状況に応じて適切な判断を行うとともに、問題が発生した場合に早期対応を適切に行うことができる。</p>	
<p>四 説明・調整</p>	<p>機関の業務について適切な説明を行うとともに、対外的に機関を代表し、調整を行い、合意を形成することができる。</p>	

	<p>五 業務運営</p>	<p>不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。</p>
<p>二 次長</p>	<p>六 組織統率</p>	<p>組織統率を行い、成果を挙げることができる。</p>
	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、機関の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
	<p>二 課題対応・執行方針の立案</p>	<p>問題点を的確に把握し、困難な事案に適切に対応するとともに、本省庁等の方針に基づき、所長を助け、業務の執行方針を示すことができる。</p>
	<p>三 判断</p>	<p>所長を助ける者として、状況に応じて適切な判断を行うとともに、問題が発生した場合に早期対応を適切に行うことができる。</p>
	<p>四 説明・調整</p>	<p>機関の業務について適切な説明を行うとともに、所長を助け、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。</p>

	<p>五 業務運営</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>
	<p>六 組織統率</p>	<p>業務の進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるができる。</p>
<p>三 課長</p>	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
	<p>二 事案対応</p>	<p>的確に状況を把握し、困難な事案に適切に対応することができる。</p>
	<p>三 判断</p>	<p>所管する業務の執行において、状況に応じて適切な判断を行うことができる。</p>
	<p>四 説明・調整</p>	<p>所管する業務の執行において適切な説明を行うとともに、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。</p>
<p>五 業務運営</p>		<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>

	<p>六 組織統率・人材育成</p>	<p>業務の執行方針を徹底し、部下の指揮を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>
<p>四 課長補佐</p>	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>二 事案対応</p>	<p>十分な知識・技術及び経験に基づき、担当する事案に適切に対応することができる。</p>	
<p>三 判断</p>	<p>自ら進めるべき業務の執行において、状況に応じて適切な判断を行うことができる。</p>	
<p>四 説明・調整</p>	<p>担当する業務の執行において論理的な説明を行うとともに、関係者と調整を行うことができる。</p>	
<p>五 業務遂行</p>	<p>段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。</p>	

	六 部下の育成・活用	部下の指導、育成及び活用を行うことができる。
五 係長	一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
二 事案対応	担当業務についての知識・技術に基づき、事案に適切に対応することができる。	
三 協調性、報告・連絡	上司・部下等と協力的な関係を構築し、適切な状況報告、連絡等を行うとともに、上司の指示を部下に徹底することができる。	
四 説明	担当する業務の執行において分かりやすい説明を行うことができる。	
五 業務遂行	計画的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。	
六 係員	一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に

別表第二の六（第三条第五項第二号関係）

<p>標準的な官職</p>	<p>一 飛行長</p>	<p>標準職務遂行能力</p>
	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
	<p>二 知識・技術・判断</p>	<p>担当業務についての十分な専門的知識・技術及び経験に基づき、所管する事案について、現場の状況に応じて適切な判断を行うとともに、問題が発生した場合に早期対応を適切に行うこと</p>
	<p>二 知識・技術</p>	<p>職務を遂行することができる。</p>
	<p>三 コミュニケーション</p>	<p>上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、適切な状況報告、連絡等を行うことができる。</p>
	<p>四 業務遂行</p>	<p>意欲的に業務に取り組むことができる。</p>

		<p>ができる。</p> <p>関係者との信頼関係を構築し、連携して事案に対応することができる。</p>
<p>二 主任飛行士</p>	<p>三 連携の確保</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>
	<p>四 業務運営</p>	<p>業務の執行方針を徹底し、部下の指揮を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>
	<p>五 組織統率・人材育成</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
	<p>一 倫理</p>	<p>担当業務についての専門的知識・技術及び経験に基づき、困難な事案について、現場の状況に応じて適切な判断を行うことができる。</p>
	<p>二 知識・技術・判断</p>	<p>上司・部下・関係部署等との信頼関係を構築することができる。</p>
	<p>三 信頼関係の構築</p>	

<p>三 飛行士</p>	
<p>四 飛行員</p>	
<p>一 倫理</p>	<p>四 業務遂行</p> <p>迅速かつ的確に担当業務を遂行することができる。</p>
<p>二 知識・技術・判断</p> <p>担当業務についての専門的知識・技術に基づき、現場の状況に応じて適切な判断を行うことができる。</p>	<p>五 部下の育成・活用</p> <p>部下の指導、育成及び活用を行うことができる。</p>
<p>三 報告・連絡</p> <p>上司等との間で適切な状況報告、連絡等を行うとともに、上司の指示を部下に徹底することができる。</p>	<p>一 倫理</p> <p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>四 業務遂行</p> <p>的確に担当業務を遂行することができる。</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に</p>

別表第二の七（第三条第六項第一号関係）

標準的な官職	標準職務遂行能力
一 所長	<p>一 倫理 国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、機関の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。</p> <p>二 構想 本庁の方針に基づき、行政ニーズを踏まえ、業務運営の基本的な方向性を示すことができる。</p> <p>三 判断 機関の責任者として、その重要課題や問題が発生した場合の対応について、豊富な知識・経験</p>
	<p>職務を遂行することができる。</p> <p>二 知識・技術・状況把握 業務に必要な知識・技術を習得し、的確に状況を把握することができる。</p> <p>三 報告・連絡 上司、同僚等との間で適切な状況報告、連絡等を行うことができる。</p> <p>四 業務遂行 意欲的に業務に取り組むことができる。</p>

二 部長	一 倫理	国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、担当分野の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
二 構想	六 組織統率	指導力を発揮し、組織統率を行い、成果を挙げることができる。
三 判断	五 業務運営	不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。
	四 説明・調整	機関の業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、機関を代表し、困難な調整を行い、合意を形成することができる。
	二 構想	本庁等の方針に基づき、行政ニーズを踏まえ、業務運営の方針を示すことができる。
	三 判断	担当分野の責任者として、状況に応じて適切な
		及び情報に基づき、冷静かつ迅速な判断を行うことができる。

三 課長	一 倫理	国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
二 方策の立案	四 説明・調整	判断を行うとともに、問題が発生した場合に早期対応を適切に行うことができる。 担当分野の業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、所長を助け、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。
五 業務運営	六 組織統率	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。 組織の業務運営に関し、的確な指示を行うとともに、部下を統率し、成果を挙げることができる。
		的確に状況を把握し、所管する事案に適切に対

	<p>四 課長補佐</p>	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>六 組織統率・人材育成</p> <p>適切に業務を配分した上、進捗管理及び部下の指揮を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>	<p>五 業務運営</p> <p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>四 説明・調整</p> <p>とともに、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。</p>	<p>三 判断</p> <p>所管する業務の実施において、状況に応じて適切な判断を行うとともに、問題が発生した場合に早期対応を適切に行うことができる。</p>	<p>応ずるための方策を立てることができる。</p>
--	---------------	-------------	---	--	---	---	---	----------------------------

	<p>二 事案対応</p> <p>十分な知識・技術及び経験に基づき、困難な事案に適切に対応することができる。</p>
	<p>三 判断</p> <p>自ら進めるべき業務の実施において、状況に応じて適切な判断を行うことができる。</p>
	<p>四 説明・調整</p> <p>担当する業務の実施において論理的な説明を行うとともに、関係者と調整を行うことができる。</p>
	<p>五 業務遂行</p> <p>段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。</p>
	<p>六 部下の育成・活用</p> <p>部下の指導、育成及び活用を行うことができる。</p>
<p>五 係長</p>	<p>一 倫理</p> <p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。</p>
	<p>二 事案対応</p> <p>担当業務に必要な専門的知識・技術を習得し、事案に適切に対応することができる。</p>

		六 係員			
		三 協調性、報告・連絡		上司・部下等と協力的な関係を構築し、適切な状況報告、連絡等を行うとともに、上司の指示を部下に徹底することができる。	
		四 説明		担当する業務の実施において、分かりやすい説明を行うことができる。	
		五 業務遂行		計画的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。	
		一 倫理		国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。	
		二 知識・技術		業務に必要な知識・技術を習得することができる。	
		三 コミュニケーション		上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、適切な状況報告、連絡等を行うことができる。	
四 業務遂行		意欲的に業務に取り組むことができる。			

別表第二の一（第三条第六項第二号関係）

標準的な官職		一 署長
		一 倫理
		二 実施方針の立案
		三 判断
		四 説明・調整
		五 業務運営
		六 組織統率
	標準職務遂行能力	<p>国民全体の奉仕者として、護衛署の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。</p> <p>皇宮警察本部の方針に基づき、的確な状況認識の下、業務の実施方針を示すことができる。</p> <p>護衛署の責任者として、状況に応じて適切な判断を行うとともに、問題が発生した場合に早期対応を適切に行うことができる。</p> <p>護衛署の業務について適切な説明を行うとともに、護衛署を代表し、調整を行い、合意を形成することができる。</p> <p>不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。</p> <p>組織統率を行い、成果を挙げるができる。</p>

二 副署長

一 倫理	<p>国民全体の奉仕者として、護衛署の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。</p>
二 課題対応・実施方針の立案	<p>問題点を的確に把握し、困難な事案に適切に対応するとともに、皇宮警察本部等の方針に基づき、署長を助け、業務の実施方針を示すことができる。</p>
三 判断	<p>署長を助ける者として、状況に応じて適切な判断を行うとともに、問題が発生した場合に早期対応を適切に行うことができる。</p>
四 説明・調整	<p>護衛署の業務について適切な説明を行うとともに、署長を助け、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。</p>
五 業務運営	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>
六 組織統率	<p>業務の進捗管理及び的確な指示を行い、成果を</p>

	三 課長	挙げる事ができる。
	一 倫理	国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
	二 事案対応	的確に状況を把握し、困難な事案に適切に対応することができる。
	三 判断	所管する業務の実施において、状況に応じて適切な判断を行うことができる。
	四 説明・調整	所管する業務の実施において適切な説明を行うとともに、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。
	五 業務運営	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。
六 組織統率・人材育成		業務の実施方針を徹底し、部下の指揮を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行う

		四 課長補佐	
	一 倫理	<p>国民全体の奉仕者として、担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。</p>	
	二 事案対応	<p>十分な知識・技術及び経験に基づき、担当する事案に適切に対応することができる。</p>	
	三 判断	<p>自ら進めるべき業務の実施において、状況に応じて適切な判断を行うことができる。</p>	
	四 説明・調整	<p>担当する業務の実施において論理的な説明を行うとともに、関係者と調整を行うことができる。</p>	
	五 業務遂行	<p>段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。</p>	
六 部下の育成・活用		<p>部下の指導、育成及び活用を行うことができる。</p>	

五 係長	<p>一 倫理</p> <p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>二 事案対応</p> <p>担当業務についての知識・技術に基づき、事案に適切に対応することができる。</p>	<p>三 協調性、報告・連絡</p> <p>上司・部下等と協力的な関係を構築し、適切な状況報告、連絡等を行うとともに、上司の指示を部下に徹底することができる。</p>
<p>四 説明</p> <p>担当する業務の実施において分かりやすい説明を行うことができる。</p>	<p>五 業務遂行</p> <p>計画的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。</p>
六 係員	<p>一 倫理</p> <p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>二 知識・技術</p> <p>業務に必要な知識・技術を習得することができる。</p>	

別表第二の九（第二条第七項関係）

<p>標準的な官職</p>	<p>標準職務遂行能力</p>
<p>一 校長</p>	<p>一 倫理 国民全体の奉仕者として、皇宮警察学校の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。</p> <p>二 実施方針の立案 皇宮警察本部の方針等に基づき、業務の実施方針を示すことができる。</p> <p>三 判断 皇宮警察学校の責任者として、状況に応じて適切な判断を行うことができる。</p> <p>四 説明・調整 皇宮警察学校の業務について適切な説明を行う</p>
	<p>三 コミュニケーション 上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、適切な状況報告、連絡等を行うことができる。</p> <p>四 業務遂行 意欲的に業務に取り組むことができる。</p>

	二 教頭		五 業務運営	六 組織統率	一 倫理	二 課題対応・実施方針の 立案	三 判断	四 説明・調整
<p>とともに、皇宮警察学校を代表し、調整を行い、合意を形成することができる。</p>		<p>不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。</p>	<p>組織統率を行い、成果を挙げることができる。</p>	<p>国民全体の奉仕者として、担当分野の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>問題点を的確に把握し、困難な事案に適切に対応するとともに、皇宮警察本部の方針等に基づき、校長を助け、業務の実施方針を示すことができる。</p>	<p>校長を助ける者として、状況に応じて適切な判断を行うことができる。</p>	<p>担当分野の業務について適切な説明を行うとともに、校長を助け、関係者と調整を行い、合意</p>	

別表第二の十（第三条第八項関係）

標準的な官職			
一 校長		標準職務遂行能力	
一 倫理	<p>国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、管区警察学校の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。</p>	二 構想	<p>管区警察局の方針等に基づき、業務運営の基本的な方針を示すことができる。</p>
三 判断	<p>管区警察学校の責任者として、豊富な知識・経験に基づき、状況に応じて適切な判断を行うことができる。</p>	五 業務運営	<p>を形成することができる。 コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>
	六 組織統率		<p>業務の進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げることができる。</p>

	二 部長	
<p>四 説明・調整</p>	<p>六 組織統率</p>	<p>管区警察学校の業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、管区警察学校を代表し、調整を行い、合意を形成することができる。</p> <p>不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。</p> <p>組織統率を行い、成果を挙げることができる。</p>
<p>五 業務運営</p>	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、部の課題に責任を持つて取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>二 実施方針の立案</p>	<p>三 判断</p>	<p>管区警察局の方針等に基づき、実施方針を示すことができる。</p> <p>部の責任者として、状況に応じて適切な判断を行うことができる。</p>
<p>四 説明・調整</p>	<p>部の業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、校長を助け、関係者と</p>	

	三 課長					
	五 業務運営	六 組織統率	一 倫理	二 事案対応	三 判断	四 説明・調整
調整を行い、合意を形成することができる。	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。	業務の進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるができる。	国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。	的確に状況を把握し、困難な事案に適切に対応することができる。	所管する業務の実施において、状況に応じて適切な判断を行うことができる。	所管する業務の実施において適切な説明を行うとともに、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。

	<p>四 課長補佐</p>	<p>五 業務運営</p> <p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>
	<p>六 組織統率・人材育成</p>	<p>業務の実施方針を徹底し、部下の指揮を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>
	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。</p>
	<p>二 事案対応</p>	<p>十分な知識・技術及び経験に基づき、担当する事案に適切に対応することができる。</p>
	<p>三 判断</p>	<p>自ら進めるべき業務の実施において、状況に応じて適切な判断を行うことができる。</p>
	<p>四 説明・調整</p>	<p>担当する業務の実施において論理的な説明を行うとともに、関係者と調整を行うことができる。</p>

				五 係長			
						五 業務遂行	段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。
						六 部下の育成・活用	部下の指導、育成及び活用を行うことができる。
			三 協調性、報告・連絡		一 倫理		国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
				二 事案対応			担当業務についての知識・技術に基づき、事案に適切に対応することができる。
	四 説明						上司・部下等と協力的な関係を構築し、適切な状況報告、連絡等を行うとともに、上司の指示を部下に徹底することができる。
							担当する業務の実施において分かりやすい説明を行うことができる。
五 業務遂行							計画的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。

別表第二の十一（第三条第九項第一号関係）

	<p>六 係員</p> <p>一 倫理</p> <p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。</p> <p>二 知識・技術</p> <p>業務に必要な知識・技術を習得することができる。</p> <p>三 コミュニケーション</p> <p>上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとる。上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとる。適切な状況報告、連絡等を行うことができる。</p> <p>四 業務遂行</p> <p>意欲的に業務に取り組むことができる。</p>
<p>一 警視総監</p> <p>標準的な官職</p>	<p>標準職務遂行能力</p> <p>一 倫理</p> <p>国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、都警察の重要課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。</p> <p>二 構想</p> <p>治安情勢等を踏まえ、大局的な視野と将来的な</p>

		<p>展望に立って、業務運営を行うことができる。</p> <p>都警察の責任者として、その重要課題や問題が発生した場合の対応について、豊富な知識・経験及び情報に基づき、冷静かつ迅速な判断を行うことができる。</p>
二 副総監	三 判断	<p>都警察の業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、特に重要な課題について、高次元の調整を行い、合意を形成することができる。</p>
一 倫理	四 説明・調整	
	五 業務運営	<p>不断の業務見直しを都警察に徹底することができる。</p>
	六 組織統率	<p>強い指導力を発揮し、各部及び機関の統率を行い、成果を挙げることができる。</p> <p>国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、都警察の重要課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂</p>

		<p>行することができる。</p> <p>治安情勢等を踏まえ、業務運営の基本的な方向性を示すことができる。</p> <p>警視総監を助ける者として、都警察の重要課題や問題が発生した場合の対応について、豊富な知識・経験及び情報に基づき、冷静かつ迅速な判断を行うことができる。</p> <p>都警察の業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、困難な調整を行い、合意を形成することができる。</p> <p>不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。</p> <p>指導力を発揮し、組織統率を行い、成果を挙げることができる。</p> <p>国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、部の課題に責任を持って取り組むとともに、服</p>
三 部長	<p>二 構想</p> <p>三 判断</p> <p>四 説明・調整</p> <p>五 業務運営</p> <p>六 組織統率</p>	<p>一 倫理</p>

		<p>務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。</p>
	<p>二 構想</p>	<p>治安情勢等を踏まえ、業務運営の方針を示すことができない。</p>
	<p>三 判断</p>	<p>部の責任者として、状況に応じて適切な判断を行うとともに、問題が発生した場合に早期対応を適切に行うことができる。</p>
	<p>四 説明・調整</p>	<p>部の業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、警視総監を助け、関係者と困難な調整を行い、合意を形成することができる。</p>
	<p>五 業務運営</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>
<p>六 組織統率</p>		<p>部の業務運営に関し、的確な指示を行うとともに、部下を統率し、成果を挙げることができ</p>

四 課長

一 倫理	<p>国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。</p>
二 方策の立案	<p>的確に状況を把握し、所管する事案に適切に対応するための方策を立てることができる。</p>
三 判断	<p>所管する業務の実施において、状況に応じて適切な判断を行うとともに、問題が発生した場合に早期対応を適切に行うことができる。</p>
四 説明・調整	<p>所管する業務の実施において適切な説明を行うとともに、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。</p>
五 業務運営	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>
六 組織統率・人材育成	<p>適切に業務を配分した上、進捗管理及び部下の指揮を行い、成果を挙げるとともに、部下の指</p>

別表第二の十二（第三条第九項第二号関係）

		標準的な官職		標準職務遂行能力		導・育成を行うことができる。
署長		一 倫理	二 実施方針の立案	三 判断	四 説明・調整	五 業務運営
		国民全体の奉仕者として、警察署の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。	警視庁の方針に基づき、治安情勢等を踏まえた実施方針を示すことができる。	警察署の責任者として、状況に応じて適切な判断を行うとともに、問題が発生した場合に早期対応を適切に行うことができる。	警察署の業務について適切な説明を行うとともに、警察署を代表し、調整を行い、合意を形成することができる。	不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。

別表第二の十三（第二条第九項第三号関係）

	<p>一六 組織統率</p>	<p>組織統率を行い、成果を挙げることができる。</p>																		
<p>標準的な官職</p>	<p>標準職務遂行能力</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1220 181 1300 593"> <p>校長</p> </td> <td data-bbox="1220 593 1300 1131"> <p>一 倫理</p> </td> <td data-bbox="1220 1131 1300 2049"> <p>国民全体の奉仕者として、警察学校の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="981 593 1220 1131"> <p>二 実施方針の立案</p> </td> <td data-bbox="981 1131 1220 2049"> <p>警視庁の方針等に基づき、実施方針を示すことができる。</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="742 593 981 1131"> <p>三 判断</p> </td> <td data-bbox="742 1131 981 2049"> <p>警察学校の責任者として、状況に応じて適切な判断を行うことができる。</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="502 593 742 1131"> <p>四 説明・調整</p> </td> <td data-bbox="502 1131 742 2049"> <p>警察学校の業務について適切な説明を行うとともに、警察学校を代表し、調整を行い、合意を形成することができる。</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="263 593 502 1131"> <p>五 業務運営</p> </td> <td data-bbox="263 1131 502 2049"> <p>不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="164 593 263 1131"> <p>六 組織統率</p> </td> <td data-bbox="164 1131 263 2049"> <p>組織統率を行い、成果を挙げることができる。</p> </td> </tr> </table>	<p>校長</p>	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、警察学校の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。</p>		<p>二 実施方針の立案</p>	<p>警視庁の方針等に基づき、実施方針を示すことができる。</p>		<p>三 判断</p>	<p>警察学校の責任者として、状況に応じて適切な判断を行うことができる。</p>		<p>四 説明・調整</p>	<p>警察学校の業務について適切な説明を行うとともに、警察学校を代表し、調整を行い、合意を形成することができる。</p>		<p>五 業務運営</p>	<p>不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。</p>		<p>六 組織統率</p>	<p>組織統率を行い、成果を挙げることができる。</p>
<p>校長</p>	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、警察学校の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。</p>																		
	<p>二 実施方針の立案</p>	<p>警視庁の方針等に基づき、実施方針を示すことができる。</p>																		
	<p>三 判断</p>	<p>警察学校の責任者として、状況に応じて適切な判断を行うことができる。</p>																		
	<p>四 説明・調整</p>	<p>警察学校の業務について適切な説明を行うとともに、警察学校を代表し、調整を行い、合意を形成することができる。</p>																		
	<p>五 業務運営</p>	<p>不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。</p>																		
	<p>六 組織統率</p>	<p>組織統率を行い、成果を挙げることができる。</p>																		

別表第二の十四（第三条第九項第四号関係）

標準的な官職		標準職務遂行能力
方面本部長	一 倫理	国民全体の奉仕者として、方面本部の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
	二 実施方針の立案	警視庁の方針に基づき、治安情勢等を踏まえた実施方針を示すことができる。
	三 判断	方面本部の責任者として、状況に応じて適切な判断を行うとともに、問題が発生した場合に早期対応を適切に行うことができる。
	四 説明・調整	方面本部の業務について適切な説明を行うとともに、方面本部を代表し、調整を行い、合意を形成することができる。
	五 業務運営	不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。
	六 組織統率	組織統率を行い、成果を挙げるができる。

別表第二の十五（第三条第九項五号関係）

標準的な官職	標準職務遂行能力			
<p>一 道府県警察本部 長</p>	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、道府県警察の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>治安情勢等を踏まえ、業務運営の基本的な方針を示すことができる。</p>	<p>道府県警察の責任者として、豊富な知識・経験及び情報に基づき、状況に応じて適切な判断を行うとともに、問題が発生した場合に早期対応を適切に行うことができる。</p>
	<p>二 構想</p>			
	<p>三 判断</p>			
	<p>四 説明・調整</p>			<p>道府県警察の業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、道府県警察を代表し、困難な調整を行い、合意を形成することができるとができる。</p>

	<p>五 業務運営</p> <p>不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。</p>	<p>二 部長</p>
<p>六 組織統率</p> <p>指導力を発揮し、組織統率を行い、成果を挙げることができる。</p>	<p>一 倫理</p> <p>国民全体の奉仕者として、部の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>二 実施方針の立案</p> <p>治安情勢等を踏まえた実施方針を示すことができる。</p>
<p>三 判断</p> <p>部の責任者として、状況に応じて適切な判断を行うとともに、問題が発生した場合に早期対応を適切に行うことができる。</p>	<p>四 説明・調整</p> <p>部の業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、道府県警察本部長を助け、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。</p>	

	三 課長				
<p>五 業務運営</p> <p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>六 組織統率</p> <p>部の業務運営に関し、的確な指示を行うとともに、部下を統率し、成果を挙げることができ</p>	<p>一 倫理</p> <p>国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>二 方策の立案</p> <p>的確に状況を把握し、所管する事案に適切に対応するための方策を立てることができる。</p>	<p>三 判断</p> <p>所管する業務の実施において、状況に応じて適切な判断を行うとともに、問題が発生した場合に早期対応を適切に行うことができる。</p>	<p>四 説明・調整</p> <p>所管する業務の実施において適切な説明を行うとともに、関係者と調整を行い、合意を形成す</p>

別表第二の十六（第三条第九項第六号関係）

標準的な官職			標準職務遂行能力
一 方面本部長	一 倫理	一 倫理	国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、方面本部の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
	二 構想	二 構想	道警察本部等の方針に基づき、治安情勢等を踏まえ、業務運営の方針を示すことができる。
	三 判断	三 判断	方面本部の責任者として、状況に応じて適切な判断を行うとともに、問題が発生した場合に早
		五 業務運営	ることができる。 コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。
		六 組織統率・人材育成	適切に業務を配分した上、進捗管理及び部下の指揮を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。

		<p>期対応を適切に行うことができる。</p>
<p>二 参事官</p>	<p>四 説明・調整</p>	<p>方面本部の業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、方面本部を代表し、調整を行い、合意を形成することができる。</p>
	<p>五 業務運営</p>	<p>不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。</p>
	<p>六 組織統率</p>	<p>組織統率を行い、成果を挙げることができる。</p>
	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。</p>
	<p>二 方策の立案</p>	<p>的確に状況を把握し、所管する事案に適切に対応するための方策を立てることができる。</p>
	<p>三 判断</p>	<p>所管する業務の実施において、状況に応じて適切な判断を行うとともに、問題が発生した場合</p>

別表第二の十七（第三条第九項第七号関係）

<p>標準的な官職</p>	<p>部長</p>	
<p>一 倫理</p>	<p>標準職務遂行能力 国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、市警察部の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>四 説明・調整</p>
<p>二 構想</p>	<p>道府県警察本部の方針に基づき、治安情勢等を</p>	<p>に早期対応を適切に行うことができる。 所管する業務の実施において適切な説明を行うとともに、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。 五 業務運営 コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。 六 組織統率・人材育成 適切に業務を配分した上、進捗管理及び部下の指揮を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>

別表第二の十八（第三条第九項第八号関係）

<p>標準的な官職</p>	<p>署長</p>	<p>標準職務遂行能力</p>
<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、警察署の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。</p>	
<p>六 組織統率</p>	<p>組織統率を行い、成果を挙げることができる。</p>	
<p>五 業務運営</p>	<p>不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。</p>	
<p>四 説明・調整</p>	<p>市警察部の業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、市警察部を代表し、調整を行い、合意を形成することができる。</p>	
<p>三 判断</p>	<p>踏まえ、業務運営の方針を示すことができる。市警察部の責任者として、状況に応じて適切な判断を行うとともに、問題が発生した場合に早期対応を適切に行うことができる。</p>	

別表第二の十九（第二条第九項第九号関係）

標準的な官職	校長
二 実施方針の立案	道府県警察本部等の方針に基づき、治安情勢等を踏まえた実施方針を示すことができる。
三 判断	警察署の責任者として、状況に応じて適切な判断を行うとともに、問題が発生した場合に早期対応を適切に行うことができる。
四 説明・調整	警察署の業務について適切な説明を行うとともに、警察署を代表し、調整を行い、合意を形成することができる。
五 業務運営	不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。
六 組織統率	組織統率を行い、成果を挙げることができる。
標準的な官職	標準職務遂行能力
一 倫理	国民全体の奉仕者として、警察学校の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。

別表第二の二十（第二条第九項第十号関係）

標準的な官職	方面本部長
<p>二 実施方針の立案</p> <p>道府県警察本部の方針等に基づき、実施方針を示すことができる。</p>	<p>一 倫理</p> <p>国民全体の奉仕者として、方面本部の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>三 判断</p> <p>警察学校の責任者として、状況に応じて適切な判断を行うことができる。</p>	<p>二 実施方針の立案</p> <p>府警察本部の方針に基づき、治安情勢等を踏ま</p>
<p>四 説明・調整</p> <p>警察学校の業務について適切な説明を行うとともに、警察学校を代表し、調整を行い、合意を形成することができる。</p>	<p>標準職務遂行能力</p>
<p>五 業務運営</p> <p>不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。</p>	<p>組織統率を遂行し、成果を挙げることができる。</p>
<p>六 組織統率</p> <p>組織統率を行い、成果を挙げることができる。</p>	<p>二 実施方針の立案</p>

別表第二の二十一（第三条第十項一号関係）

<p>標準的な官職</p>	<p>一 船長</p>	<p>標準職務遂行能力</p>	<p>国民全体の奉仕者として、担当業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。 本庁等の方針に基づき、的確な状況認識の下、</p>
<p>六 組織統率</p>	<p>組織統率を行い、成果を挙げることができる。</p>	<p>五 業務運営</p>	<p>不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。</p>
<p>四 説明・調整</p>	<p>方面本部の業務について適切な説明を行うとともに、方面本部を代表し、調整を行い、合意を形成することができる。</p>	<p>三 判断</p>	<p>えた実施方針を示すことができる。 方面本部の責任者として、状況に応じて適切な判断を行うとともに、問題が発生した場合に早期対応を適切に行うことができる。</p>
<p>二 執行方針の立案</p>	<p>一 倫理</p>	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、担当業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>

	二 航海長
三 知識・技術・判断・指示	二 執行方針の立案
業務の執行方針を示すことができる。 十分な専門的知識・技術及び豊富な経験に基づき、組織の責任者として、現場の状況に応じて適切な判断・指示を行うとともに、問題が発生した場合に早期対応を適切に行うことができる。	本庁等の方針に基づき、的確な状況認識の下、
四 連携の確保	
対外的に組織を代表して、関係者と連携して事案に対応することができるよう、信頼関係を構築することができる。	
五 業務運営	
不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。	
六 組織統率	
組織統率を行い、成果を挙げることができる。	
一 倫理	
国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	

<p>三 首席航海士</p>						
<p>一 倫理</p>	<p>三 知識・技術・判断・指示</p>	<p>四 連携の確保</p>	<p>五 業務運営</p>	<p>六 組織統率</p>		
<p>職務を遂行することができる。</p>	<p>船長を助け、業務の執行方針を示すことができる。</p>	<p>担当業務についての十分な専門的知識・技術及び経験に基づき、所管する事案について、現場の状況に応じて適切な判断・指示を行うとともに、問題が発生した場合に早期対応を適切に行うことができる。</p>	<p>船長を助け、関係者との信頼関係を構築し、連携して事案に対応することができる。</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>適切に業務を配分した上、部下を指揮・統率し、成果を挙げることができる。</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って課題に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>

	<p>四 主任航海士</p>	<p>二 知識・技術・事案対応</p>	<p>三 連携の確保</p>	<p>四 業務運営</p>	<p>五 組織統率・人材育成</p>	<p>一 倫理</p> <p>二 知識・技術・事案対応</p>	<p>担当業務についての専門的知識・技術及び経験に基づき、的確に状況を把握するとともに、困難な事案に適切に対応することができる。</p>	<p>関係者との信頼関係を構築し、連携して事案に対応することができる。</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>業務の執行方針を徹底し、部下の指揮を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p> <p>担当業務についての専門的知識・技術に基づき、的確に状況を把握するとともに、担当する事案に適切に対応することができる。</p>
--	----------------	---------------------	----------------	---------------	--------------------	---------------------------------	--	---	-----------------------------------	---	---

	<p>三 報告・連絡・説明</p>	<p>上司等との間で適切な状況報告・連絡等を行うとともに、上司の指示を部下に徹底することができ、関係者に対し、分かりやすい説明・指導を行うことができる。</p>
<p>五 航海士</p>	<p>四 業務遂行</p>	<p>迅速かつ的確に担当業務を遂行することができる。</p>
	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
	<p>二 知識・技術・事案対応</p>	<p>担当業務についての専門的知識・技術に基づき、的確に状況を把握するとともに、事案に適切に対応することができる。</p>
	<p>三 報告・連絡</p>	<p>上司等との間で適切な状況報告・連絡等を行うとともに、上司の指示を部下に徹底することができる。</p>
<p>四 業務遂行</p>	<p>的確に担当業務を遂行することができる。</p>	

別表第二の二十二(第三条第十項二号関係)

		六 航海士補	
一 倫理		国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	
二 知識・技術・状況把握	業務についての知識・技術に基づき、的確に状況を把握することができる。		
三 報告・連絡	上司・同僚等との間で適切な状況報告、連絡等を行うことができる。		
四 業務遂行	意欲的に業務に取り組むことができる。		
標準的な官職	標準職務遂行能力		
一 倫理	国民全体の奉仕者として、担当業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。		
二 執行方針の立案	本庁等の方針に基づき、的確な状況認識の下、業務の執行方針を示すことができる。		
三 知識・技術・判断・指	十分な専門的知識・技術及び経験に基づき、組		
一 船長			

	<p>示</p> <p>四 連携の確保</p>	<p>織の責任者として、現場の状況に応じて適切な判断・指示を行うとともに、問題が発生した場合に早期対応を適切に行うことができる。</p> <p>対外的に組織を代表して、関係者と連携して事案に対応することができるよう、信頼関係を構築することができる。</p>
<p>二 航海長</p>	<p>示</p> <p>五 業務運営</p>	<p>不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。</p>
	<p>六 組織統率</p>	<p>組織統率を行い、成果を挙げることができる。</p>
	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
	<p>二 執行方針の立案</p>	<p>本庁等の方針に基づき、船長を助け、業務の執行方針を示すことができる。</p>
<p>三 知識・技術・判断・指</p>	<p>示</p>	<p>担当業務についての専門的知識・技術及び経験に基づき、所管する事案について、現場の状況</p>

	三 首席航海士			
	四 連携の確保	五 業務運営	六 組織統率	<p>に応じて適切な判断・指示を行うとともに、問題が発生した場合に早期対応を適切に行うことができる。</p> <p>船長を助け、関係者との信頼関係を構築し、連携して事案に対応することができる。</p> <p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p> <p>適切に業務を配分した上、部下を指揮・統率し、成果を挙げることができる。</p>
二 知識・技術・事案対応	<p>担当業務についての専門的知識・技術及び経験に基づき、的確に状況を把握するとともに、困難な事案に適切に対応することができる。</p>	三 連携の確保	<p>関係者との信頼関係を構築し、連携して事案に</p>	
			一 倫理	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>

		四 主任航海士	
	四 業務運営	五 組織統率・人材育成	一 倫理
対応することができる。	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。	業務の執行方針を徹底し、部下の指揮を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	二 知識・技術・事案対応	三 報告・連絡・説明	
	担当業務についての専門的知識・技術に基づき、的確に状況を把握するとともに、担当する事案に適切に対応することができる。	上司等との間で適切な状況報告・連絡等を行うとともに、上司の指示を部下に徹底することができる。関係者に対し、分かりやすい説明・指導を行うことができる。	

	五 航海士	四 業務遂行 迅速かつ的確に担当業務を遂行することができる。
	一 倫理 二 知識・技術・事案対応 三 報告・連絡 四 業務遂行	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
六 航海士補	二 知識・技術・状況把握	業務についての知識・技術に基づき、的確に状

別表第二の二十三（第三条第十項第三号関係）

標準的な官職	標準職務遂行能力		
一 船長	一 倫理	国民全体の奉仕者として、担当業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	況を把握することができる。
	二 執行方針の立案	本庁等の方針に基づき、的確な状況認識の下、業務の執行方針を示すことができる。	上司・同僚等との間で適切な状況報告、連絡等を行うことができる。
	三 知識・技術・判断・指示	担当業務についての十分な専門的知識・技術及び経験に基づき、組織の責任者として、現場の状況に応じて適切な判断・指示を行うとともに、問題が発生した場合に早期対応を適切に行うことができる。	意欲的に業務に取り組むことができる。
	四 業務遂行		

	<p>四 連携の確保</p> <p>対外的に組織を代表して、関係者との信頼関係を構築し、連携して事案に対応することができる。</p>
	<p>五 業務運営</p> <p>不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。</p>
	<p>六 組織統率</p> <p>組織統率を行い、成果を挙げることができる。</p>
<p>二 航海長</p>	<p>一 倫理</p> <p>国民全体の奉仕者として、責任を持って課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
	<p>二 執行方針の立案</p> <p>本庁等の方針に基づき、船長を助け、業務の執行方針を示すことができる。</p>
	<p>三 知識・技術・判断・指示</p> <p>担当業務についての専門的知識・技術及び経験に基づき、所管する事案について、現場の状況に応じて適切な判断・指示を行うとともに、問題が発生した場合に早期対応を適切に行うことができる。</p>

	<p>四 連携の確保</p>	<p>関係者との信頼関係を構築し、連携して事案に対応することができる。</p>
<p>五 業務運営</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>六 組織統率・人材育成</p>
<p>一 倫理</p>	<p>部下の指揮・統率を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>	<p>二 知識・技術・事案対応</p>
<p>三 報告・連絡・説明</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>三 報告・連絡・説明</p>
<p>上司等との間で適切な状況報告・連絡等を行うとともに、上司の指示を部下に徹底することができる。関係者に対し、分かりやすい説明・指導を行うことができる。</p>	<p>担当業務についての専門的知識・技術に基づき、的確に状況を把握するとともに、担当する事案に適切に対応することができる。</p>	<p>三 報告・連絡・説明</p>

三 主任航海士

	四 航海士			五 航海士補	
四 業務遂行	一 倫理	二 知識・技術・事案対応	三 報告・連絡	四 業務遂行	二 知識・技術・状況把握
迅速かつ的確に担当業務を遂行することができる。	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	担当業務についての専門的知識・技術に基づき、的確に状況を把握するとともに、事案に適切に対応することができる。	上司等との間で適切な状況報告・連絡等を行うとともに、上司の指示を部下に徹底することができる。	的確に担当業務を遂行することができる。 国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	業務についての知識・技術に基づき、的確に状

別表第二の二十四（第三条第十項第四号関係）

<p>標準的な官職</p>	<p>標準職務遂行能力</p>
<p>一 船長</p>	<p>一 倫理 国民全体の奉仕者として、責任を持って課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p> <p>二 執行方針の立案 本庁等の方針に基づき、的確な状況認識の下、業務の執行方針を示すことができる。</p> <p>三 知識・技術・判断・指示 担当業務についての専門的知識・技術及び経験に基づき、組織の責任者として、現場の状況に応じた適切な判断・指示を行うとともに、問題が発生した場合に早期対応を適切に行うことができる。</p>
	<p>四 業務遂行 況を把握することができる。</p> <p>三 報告・連絡 上司・同僚等との間で適切な状況報告、連絡等を行うことができる。</p> <p>意欲的に業務に取り組むことができる。</p>

	<p>四 連携の確保</p>	<p>対外的に組織を代表して、関係者との信頼関係を構築し、連携して事案に対応することができる。</p>
	<p>五 業務運営</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>
	<p>六 組織統率・人材育成</p>	<p>部下の指揮・統率を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>
<p>二 主任航海士</p>	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
	<p>二 知識・技術・事案対応</p>	<p>担当業務についての専門的知識・技術に基づき、的確に状況を把握するとともに、担当する事案に適切に対応することができる。</p>
	<p>三 報告・連絡・説明</p>	<p>上司等との間で適切な状況報告・連絡等を行うとともに、上司の指示を部下に徹底することができ、関係者に対し、分かりやすい説明・指導</p>

	<p>三 航海士</p>	<p>四 業務遂行</p> <p>を行うことができる。</p> <p>迅速かつ的確に担当業務を遂行することができる。</p>
	<p>一 倫理</p> <p>二 知識・技術・事案対応</p> <p>三 報告・連絡</p> <p>四 業務遂行</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p> <p>担当業務についての専門的知識・技術に基づき、的確に状況を把握するとともに、事案に適切に対応することができる。</p> <p>上司等との間で適切な状況報告・連絡等を行うとともに、上司の指示を部下に徹底することができる。</p> <p>的確に担当業務を遂行することができる。</p>
<p>四 航海士補</p>	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>

別表第二の二十五（第三条第十項第五号関係）

<p>標準的な官職</p>	<p>一 船長</p>	<p>標準職務遂行能力</p>
<p>二 知識・技術・状況把握</p>	<p>業務についての知識・技術に基づき、的確に状況を把握することができる。</p>	<p>業務についての知識・技術に基づき、的確に状況を把握することができる。</p>
<p>三 報告・連絡</p>	<p>上司・同僚等との間で適切な状況報告、連絡等を行うことができる。</p>	<p>上司・同僚等との間で適切な状況報告、連絡等を行うことができる。</p>
<p>四 業務遂行</p>	<p>意欲的に業務に取り組むことができる。</p>	<p>意欲的に業務に取り組むことができる。</p>
<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>二 執行方針の立案</p>	<p>本庁等の方針に基づき、的確な状況認識の下、業務の執行方針を示すことができる。</p>	<p>本庁等の方針に基づき、的確な状況認識の下、業務の執行方針を示すことができる。</p>
<p>三 知識・技術・判断・指示</p>	<p>担当業務についての専門的知識・技術に基づき、組織の責任者として、現場の状況に応じて適切な判断・指示を行うとともに、問題が発生した場合に早期対応を適切に行うことができる。</p>	<p>担当業務についての専門的知識・技術に基づき、組織の責任者として、現場の状況に応じて適切な判断・指示を行うとともに、問題が発生した場合に早期対応を適切に行うことができる。</p>

	<p>四 連携の確保</p>	<p>対外的に組織を代表して、関係者との信頼関係を構築し、連携して事案に対応することができる。</p>
<p>二 主任航海士</p>	<p>五 業務運営</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>
	<p>六 組織統率・人材育成</p>	<p>部下の指揮・統率を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>
<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	
<p>二 知識・技術・事案対応</p>	<p>担当業務についての専門的知識・技術に基づき、的確に状況を把握するとともに、担当する事案に適切に対応することができる。</p>	
<p>三 報告・連絡・説明</p>	<p>上司等との間で適切な状況報告・連絡等を行うとともに、上司の指示を部下に徹底することができ、関係者に対し、分かりやすい説明・指導</p>	

	<p>三 航海士</p>	<p>四 業務遂行</p> <p>を行うことができる。</p> <p>迅速かつ的確に担当業務を遂行することができる。</p>
	<p>一 倫理</p> <p>二 知識・技術・事案対応</p> <p>三 報告・連絡</p> <p>四 業務遂行</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p> <p>担当業務についての専門的知識・技術に基づき、的確に状況を把握するとともに、事案に適切に対応することができる。</p> <p>上司等との間で適切な状況報告・連絡等を行うとともに、上司の指示を部下に徹底することができる。</p> <p>的確に担当業務を遂行することができる。</p>
<p>四 航海士補</p>	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>

別表第三の一（第四条第一項関係）

		標準的な官職	
	一 長官	一 倫理	標準職務遂行能力
	二 構想		国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、国税庁の重要課題に責任を持って取り組むとともに、守秘義務や服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	三 判断		税務行政を取り巻く状況を的確に把握し、先々を見通しつつ、納税者の視点に立って、国税庁の重要課題について基本的な方向性を示すことができる。
		二 知識・技術・状況把握	業務についての知識・技術に基づき、的確に状況を把握することができる。
		三 報告・連絡	上司・同僚等との間で適切な状況報告、連絡等を行うことができる。
		四 業務遂行	意欲的に業務に取り組むことができる。
			国税庁の責任者として、その重要課題について

		<p>、豊富な知識・経験及び情報に基づき、冷静かつ迅速な判断を行うことができる。</p> <p>税務行政について適切な説明を行うとともに、対外的に機関を代表し、税務行政への理解と信頼を得ることができ。</p> <p>納税者の視点に立ち、不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。</p> <p>指導力を発揮し、部下の志気を高め、組織を牽引し、組織目標の実現を図ることができる。</p> <p>国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、担当分野の重要課題に責任を持って取り組むとともに、守秘義務や服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>二 部長</p>	<p>一 倫理</p>	<p>税務行政を取り巻く状況を的確に把握し、先々を見通しつつ、納税者の視点に立って、担当分野の重要課題について基本的な方針を示すこと</p>
	<p>二 構想</p>	

		<p>三 課長</p>
<p>二 構想</p>	<p>一 倫理</p> <p>国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、課の課題に責任を持って取り組むとともに、守秘義務や服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>三 判断</p> <p>担当分野の責任者として、その重要課題について、豊富な知識・経験及び情報に基づき、冷静かつ迅速な判断を行うことができる。</p> <p>四 説明・調整</p> <p>税務行政について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、長官を助け、困難な調整を行い、合意を形成することができる。</p> <p>五 業務運営</p> <p>納税者の視点に立ち、不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。</p> <p>六 組織統率</p> <p>指導力を発揮し、部下の統率を行い、組織目標の実現を図ることができる。</p>
	<p>税務行政を取り巻く状況を的確に把握し、納税</p>	<p>ができる。</p>

	四 室長
三 判断	者の視点に立って、行政課題に対応するための方針を示すことができる。
四 説明・調整	課の責任者として、適切な判断を行うことができる。
五 業務運営	税務行政について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。
六 組織統率・人材育成	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。
一 倫理	適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示を行い、組織目標の実現を図るとともに、部下の指導・育成を行うことができる。
	国民全体の奉仕者として、担当業務の課題に責任を持って取り組むとともに、守秘義務や服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。

<p>五 課長補佐</p>						
<p>二 企画・立案</p>	<p>三 判断</p>	<p>四 説明・調整</p>	<p>五 業務運営</p>	<p>六 組織統率・人材育成</p>	<p>一 倫理</p>	
<p>組織方針に基づき、税務行政に対するニーズ等を踏まえ、課題を的確に把握し、施策の企画・立案を行うことができる。</p>	<p>担当業務の責任者として、適切な判断を行うことができる。</p>	<p>担当する事案について適切な説明を行うとともに、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示を行い、組織目標の実現を図るとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>	<p>国民全体の奉仕者として、担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、守秘義務や服務規律を遵守し、公正に職務を遂</p>	

六 係長						
一 倫理	六 部下の育成・活用	五 業務遂行	四 説明・調整・指導	三 判断	二 企画・立案、事務事業 の実施	
国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に	る。 部下に対し、組織目標や業務執行方針を徹底し、部下の指導、育成及び活用を行うことができる。	とができる。 段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。	徹底を図ることができる。 担当する事案について論理的な説明を行い、関係者と粘り強く調整を行うとともに、国税局・国税不服審判所支部に対し本庁・本部の方針の	うことができる。 自ら処理すべき事案について、適切な判断を行うことができる。	案や事務事業の実施の実務の中核を担うことができる。 組織や上司の方針に基づいて、施策の企画・立	行することができる。

七 係員	二 課題対応	二 課題対応	三 協調性	四 説明・指導	五 業務遂行	一 倫理
	<p>取り組むとともに、守秘義務や服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>国税関係業務についての十分な専門的知識・技術・判断力に基づき、問題点を的確に把握し、課題に対応することができる。</p>	<p>上司・部下や関係部署の担当者と協力的な関係を構築することができる。</p>	<p>担当する事案について分かりやすい説明を行うとともに、国税局・国税不服審判所支部の職員に対する確かな指示や助言を行うことができる。</p>	<p>計画的に粘り強く業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、守秘義務や服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>

別表第三の二（第四条第二項関係）

標準的な官職	標準職務遂行能力
一 校長	<p>一 倫理</p> <p>国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、機関の課題に責任を持って取り組むとともに、守秘義務や服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p> <p>二 構想</p> <p>税務行政を取り巻く状況を的確に把握し、本庁の方針を踏まえ、業務運営の基本的な方針を示すことができる。</p> <p>三 判断</p> <p>機関の責任者として、豊富な知識・経験に基づ</p>
	<p>二 知識・技術</p> <p>国税関係業務に必要な知識・技術を習得することができる。</p> <p>三 コミュニケーション</p> <p>上司・同僚や関係部署の担当者と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。</p> <p>四 業務遂行</p> <p>意欲的に粘り強く業務に取り組むことができる。</p>

		<p>四 説明・理解の確保</p> <p>き、適切な判断を行うことができる。</p> <p>機関の業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、対外的に機関を代表し、調整を行い、税務行政への理解と協力を得ることができる。</p>
<p>二 部長</p>	<p>五 業務運営</p>	<p>不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。</p>
	<p>六 組織統率</p>	<p>指導力を発揮し、組織統率を行い、組織目標の実現を図ることができる。</p>
<p>二 構想</p>	<p>一 倫理</p> <p>国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、担当分野の課題に責任を持って取り組むとともに、守秘義務や服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p> <p>税務行政の課題を的確に把握し、本庁等の方針を踏まえ、業務運営の方針を示すことができる。</p>	

	<p>三 課長</p>	
<p>三 判断</p> <p>担当分野の責任者として、適切な判断を行うことができる。</p>	<p>四 説明・調整</p> <p>担当分野の業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、校長を助け、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。</p>	<p>五 業務運営</p> <p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>
<p>六 組織統率</p> <p>組織の業務運営に関し、的確な指示を行うとともに、部下を統率し、組織目標の実現を図ることができる。</p>	<p>一 倫理</p> <p>国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、守秘義務や服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>二 組織目標の明示</p> <p>組織方針に基づき、税務行政の課題や研修現場</p>

	四 課長補佐
	三 判断
<p>の実情を踏まえた課の具体的な目標を示すことができる。</p> <p>所管する事案について、適切な判断を行うことができる。</p>	四 説明・調整
<p>所管する事案について適切な説明を行うとともに、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。</p>	五 業務運営
<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>	六 組織統率・人材育成
<p>適切に業務を配分した上、進捗管理を行い、組織目標の実現に貢献するとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>	一 倫理
<p>国民全体の奉仕者として、担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、守秘義務や服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	

<p>五 係長</p>	<p>二 方策・計画の立案、事務事業の実施</p>	<p>組織や上司の方針に基づいて、具体的な方策・計画を立案し、又は事務事業を実施することができる。</p>
<p>三 判断</p>	<p>自ら処理すべき事案について、適切な判断を行うことができる。</p>	
<p>四 説明・調整</p>	<p>担当する事案について論理的な説明を行うとともに、関係者と調整を行うことができる。</p>	
<p>五 業務遂行</p>	<p>段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。</p>	
<p>六 部下の育成・活用</p>	<p>部下の指導、育成及び活用を行うことができる。</p>	
<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、守秘義務や服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	
<p>二 課題対応</p>	<p>国税関係業務についての十分な専門的知識・技術を有し、課題に対応することができる。</p>	

標準的な官職	別表第三の三（第四条第三項関係）	
	標準職務遂行能力	
六 係員	三 協調性	本庁・本校・地方研修所・国税局の関係者と協力的な関係を構築することができる。
	四 説明	担当する事案について分かりやすい説明を行うことができる。
	五 業務遂行	計画的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。
	一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、守秘義務や服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	二 知識・技術	国税関係業務に必要な知識・技術を習得することができる。
	三 コミュニケーション	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。
四 業務遂行	意欲的に業務に取り組むことができる。	

<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、機関の重要課題に責任を持って取り組むとともに、守秘義務や服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>二 構想</p>	<p>本庁の方針に基づき、地域情勢を踏まえ、業務運営の基本的な方向性を示すことができる。</p>
<p>三 判断</p>	<p>機関の責任者として、その重要課題について、豊富な知識・経験及び情報に基づき、冷静かつ迅速な判断を行うことができる。</p>
<p>四 説明・理解の確保</p>	<p>機関の業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、対外的に機関を代表し、困難な調整を行い、税務行政への理解と協力を得ることができる。</p>
<p>五 業務運営</p>	<p>納税者の視点に立ち、不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。</p>
<p>六 組織統率</p>	<p>指導力を発揮し、組織統率を行い、組織目標の</p>

	二 部長	実現を図ることができる。
	一 倫理	国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、部の課題に責任を持って取り組むとともに、守秘義務や服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	二 構想	本庁等の方針に基づき、地域情勢を踏まえ、業務運営の方針を示すことができる。
	三 判断	部の責任者として、適切な判断を行うことができる。
	四 説明・理解の確保	部の業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、局長を助け、関係者と調整を行い、税務行政への理解と協力を得ることがができる。
	五 業務運営	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。
六 組織統率		管轄する組織の業務運営に関し、的確な指示を

	三 課長	行うとともに、部下を統率し、組織目標の実現を図ることができる。
一 倫理	国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、守秘義務や服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	
二 組織目標の明示	組織方針に基づき、地域の実情や税務行政に対するニーズ等を踏まえた課の具体的な目標を示すことができる。	
三 判断	所管する事案について、適切な判断を行うことができる。	
四 説明・理解の確保	所管する事案について適切な説明を行うとともに、関係者の理解を得ることができる。	
五 業務運営	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。	
六 組織統率・人材育成	適切に業務を配分した上、進捗管理を行い、組	

	四 主査	<p>組織目標の実現に貢献するとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>
一 倫理	<p>国民全体の奉仕者として、担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、守秘義務や服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	
二 方策・計画の立案、事案対応	<p>組織や上司の方針に基づいて、具体的な方策・計画を立案し、又は国税関係業務についての十分な知識・技術や高い分析力に基づき、困難な事案に適切に対応することができる。</p>	
三 判断	<p>自ら処理すべき事案について、適切な判断を行うことができる。</p>	
四 説明・調整・指導	<p>担当する事案について論理的な説明や関係者との調整を行い、又は納税者に対して関係法令等を基に的確な説明・指導を行うとともに、税務署の職員に対し、的確な指示や助言を行うこと</p>	

		五 国税実査官	<p>一 倫理</p> <p>二 課題対応</p> <p>三 協調性</p> <p>四 説明・指導</p>		<p>五 業務遂行</p> <p>六 部下の育成・活用</p>	
<p>ができる。</p>	<p>段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>部下の指導、育成及び活用を行うことができる。</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、守秘義務や服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>国税関係業務についての専門的知識・技術・分析力に基づき、課題に対応することができる。</p>	<p>上司・部下や関係部署の担当者と協力的な関係を構築することができる。</p>	<p>担当する事案について納税者に対して関係法令等を基に分かりやすい説明・指導を行うとともに、税務署の職員に対し、的確な指示や助言を行うことができる。</p>

別表第三の四（第四条第四項関係）

<p>標準的な官職</p>	<p>一 所長</p>	<p>標準職務遂行能力</p> <p>国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、機関の課題に責任を持って取り組むとともに、守秘義務や服務規律を遵守し、公正に職務を遂</p>
<p>六 係員</p>	<p>一 倫理</p>	<p>計画的に粘り強く業務を進め、確実に業務を遂行することができる。</p> <p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、守秘義務や服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>四 業務遂行</p>	<p>二 知識・技術</p>	<p>国税関係業務に必要な知識・技術を習得することができる。</p>
<p>三 コミュニケーション</p>	<p>一 倫理</p>	<p>上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとるとともに、納税者に対して誠実に対応することができる。</p>
<p>二 知識・技術</p>	<p>四 業務遂行</p>	<p>意欲的に業務に取り組むことができる。</p>

<p>二 次長</p>						
<p>一 倫理</p>	<p>二 構想</p>	<p>三 判断</p>	<p>四 説明・理解の確保</p>	<p>五 業務運営</p>	<p>六 組織統率</p>	
<p>国民全体の奉仕者として、担当分野の課題に責任を持って取り組むとともに、守秘義務や服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することがで</p>	<p>行することができる。</p> <p>本庁の方針に基づき、地域情勢を踏まえ、業務運営の基本的な方針を示すことができる。</p>	<p>機関の責任者として、適切な判断を行うことができる。</p>	<p>機関の業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、対外的に機関を代表し、調整を行い、税務行政への理解と協力を得ることができる。</p>	<p>不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。</p>	<p>組織統率を行い、組織目標の実現を図ることができる。</p>	

三 課長						
一 倫理	二 構想	三 判断	四 説明・理解の確保	五 業務運営	六 組織統率	
国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、守秘義務や	きる。	本庁等の方針に基づき、地域情勢を踏まえた実施方針を示すことができる。	所長を助ける者として、適切な判断を行うことができる。	担当分野の業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、所長を助け、関係者と調整を行い、税務行政への理解と協力を得ることができる。	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。	管轄する組織の業務運営に関し、的確な指示を行うとともに、部下を統率し、組織目標の実現を図ることができる。

<p>四 主査</p>						
<p>一 倫理</p>	<p>二 組織目標の明示</p>	<p>三 判断</p>	<p>四 説明・理解の確保</p>	<p>五 業務運営</p>	<p>六 組織統率・人材育成</p>	
<p>国民全体の奉仕者として、担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、</p>	<p>サービス規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>組織方針に基づき、地域の実情や税務行政に対するニーズ等を踏まえた課の具体的な目標を示すことができる。</p>	<p>所管する事案について、適切な判断を行うことができる。</p>	<p>所管する事案について適切な説明を行うとともに、関係者の理解を得ることができる。</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>適切に業務を配分した上、進捗管理を行い、組織目標の実現に貢献するとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>

	<p>守秘義務や服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>二 方策・計画の立案、事案対応</p>	<p>組織や上司の方針に基づいて、具体的な方策・計画を立案し、又は国税関係業務についての十分な知識・技術や高い分析力に基づき、困難な事案に適切に対応することができる。</p>
<p>三 判断</p>	<p>自ら処理すべき事案について、適切な判断を行うことができる。</p>
<p>四 説明・調整・指導</p>	<p>担当する事案について論理的な説明や関係者との調整を行い、又は納税者に対して関係法令等を基に的確な説明・指導を行うとともに、税務署の職員に対し、的確な指示や助言を行うことができる。</p>
<p>五 業務遂行</p>	<p>段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。</p>
<p>六 部下の育成・活用</p>	<p>部下の指導、育成及び活用を行うことができる。</p>

	五 国税実査官		一 倫理	る。
	二 課題対応		国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、守秘義務や服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	
	三 協調性	国税関係業務についての専門的知識・技術・分析力に基づき、課題に対応することができる。		上司・部下や関係部署の担当者と協力的な関係を構築することができる。
	四 説明・指導	担当する事案について納税者に対して関係法令等を基に分かりやすい説明・指導を行うとともに、税務署の職員に対し、的確な指示や助言を行うことができる。		
	五 業務遂行	計画的に粘り強く業務を進め、確実に業務を遂行することができる。		
六 係員	一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、守秘義務や服務規律を遵守		

別表第三の五（第四条第五項関係）

<p>標準的な官職</p>	<p>一 署長</p>	<p>標準職務遂行能力</p>
	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、機関の課題に責任を持って取り組むとともに、守秘義務や服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
	<p>二 執行方針の立案</p>	<p>本庁等の方針に基づき、的確な状況認識の下、業務の執行方針を示すことができる。</p>
	<p>三 判断</p>	<p>機関の責任者として、適切な判断を行うことが</p>
	<p>二 知識・技術</p>	<p>し、公正に職務を遂行することができる。 国税関係業務に必要な知識・技術を習得することができる。</p>
	<p>三 コミュニケーション</p>	<p>上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとるとともに、納税者に対して誠実に対応することができる。</p>
	<p>四 業務遂行</p>	<p>意欲的に業務に取り組むことができる。</p>

		<p>二 副署長</p>
<p>四 説明・理解の確保</p>	<p>説明・理解の確保</p>	<p>できる。</p> <p>機関の業務について適切な説明を行うとともに、対外的に機関を代表し、関係機関・関係団体等と信頼関係を構築し、税務行政への理解を得ることができると。</p>
<p>五 業務運営</p>	<p>業務運営</p>	<p>不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。</p>
<p>六 組織統率</p>	<p>組織統率</p>	<p>組織統率を行い、組織目標の実現を図ることができる。</p>
<p>一 倫理</p>	<p>倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、機関の課題に責任を持って取り組むとともに、守秘義務や服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>二 執行方針の立案</p>	<p>執行方針の立案</p>	<p>本庁等の方針に基づき、的確な状況認識の下、署長を助け、業務の執行方針を示すことができる。</p>

三 統括国税調査官	三 判断	署長を助ける者として、適切な判断を行うことができる。
四 説明・理解の確保	機関の業務について適切な説明を行うとともに、署長を助け、関係機関・関係団体等と信頼関係を構築し、税務行政への理解を得ることができる。	
五 業務運営	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。	
六 組織統率・人材育成	業務の進捗管理を行い、的確な指示をし、組織目標の実現を図るとともに、部下の指導・育成を行うことができる。	
一 倫理	国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、守秘義務や服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	
二 方策・計画の立案、事	組織や上司の方針に基づいて、具体的な方策・	

	<p>案対応</p> <p>三 判断</p> <p>四 説明・理解の確保</p> <p>五 業務運営</p> <p>六 組織統率・人材育成</p>	<p>計画を立案するとともに、的確に状況を把握し、困難な事案に適切に対応することができる。</p> <p>所管する業務の執行において、適切な判断を行うことができる。</p> <p>納税者に対して適切な説明・指導を行うとともに、関係機関・関係団体の担当者等との信頼関係を構築することができる。</p> <p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p> <p>業務の執行方針を徹底し、業務の管理を行うとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>
<p>四 上席国税調査官</p>	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、守秘義務や服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>

<p>五 国税調査官</p>	<p>二 事案対応</p>	<p>国税関係業務についての十分な知識・技術及び分析力に基づき、担当する事案に適切に対応することができる。</p>
<p>三 判断</p>	<p>自ら進めるべき業務の執行において、適切な判断を行うことができる。</p>	
<p>四 説明・指導</p>	<p>担当する業務の執行において納税者に対して関係法令等を基に論理的な説明・指導を行うことができる。</p>	
<p>五 業務遂行</p>	<p>段取りや手順を整え、粘り強く業務を進めることができる。</p>	
<p>六 部下の育成</p>	<p>部下等の指導及び育成を行うことができる。</p>	
<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、守秘義務や服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	
<p>二 事案対応</p>	<p>国税関係業務についての知識・技術に基づき、事案に適切に対応することができる。</p>	

		六 係員			
		三 協調性		上司・同僚等と協力的な関係を構築することができる。	
		四 説明		担当する業務の執行において納税者に対して関係法令等を基に分かりやすい説明を行うことができる。	
		五 業務遂行		法令、執行方針等に基づき、粘り強くかつ積極的に業務を遂行することができる。	
		一 倫理		国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、守秘義務や服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	
		二 知識・技術		国税関係業務に必要な知識・技術を習得することができる。	
		三 コミュニケーション		上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとるとともに、納税者に対して誠実に対応することができる。	
四 業務遂行		意欲的に業務に取り組むことができる。			

別表第四（第五条関係）

標準的な官職	一 所長
標準職務遂行能力	<p>一 倫理</p> <p>国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、機関の重要課題に責任を持って取り組むとともに、守秘義務や服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p> <p>二 構想</p> <p>不服申立制度の趣旨を踏まえ、業務運営の基本的な方向性を示すことができる。</p> <p>三 判断</p> <p>機関の責任者として、その重要課題について、豊富な知識・経験及び情報に基づき、冷静かつ迅速な判断を行うことができる。</p> <p>四 業務運営</p> <p>納税者の視点に立ち、不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。</p> <p>五 組織統率</p> <p>指導力を発揮し、組織統率を行い、不服申立制度の趣旨の実現を図ることができる。</p>
二 次長	<p>一 倫理</p> <p>国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、</p>

<p>三 部長審判官</p>		<p>二 構想</p>	<p>三 判断</p>	<p>四 業務運営</p>	<p>五 組織統率</p>	<p>一 倫理</p>
<p>機関の課題に責任を持って取り組むとともに、 守秘義務や服務規律を遵守し、公正に職務を遂 行することができる。</p>	<p>不服申立制度の趣旨を踏まえ、業務運営の方針 を示すことができる。</p>	<p>担当分野の責任者として、適切な判断を行うこ とができる。</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めること ができる。</p>	<p>組織の業務運営に関し、的確な指示を行うとと もに、部下を統率し、不服申立制度の趣旨の実 現を図ることができる。</p>	<p>国民全体の奉仕者として、担当業務の課題に責 任を持って取り組むとともに、守秘義務や服務 規律を遵守し、公正に職務を遂行することがで きる。</p>	

<p>四 国税審判官</p>	<p>二 組織目標の明示</p>	<p>組織方針に基づき、不服申立制度の趣旨を踏まえた具体的な目標を示すことができる。</p>
<p>一 倫理</p>	<p>三 知識・技術・判断</p>	<p>国税不服審判についての十分な専門的知識・技術及び経験に基づき、担当業務の責任者として、適切な判断を行うことができる。</p>
<p>二 知識・技術・判断</p>	<p>四 業務運営</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>
<p>二 知識・技術・判断</p>	<p>五 組織統率・人材育成</p>	<p>適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示を行い、不服申立制度の趣旨の実現を図るとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>
<p>二 知識・技術・判断</p>	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って課題に取り組みとともに、守秘義務や服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>二 知識・技術・判断</p>	<p>二 知識・技術・判断</p>	<p>国税不服審判についての専門的知識・技術及び経験に基づき、審査請求事件について、適切な</p>

	<p>五 国税審査官</p>		<p>三 適正な審理</p>	<p>四 業務遂行</p>	<p>五 部下の育成・活用</p>	<p>一 倫理</p>	<p>二 知識・技術</p>	<p>三 協調性</p>
<p>判断を行い、裁決書を作成することができる。</p>		<p>審査請求人等の主張を十分に考慮し、適正な調査及び審理を進めることができる。</p>	<p>段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>部下の指導、育成及び活用を行うことができる。</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、守秘義務や服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>国税不服審判についての専門的知識・技術に基づき、国税審判官を補佐し、適切に審査請求事件の調査・審理等を行うことができる。</p>	<p>上司・同僚と協力的な関係を構築するとともに、審査請求事件の関係人に対して適切に対応することができる。</p>	

別表第五の一（第六条第一項関係）

	<p>四 業務遂行</p>	<p>法令、執行方針等に基づき、確実に業務を遂行することができる。</p>
<p>標準的な官職</p>	<p>一 室長</p>	<p>標準職務遂行能力</p>
<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	
<p>二 構想</p>	<p>組織方針に基づき、行政ニーズを踏まえ、重点的に取り組むべき研究課題を示すことができる。</p>	
<p>三 知識・技術・説明</p>	<p>高度な専門的知識・技術や豊富な経験に基づき、困難な研究に関し合理的な分析・解釈及び論理的な説明を行うことができる。</p>	
<p>四 調整</p>	<p>円滑に業務が遂行できるよう関係者と調整を行い、合意を形成することができる。</p>	
<p>五 業務運営</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めること</p>	

	<p>六 組織統率・人材育成</p>	<p>ができる。</p> <p>適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>
<p>二 主任研究官</p>	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って課題に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
	<p>二 企画・立案、研究の実施</p>	<p>組織や上司の方針に基づいて、取り組むべき研究に関する企画・立案を行うとともに、自ら業務の中核を担うことができる。</p>
	<p>三 知識・技術・説明</p>	<p>高度な専門的知識・技術に基づき、担当する研究に関し合理的な分析・解釈及び論理的な説明を行うことができる。</p>
	<p>四 調整</p>	<p>円滑に業務が遂行できるよう関係者と調整を行うことができる。</p>
<p>五 業務遂行</p>		<p>段取りや手順を整え、効率的に業務を進めるこ</p>

標準的な官職	別表第五の二（第六条第二項関係）	三 研究官	六 部下等の指導	一 倫理	二 知識・技術、 情報収集	三 解釈・説明	四 協調性	五 業務遂行
				とができる。	部下等の指導を行うことができる。	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	担当業務に必要な専門的知識・技術を習得するとともに、業務に関係する情報を収集・整理することができる。	情報及びデータを合理的に分析・解釈するとともに、分かりやすい説明を行うことができる。
標準職務遂行能力								

		一 総括研究官	
		一 倫理	国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、研究部門の重要課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	二 構想		本府省等の方針及び行政ニーズを踏まえ、研究部門の業務運営の基本的な方針を示すことができる。
	三 知識・技術・統括・説明		高度な専門的知識・技術や豊富な経験に基づき、広範囲にわたる研究を統括し、合理的な分析・解釈及び論理的な説明を行うことができる。
	四 調整		対外的に研究部門を代表し、調整を行い、合意を形成することができる。
	五 業務運営		不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。
六 組織統率			指導力を発揮し、研究部門の統率を行い、成果を挙げることができる。

一 倫理	<p>国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、担当分野の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
二 構想	<p>本府省等の方針及び行政ニーズを踏まえ、重点的に取り組むべき研究課題を示すことができる。</p>
三 知識・技術・説明	<p>高度な専門的知識・技術や豊富な経験に基づき、困難な研究に関し合理的な分析・解釈及び論理的な説明を行うことができる。</p>
四 調整	<p>円滑に業務が遂行できるよう関係者と調整を行い、合意を形成することができる。</p>
五 業務運営	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>
六 組織統率・人材育成	<p>組織の業務運営に関し、的確な指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行う</p>

	三 室長	
一 倫理	<p>国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	
二 企画・立案	<p>組織方針に基づき、取り組むべき研究に関する企画・立案を行うことができる。</p>	
三 知識・技術・説明	<p>高度な専門的知識・技術及び経験に基づき、所管する研究に関し合理的な分析・解釈及び論理的な説明を行うことができる。</p>	
四 調整	<p>円滑に業務が遂行できるよう関係者と調整を行い、合意を形成することができる。</p>	
五 業務運営	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>	
六 組織統率・人材育成	<p>適切に業務を配分した上、進捗管理を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>	

<p>四 主任研究官</p>	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って課題に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>二 方策・計画の立案、研究の実施</p>	<p>二 方策・計画の立案、研究の実施</p>	<p>組織や上司の方針に基づいて、具体的な方策・計画を立案するとともに、自ら業務の中核を担うことができる。</p>
<p>三 知識・技術・説明</p>	<p>三 知識・技術・説明</p>	<p>専門的知識・技術に基づき、担当する研究に関し合理的な分析・解釈及び論理的な説明を行うことができる。</p>
<p>四 調整</p>	<p>四 調整</p>	<p>円滑に業務が遂行できるよう関係者と調整を行うことができる。</p>
<p>五 業務遂行</p>	<p>五 業務遂行</p>	<p>段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。</p>
<p>六 部下等の指導</p>	<p>六 部下等の指導</p>	<p>部下等の指導を行うことができる。</p>
<p>五 研究官</p>	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に</p>

		六 研究補助員				
		二 知識・技術、情報収集	三 解説・説明	四 協調性	五 業務遂行	一 倫理
職務を遂行することができる。		担当業務に必要な専門的知識・技術を習得するとともに、業務に関係する情報を収集・整理することができる。	情報及びデータを合理的に分析・解釈するとともに、分かりやすい説明を行うことができる。	上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。	計画的に業務を進め、確実に業務を遂行することができる。	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
二 知識・技術、情報収集					業務に必要な知識・技術を習得するとともに、業務に関係する情報を収集・整理することができる。	

別表第六の一（第七条第一項関係）

	<p>三 コミュニケーション</p>	<p>上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。</p>
<p>四 業務遂行</p>	<p>意欲的に業務に取り組むことができる。</p>	
<p>標準的な官職</p>	<p>一 部長</p>	<p>標準職務遂行能力</p>
<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、担当分野の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>二 講義・指導、企画・立案</p>
<p>三 判断</p>	<p>担当科目の講義・指導に必要な知識・技術及び豊富な経験に基づき、講義計画を立案し、適切に講義・指導を行うとともに、本府省等の方針及び業務に対するニーズを踏まえ、研修・教育カリキュラムを編成することができる。</p>	<p>担当分野の責任者として、適切な判断を行うことができる。</p>

二 教授	四 調整	円滑に業務が遂行できるよう関係者と調整を行い、合意を形成することができる。
	五 業務運営	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。
	六 組織統率・人材育成	適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。
	一 倫理	国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	二 講義・指導、企画・立案	担当科目の講義・指導に必要な知識・技術及び経験に基づき、講義計画を立案し、適切に講義・指導を行うとともに、研修・教育カリキュラムを立案することができる。
	三 判断	所管する事案について、適切な判断を行うことができる。

		<p>四 調整</p> <p>円滑に業務が遂行できるよう関係者と調整を行うことができる。</p>
三 教官	<p>五 業務運営</p> <p>六 部下の育成・活用</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p> <p>部下の指導、育成及び活用を行うことができる。</p>
	<p>一 倫理</p> <p>二 講義・指導</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p> <p>担当科目の講義・指導に必要な知識・技術に基づき、講義計画を立案し、適切に講義・指導を行うことができる。</p>
	<p>三 コミュニケーション</p>	<p>上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。</p>
	<p>四 業務遂行</p>	<p>段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。</p>

別表第六の二（第七条第二項関係）

<p>四 教育補助員</p>	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>二 講義・指導</p>	<p>担当業務に必要な知識・技術を習得し、教官を助け、適切に講義・指導を行うことができる。</p>	<p>三 コミュニケーション</p>
<p>四 業務遂行</p>	<p>上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。</p>	<p>意欲的に業務に取り組むことができる。</p>
<p>一 部長</p>	<p>一 倫理</p>	<p>標準職務遂行能力</p> <p>国民全体の奉仕者として、部の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>二 講義・指導、企画・立案</p>	<p>担当科目の講義・指導に必要な知識・技術及び経験に基づき、講義計画を立案し、適切に講義・指導を行うとともに、本庁等の方針並びに業</p>	<p>案</p>

<p>二 教授</p>						
<p>二 講義・指導、企画・立案</p>	<p>一 倫理</p>	<p>六 組織統率・人材育成</p>	<p>五 業務運営</p>	<p>四 調整</p>	<p>三 判断</p>	
<p>担当科目の講義・指導に必要な知識・技術に基づき、講義計画を立案し、適切に講義・指導を</p>	<p>国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>円滑に業務が遂行できるよう関係者と調整を行い、合意を形成することができる。</p>	<p>部の責任者として、適切な判断を行うことができる。</p>	<p>務に対するニーズを踏まえ、研修・教育カリキュラムを編成することができる。</p>

					三 教官
	三 判断	四 調整	五 業務運営	六 部下の育成・活用	一 倫理
<p>行うとともに、研修・教育カリキュラムを立案することができる。</p>	<p>所管する事案について、適切な判断を行うことができる。</p>	<p>円滑に業務が遂行できるよう関係者と調整を行うことができる。</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>部下の指導、育成及び活用を行うことができる。</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>担当科目の講義・指導に必要な知識・技術に基づき、講義計画を立案し、適切に講義・指導を行うことができる。</p>	二 講義・指導				

別表第七の一（第八条第一項関係）

		標準的な官職		標準職務遂行能力	
	一 部長	一 倫理	一 倫理	医師としての責任を自覚しつつ、高い倫理感を有し、部の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、国民全体の奉仕者として、公正に職務を遂行することができる。	
		二 構想	二 構想	本省等の方針に基づき、業務に対するニーズを踏まえ、業務運営の方針を示すことができる。	
		三 知識・技術・診療	三 知識・技術・診療	高度な医学的知識・技術及び豊富な経験に基づき、困難な症例について、適切な診療を行うことができる。	
四 判断				部の責任者として、適切な判断を行うことができる。	
		三 コミュニケーション	三 コミュニケーション	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。	
		四 業務遂行	四 業務遂行	段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。	

		<p>五 調整</p> <p>円滑に診療業務を遂行できるように関係者と調整を行い、合意を形成することができる。</p>
<p>二 課長</p>	<p>六 組織統率</p>	<p>医師としての責任を自覚しつつ、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、国民全体の奉仕者として、公正に職務を遂行することができる。</p>
	<p>一 倫理</p>	<p>高度な医学的知識・技術及び経験に基づき、困難な症例について、適切な診療を行うことができる。</p>
	<p>二 知識・技術・診療</p>	<p>所管する事案について、適切な判断を行うことができる。</p>
	<p>三 判断</p>	<p>円滑に診療業務を遂行できるよう関係者と調整</p>
<p>四 調整</p>		

	<p>三 医長</p>	<p>五 組織統率・人材育成</p> <p>を行い、合意を形成することができる。</p> <p>適切に業務を配分した上、業務の実施状況を管理し、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>
<p>一 倫理</p>	<p>医師としての責任を自覚しつつ業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、国民全体の奉仕者として、公正に職務を遂行することができる。</p>	
<p>二 知識・技術・診療</p>	<p>医学的知識・技術及び経験に基づき、困難な症例について、適切な診療を行うことができる。</p>	
<p>三 信頼関係の構築</p>	<p>上司・部下・関係部署等との信頼関係を構築することができる。</p>	
<p>四 患者等への説明・指導</p>	<p>患者やその家族等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、分かりやすい説明・指導を行うことができる。</p>	
<p>五 部下の育成・活用</p>	<p>部下の指導、育成及び活用を行うことができる。</p>	

別表第七の二（第八条第二項関係）

標準的な官職	一 所長	標準職務遂行能力 医師としての責任を自覚しつつ、高い倫理感を有し、機関の課題に責任を持って取り組むと
四 医師	一 倫理 二 知識・技術・診療 三 協調性 四 患者等への説明・指導	<p>医師としての責任を自覚しつつ業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、国民全体の奉仕者として、公正に職務を遂行することができる。</p> <p>医学的知識・技術に基づき、適切な診療を行うことができる。</p> <p>上司・同僚等と協力的な関係を構築することができる。</p> <p>患者やその家族等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、分かりやすい説明・指導を行うことができる。</p>

二 部長						
一 倫理	六 組織統率	五 連携の確保	四 判断	三 知識・技術・診療	二 構想	
医師としての責任を自覚しつつ、高い倫理感を	<p>指導力を発揮し、組織統率を行い、成果を挙げることができる。</p>	<p>対外的に機関を代表し、関係者と連携して業務を進めることができるよう、信頼関係を構築することができる。</p>	<p>機関の責任者として、適切な判断を行うことができる。</p>	<p>高度な医学的知識・技術及び豊富な経験に基づき、困難な症例について、適切な診療を行うことができる。</p>	<p>踏まえ、業務運営の基本的な方針を示すことができる。</p>	<p>もに、服務規律を遵守し、国民全体の奉仕者として、公正に職務を遂行することができる。</p>

<p>三 課長</p>						
<p>一 倫理</p>	<p>二 構想</p>	<p>三 知識・技術・診療</p>	<p>四 判断</p>	<p>五 連携の確保</p>	<p>六 組織統率</p>	
<p>医師としての責任を自覚しつつ、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務</p>	<p>有し、部の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、国民全体の奉仕者として、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>本省等の方針に基づき、業務に対するニーズを踏まえ、業務運営の方針を示すことができる。</p>	<p>高度な医学的知識・技術及び豊富な経験に基づき、困難な症例について、適切な診療を行うことができる。</p>	<p>部の責任者として、適切な判断を行うことができる。</p>	<p>関係者との信頼関係を構築し、連携して業務を進めることができる。</p>	<p>医療業務の運営に関し、的確な指示を行い、成果を挙げるができる。</p>

<p>四 医師</p>	<p>二 知識・技術・診療</p>	<p>三 判断</p>	<p>四 連携の確保</p>	<p>五 組織統率・人材育成</p>	<p>一 倫理</p>
<p>規律を遵守し、国民全体の奉仕者として、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>高度な医学的知識・技術及び経験に基づき、困難な症例について、適切な診療を行うことができる。</p>	<p>所管する事案について、適切な判断を行うことができる。</p>	<p>関係者との信頼関係を構築し、連携して事案に対応することができる。</p>	<p>適切に業務を配分した上、業務の実施状況を管理し、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>	<p>医師としての責任を自覚しつつ業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、国民全体の奉仕者として、公正に職務を遂行することができる。</p>

別表第八（第九条関係）

<p>標準的な官職</p>	<p>標準職務遂行能力</p>
<p>一 部長</p>	<p>一 倫理 薬剤師としての責任を自覚しつつ、高い倫理感を有し、部の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、国民全体の奉仕者として、公正に職務を遂行することができる。 本省等の方針に基づき、業務に対するニーズを踏まえ、業務運営の方針を示すことができる。 薬剤に関する業務についての十分な専門的知識</p>
	<p>二 知識・技術・診療 医学的知識・技術に基づき、適切な診療を行うことができる。</p> <p>三 協調性 上司・同僚等と協力的な関係を構築することができる。</p> <p>四 入所者等への説明・指導 入所者やその家族等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、分かりやすい説明・指導を行うことができる。</p>
<p>二 構想</p>	
<p>三 知識・技術・業務遂行</p>	

	<p>二 副部長</p>
<p>・技術及び豊富な経験に基づき、迅速かつ適切に業務を行うことができる。</p>	<p>四 判断 部の責任者として、適切な判断を行うことができる。</p>
<p>五 調整 円滑に業務を遂行できるよう関係者と調整を行い、合意を形成することができる。</p>	<p>六 組織統率 業務の運営に関し、的確な指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>
<p>一 倫理 薬剤師としての責任を自覚しつつ、部の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、国民全体の奉仕者として、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>二 知識・技術・業務遂行 薬剤に関する業務についての十分な専門的知識・技術及び経験に基づき、部長を助け、迅速かつ適切に業務を行うことができる。</p>

		三 主任薬剤師	
三 判断	部長を助ける者として、適切な判断を行うことができる。	四 連携の確保	関係者との信頼関係を構築し、連携して事案に対応することができる。
五 組織統率・人材育成	適切に業務を配分した上、業務の実施状況を管理し、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。	一 倫理	薬剤師としての責任を自覚しつつ業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、国民全体の奉仕者として、公正に職務を遂行することができる。
二 知識・技術・業務遂行	薬剤に関する業務についての専門的知識・技術に基づき、迅速かつ適切に業務を行うことができる。	三 協調性	上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。

		四 薬剤師			
		四 患者等への説明・指導	五 部下の育成・活用	一 倫理	二 知識・技術・業務遂行
		患者やその家族等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、分かりやすい説明・指導を行うことができる。	部下の指導、育成及び活用を行うことができる。	薬剤師としての責任を自覚しつつ業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、国民全体の奉仕者として、公正に職務を遂行することができる。	薬剤に関する業務についての専門的知識・技術に基づき、適切に業務を行うことができる。
		上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。			三 コミュニケーション
		患者やその家族等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、説明・指導を行うことができる。			四 患者等への説明・指導

別表第九（第十条関係）

標準的な官職		標準職務遂行能力	
一 室長	一 倫理	<p>栄養士としての責任を自覚しつつ、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、業務規律を遵守し、国民全体の奉仕者として、公正に職務を遂行することができる。</p>	
	二 知識・技術・業務遂行	<p>栄養に関する業務についての十分な専門的知識・技術及び豊富な経験に基づき、迅速かつ適切に業務を行うことができる。</p>	
	三 判断	<p>所管する事案について、適切な判断を行うことができる。</p>	
	四 調整	<p>円滑に業務を遂行できるよう関係者と調整を行い、合意を形成することができる。</p>	
	五 組織統率・人材育成	<p>適切に業務を配分した上、業務の実施状況を管理し、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>	

<p>二 係長</p>	<p>一 倫理</p>	<p>栄養士としての責任を自覚しつつ業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、国民全体の奉仕者として、公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>二 知識・技術・業務遂行</p>	<p>二 知識・技術・業務遂行</p>	<p>栄養に関する業務についての専門的知識・技術及び経験に基づき、室長を助け、迅速かつ適切に業務を行うことができる。</p>
<p>三 信頼関係の構築</p>	<p>三 信頼関係の構築</p>	<p>上司・部下・関係部署等との信頼関係を構築することができる。</p>
<p>四 患者等への説明・指導</p>	<p>四 患者等への説明・指導</p>	<p>患者やその家族等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、分かりやすい説明・指導を行うことができる。</p>
<p>五 部下の育成・活用</p>	<p>五 部下の育成・活用</p>	<p>部下の指導・育成及び活用を行うことができる。</p>
<p>三 主任栄養士</p>	<p>一 倫理</p>	<p>栄養士としての責任を自覚しつつ業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、国民全体の奉</p>

	四 栄養士					
二 知識・技術・業務遂行	二 知識・技術・業務遂行	三 協調性	四 患者等への説明・指導	五 部下の育成	一 倫理	二 知識・技術・業務遂行
仕者として、公正に職務を遂行することができる。	栄養に関する業務についての専門的知識・技術に基づき、迅速かつ適切に業務を行うことができる。	上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。	患者やその家族等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、分かりやすい説明・指導を行うことができる。	部下の指導・育成を行うことができる。	栄養士としての責任を自覚しつつ業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、国民全体の奉仕者として、公正に職務を遂行することができる。	栄養に関する業務についての専門的知識・技術

別表第十（第十一条関係）

<p>標準的な官職</p>	<p>標準職務遂行能力</p>
<p>一 技師長</p>	<p>一 倫理</p> <p>医療技術に関する業務に従事する者としての責任を自覚しつつ、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、国民全体の奉仕者として、公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>二 知識・技術・業務遂行</p>	<p>医療技術に関する業務についての十分な専門的知識・技術及び豊富な経験に基づき、迅速かつ適切に業務を行うことができる。</p>
	<p>三 コミュニケーション</p> <p>にに基づき、適切に業務を行うことができる。</p> <p>上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。</p> <p>四 患者等への説明・指導</p> <p>患者やその家族等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、説明・指導を行うことができる。</p>

	<p>三 判断</p> <p>四 調整</p> <p>五 組織統率・人材育成</p>	<p>所管する事案について、適切な判断を行うことができる。</p> <p>円滑に業務を遂行できるよう関係者と調整を行い、合意を形成することができる。</p> <p>適切に業務を配分した上、業務の実施状況を管理し、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>
<p>二 副技師長</p>	<p>一 倫理</p> <p>二 知識・技術・業務遂行</p>	<p>医療技術に関する業務に従事する者としての責任を自覚しつつ業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、国民全体の奉仕者として、公正に職務を遂行することができる。</p> <p>医療技術に関する業務についての専門的知識・技術及び経験に基づき、技師長を助け、迅速かつ適切に業務を行うことができる。</p>
<p>三 信頼関係の構築</p>	<p>上司・部下・関係部署等との信頼関係を構築することができる。</p>	

		三 主任技師	
四 患者等への説明・指導	患者やその家族等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、分かりやすい説明・指導を行うことができる。	四 患者等への説明・指導	患者やその家族等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、分かりやすい説明・指導を行うことができる。
三 協調性	上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。	五 部下の育成・活用	部下の指導、育成及び活用を行うことができる。
二 知識・技術・業務遂行	医療技術に関する業務についての専門的知識・技術に基づき、迅速かつ適切に業務を行うことができる。	一 倫理	医療技術に関する業務に従事する者としての責任を自覚しつつ業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、国民全体の奉仕者として、公正に職務を遂行することができる。
一 患者等への説明・指導	患者やその家族等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、分かりやすい説明・指導を行うことができる。		

標準的な官職	別表第十一（第十二条関係）	四 技師	五 部下の育成	うことができる。
				部下の指導・育成を行うことができる。
標準職務遂行能力		一 倫理	医療技術に関する業務に従事する者としての責任を自覚しつつ業務に取り組むとともに、規律を遵守し、国民全体の奉仕者として、公正に職務を遂行することができる。	
		二 知識・技術・業務遂行	医療技術に関する業務についての専門的知識・技術に基づき、適切に業務を行うことができる。	
		三 コミュニケーション	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。	
		四 患者等への説明・指導	患者やその家族等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、説明・指導を行うことができる。	

一 倫理	<p>看護に関する業務に従事する者としての責任を自覚しつつ、高い倫理感を有し、部の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、国民全体の奉仕者として、公正に職務を遂行することができる。</p>
二 構想	<p>本省等の方針に基づき、業務に対するニーズを踏まえ、業務運営の方針を示すことができる。</p>
三 知識・技術・業務遂行	<p>看護に関する業務についての十分な専門的知識 ・技術及び豊富な経験に基づき、迅速かつ適切に業務を行うことができる。</p>
四 判断	<p>部の責任者として、適切な判断を行うことができる。</p>
五 調整	<p>円滑に業務を遂行できるよう関係者と調整を行い、合意を形成することができる。</p>
六 組織統率	<p>看護業務の運営に関し、的確な指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行う</p>

	二 副部長	ことができる。
	一 倫理	看護に関する業務に従事する者としての責任を自覚しつつ、部の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、国民全体の奉仕者として、公正に職務を遂行することができる。
	二 知識・技術・業務遂行	看護に関する業務についての十分な専門的知識 ・技術及び経験に基づき、部長を助け、迅速かつ適切に業務を行うことができる。
	三 判断	部長を助ける者として、適切な判断を行うことができる。
	四 連携の確保	関係者との信頼関係を構築し、連携して事案に対応することができる。
	五 組織統率・人材育成	適切に業務を配分した上、業務の実施状況を管理し、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。

<p>三 看護師長</p>						
<p>一 倫理</p>	<p>一 倫理</p>	<p>二 知識・技術・業務遂行</p>	<p>三 信頼関係の構築</p>	<p>四 患者等への説明・指導</p>	<p>五 部下の育成・活用</p>	
<p>四 副看護師長</p>	<p>一 倫理</p>	<p>看護に関する業務に従事する者としての責任を自覚しつつ業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、国民全体の奉仕者として、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>看護に関する業務についての専門的知識・技術及び経験に基づき、迅速かつ適切に業務を行うことができる。</p>	<p>上司・部下・関係部署等との信頼関係を構築し、連携して事案に対応することができる。</p>	<p>患者やその家族等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、分かりやすい説明・指導を行うことができる。</p>	<p>部下の指導、育成及び活用を行うことができる。</p>
<p>看護に関する業務に従事する者としての責任を自覚しつつ業務に取り組むとともに、服務規律</p>						

	五 看護師						
二 知識・技術・業務遂行	二 知識・技術・業務遂行	二 知識・技術・業務遂行	三 協調性	四 患者等への説明・指導	五 部下の育成	一 倫理	二 知識・技術・業務遂行
を遵守し、国民全体の奉仕者として、公正に職務を遂行することができる。	看護に関する業務についての専門的知識・技術に基づき、迅速かつ適切に業務を行うことができる。	上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。	患者やその家族等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、分かりやすい説明・指導を行うことができる。	部下の指導・育成を行うことができる。	看護に関する業務に従事する者としての責任を自覚しつつ業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、国民全体の奉仕者として、公正に職務を遂行することができる。	看護に関する業務についての専門的知識・技術	看護に関する業務についての専門的知識・技術

別表第十二(第十三条関係)

<p>標準的な官職</p>	<p>標準職務遂行能力</p>
<p>一 課長</p>	<p>一 倫理</p> <p>福祉に関する業務に従事する者としての責任を自覚しつつ、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、国民全体の奉仕者として、公正に職務を遂行することができるとができる。</p> <p>福祉に関する業務についての十分な専門的知識</p> <p>・技術及び豊富な経験に基づき、迅速かつ適切に業務を行うことができる。</p>
	<p>三 コミュニケーション</p> <p>上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。</p> <p>四 患者等への説明・指導</p> <p>患者やその家族等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、説明・指導を行うことができる。</p> <p>に基づき、適切に業務を行うことができる。</p>

	<p>三 判断</p> <p>四 連携の確保</p> <p>五 組織統率・人材育成</p>	<p>所管する事案について、適切な判断を行うことができる。</p> <p>関係者との信頼関係を構築し、連携して事案に対応することができる。</p> <p>適切に業務を配分した上、業務の実施状況を管理し、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>
<p>二 室長</p>	<p>一 倫理</p> <p>二 知識・技術・業務遂行</p>	<p>福祉に関する業務に従事する者としての責任を自覚しつつ業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、国民全体の奉仕者として、公正に職務を遂行することができる。</p> <p>福祉に関する業務についての専門的知識・技術及び経験に基づき、迅速かつ適切に業務を行うことができる。</p>
	<p>三 信頼関係の構築</p>	<p>上司・部下・関係部署等との信頼関係を構築することができる。</p>

		三 主任専門職	
	四 利用者等への説明・指導	四 利用者やその家族等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、分かりやすい説明・指導を行うことができる。	利用者やその家族等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、分かりやすい説明・指導を行うことができる。
	五 部下の育成・活用	部下の指導、育成及び活用を行うことができる。	部下の指導、育成及び活用を行うことができる。
	一 倫理	福祉に関する業務に従事する者としての責任を自覚しつつ業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、国民全体の奉仕者として、公正に職務を遂行することができる。	福祉に関する業務についての専門的知識・技術に基づき、迅速かつ適切に業務を行うことができる。
	三 協調性	上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。	上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。
	四 利用者等への説明・指導	利用者やその家族等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、分かりやすい説明・指導を	利用者やその家族等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、分かりやすい説明・指導を

別表第十三（第十四条関係）

標準的な官職	一 教務統括官	標準職務遂行能力
四 専門職	<p>一 倫理</p> <p>二 知識・技術・業務遂行</p> <p>三 コミュニケーション</p> <p>四 利用者等への説明・指導</p>	<p>行うことができる。</p> <p>福祉に関する業務に従事する者としての責任を自覚しつつ業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、国民全体の奉仕者として、公正に職務を遂行することができる。</p> <p>福祉に関する業務についての専門的知識・技術に基づき、適切に業務を行うことができる。</p> <p>上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。</p> <p>利用者やその家族等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、説明・指導を行うことができる。</p>
一 教務統括官	一 倫理	<p>標準職務遂行能力</p> <p>理療教育に関する業務に従事する者としての責任を自覚しつつ、高い倫理感を有し、担当分野</p>

		<p>の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、国民全体の奉仕者として、公正に職務を遂行することができる。</p>
	<p>二 企画・立案</p>	<p>理療教育についての知識・技術及び豊富な経験に基づき、本省等の方針及び業務に対するニーズを踏まえ、研修・教育カリキュラムを編成することができる。</p>
	<p>三 判断</p>	<p>担当分野の責任者として、適切な判断を行うことができる。</p>
	<p>四 調整</p>	<p>円滑に業務が遂行できるよう関係者と調整を行い、合意を形成することができる。</p>
	<p>五 業務運営</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>
	<p>六 組織統率・人材育成</p>	<p>適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>

二 課長

一	倫理 理療教育に関する業務に従事する者としての責任を自覚しつつ、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、国民全体の奉仕者として、公正に職務を遂行することができる。
二	企画・立案 理療教育についての知識・技術及び経験に基づき、本省等の方針及び業務に対するニーズを踏まえ、研修・教育カリキュラムを編成することができる。
三	判断 所管する事案について、適切な判断を行うことができる。
四	調整 円滑に業務が遂行できるよう関係者と調整を行うことができる。
五	業務運営 コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。
六	組織統率・人材育成 適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な

	三 主任教官	一 倫理	指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。 理療教育等に関する業務に従事する者としての責任を自覚しつつ、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、国民全体の奉仕者として、公正に職務を遂行することができる。
二 講義・指導	担当科目の講義・指導に必要な理療教育等についての知識・技術及び経験に基づき、講義計画を立案し、適切に講義・指導を行うとともに、研修・教育カリキュラムを立案することができる。	三 進路支援方策の立案・実施	利用者等の進路支援、職場開拓等の支援方策を立案し、支援を適切に行うことができる。
四 業務遂行	段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。	- 235 -	

<p>四 教官</p>	<p>五 教官への指導・助言</p>	<p>教官への指導・助言を行うことができる。</p>
<p>一 主任教官</p>	<p>一 倫理</p>	<p>看護教育に関する業務に従事する者としての責任を自覚しつつ、所管する業務の課題に責任を</p>
<p>一 倫理</p>	<p>理療教育等に関する業務に従事する者としての責任を自覚しつつ、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、国民全体の奉仕者として、公正に職務を遂行することができる。</p>	
<p>二 講義・指導</p>	<p>担当科目の講義・指導に必要な理療教育等についての知識・技術に基づき、講義計画を立案し、適切に講義・指導を行うことができる。</p>	
<p>三 進路支援の実施</p>	<p>利用者等の進路支援、職場開拓等の支援を適切に行うことができる。</p>	
<p>四 業務遂行</p>	<p>段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。</p>	

別表第十四の一（第十五条第一項関係）

		<p>持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、国民全体の奉仕者として、公正に職務を遂行することができる。</p>
	<p>二 講義・指導、企画・立案</p>	<p>担当科目の講義・指導に必要な看護教育についての知識・技術及び経験に基づき、講義計画を立案し、適切に講義・指導を行うとともに、研修・教育カリキュラムを編成することができる。</p>
	<p>三 判断</p>	<p>所管する事案について、適切な判断を行うことができる。</p>
	<p>四 調整</p>	<p>円滑に業務が遂行できるよう関係者と調整を行うことができる。</p>
	<p>五 業務運営</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>
	<p>六 部下の育成・活用</p>	<p>部下の指導、育成及び活用を行うことができる。</p>

標準的な官職	一 部長		二 教官		
標準職務遂行能力	一 倫理	看護教育に関する業務に従事する者としての責任を自覚しつつ、高い倫理感を有し、担当分野	一 倫理	看護教育に関する業務に従事する者としての責任を自覚しつつ、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、国民全体の奉仕者として、公正に職務を遂行することができる。	
二 講義・指導	担当科目の講義・指導に必要な看護教育についての知識・技術に基づき、講義計画を立案し、適切に講義・指導を行うことができる。	三 コミュニケーション	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。	四 業務遂行	段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。

別表第十四の二（第十五条第二項関係）

	<p>の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、国民全体の奉仕者として、公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>二 講義・指導、企画・立案</p>	<p>看護に関する教育、研究及び実務上の知識・技術並びに豊富な経験に基づき、講義計画を立案し、適切に講義・指導を行うとともに、本省等の方針及び業務に対するニーズを踏まえ、研修・教育カリキュラムを編成することができる。</p>
<p>三 判断</p>	<p>担当分野の責任者として、適切な判断を行うことができる。</p>
<p>四 調整</p>	<p>円滑に業務が遂行できるよう関係者と調整を行い、合意を形成することができる。</p>
<p>五 業務運営</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>
<p>六 組織統率・人材育成</p>	<p>適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指</p>

	<p>二 教育主事</p>	<p>導・育成を行うことができる。</p>
	<p>一 倫理</p>	<p>看護教育に関する業務に従事する者としての責任を自覚しつつ、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、国民全体の奉仕者として、公正に職務を遂行することができる。</p>
	<p>二 講義・指導、企画・立案</p>	<p>担当科目の講義・指導に必要な看護教育についての知識・技術及び経験に基づき、講義計画を立案し、適切に講義・指導を行うとともに、部長を助け、研修・教育カリキュラムを編成することができる。</p>
	<p>三 判断</p>	<p>所管する事案について、適切な判断を行うことができる。</p>
	<p>四 調整</p>	<p>円滑に業務が遂行できるよう関係者と調整を行うことができる。</p>
<p>五 業務運営</p>		<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めること</p>

別表第十五（第十六条関係）

	<p>三 教官</p>	<p>六 部下の育成・活用</p>		<p>一 倫理</p>	<p>部下の指導、育成及び活用を行うことができる。</p> <p>看護教育に関する業務に従事する者としての責任を自覚しつつ、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、国民全体の奉仕者として、公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>二 講義・指導</p>	<p>担当科目の講義・指導に必要な看護教育についての知識・技術に基づき、講義計画を立案し、適切に講義・指導を行うことができる。</p>	<p>三 コミュニケーション</p>	<p>上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。</p>	<p>四 業務遂行</p>	<p>段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。</p>

標準的な官職		標準職務遂行能力	
一 職長	一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	
	二 知識・技能・業務遂行	担当業務についての知識・技能及び経験に基づき、的確に業務を遂行することができる。	
	三 協調性	部下等と協力的な関係を構築することができる。	
	四 業務管理	適切に作業の割り振りを行い、効率的に業務を進めるとともに、部下等に対する指導又は関係者との適切な連絡調整を行うことができる。	
二 係員	一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	
	二 知識・技能	業務に必要な知識・技能を習得することができる。	

別表第十六の一（第十七条第一号関係）

標準的な官職		標準職務遂行能力	
一 船長	一 倫理	国民全体の奉仕者として、担当業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	意欲的に業務に取り組むことができる。
	二 執行方針の立案	本省等の方針に基づき、的確な状況認識の下、業務の執行方針を示すことができる。	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。
	三 知識・技術・判断・指示	十分な専門的知識・技術及び豊富な経験に基づき、組織の責任者として、現場の状況に応じ、適切な判断・指示を行うことができる。	
	四 連携の確保	対外的に組織を代表して、関係者と連携して事案に対応することができるよう、信頼関係を構築することができる。	

	<p>五 業務運営</p>	<p>不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。</p>
<p>二 一等航海士</p>	<p>六 組織統率</p>	<p>組織統率を行い、成果を挙げることができる。</p>
	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
	<p>二 知識・技術・状況把握</p>	<p>担当業務についての専門的知識・技術及び経験に基づき、的確に状況を把握することができる。</p>
	<p>三 連携の確保</p>	<p>船長を助け、関係者との信頼関係を構築し、連携して事案に対応することができる。</p>
	<p>四 業務運営</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>
<p>五 組織統率・人材育成</p>	<p>業務の執行方針を徹底し、部下を指揮・統率して成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>	

<p>三 二等航海士</p>	<p>一 倫理 国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p> <p>二 知識・技術・状況把握 担当業務についての専門的知識・技術に基づき、的確に状況を把握することができる。</p> <p>三 報告・連絡・説明 上司等との間で適切な状況報告・連絡等を行うとともに、上司の指示を部下に徹底することができる。関係者に対し、分かりやすい説明・指導を行うことができる。</p> <p>四 業務遂行 迅速かつ的確に担当業務を遂行することができる。</p>
<p>四 航海士</p>	<p>一 倫理 国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p> <p>二 知識・技術・状況把握 担当業務についての専門的知識・技術に基づき、的確に状況を把握することができる。</p>

六 甲板次長					五 甲板長
一 倫理	四 業務管理	三 報告・連絡	二 知識・技能・業務遂行	一 倫理	四 業務遂行 三 報告・連絡
国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に	進めるとともに、部下の指導を行うことができる。	ととともに、上司の指示を部下に徹底することができる。	き、的確に業務を遂行することができる。	職務を遂行することができる。	的確に担当業務を遂行することができる。 国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。

		七 甲板員			
四 業務遂行	三 報告・連絡	二 知識・技能	一 倫理	四 部下の指導	三 報告・連絡
意欲的に業務に取り組むことができる。	上司・同僚等との間で適切な状況報告・連絡等を行うことができる。	業務に必要な知識・技能を習得することができる。	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	部下の指導を行うことができる。	<p>取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p> <p>担当業務についての知識・技能に基づき、的確に業務を遂行することができる。</p> <p>上司等との間で適切な状況報告・連絡等を行うとともに、上司の指示を部下に徹底することができる。</p>

別表第十六の二（第十七条第二号関係）

		標準的な官職	
	一 船長	一 倫理	標準職務遂行能力 国民全体の奉仕者として、担当業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	二 執行方針の立案		本省等の方針に基づき、的確な状況認識の下、業務の執行方針を示すことができる。
	三 知識・技術・判断・指示		専門的知識・技術及び経験に基づき、組織の責任者として、現場の状況に応じ、適切な判断・指示を行うことができる。
	四 連携の確保		対外的に組織を代表して、関係者と連携して事案に対応することができるよう、信頼関係を構築することができる。
	五 業務運営		不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。
六 組織統率			組織統率を行い、成果を挙げることができる。

二 一等航海士	一 倫理 国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	二 知識・技術・状況把握 担当業務についての専門的知識・技術に基づき、的確に状況を把握することができる。	三 連携の確保 船長を助け、関係者との信頼関係を構築し、連携して事案に対応することができる。	四 業務運営 コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。	五 組織統率・人材育成 業務の執行方針を徹底し、部下を指揮・統率して成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。	三 二等航海士
一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	二 知識・技術・状況把握	担当業務についての専門的知識・技術に基づき			

五 甲板長					
一 倫理	四 業務遂行	三 報告・連絡	二 知識・技術・状況把握	一 倫理	四 業務遂行
国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に	的確に担当業務を遂行することができる。	上司等との間で適切な状況報告・連絡等を行うとともに、上司の指示を部下に徹底することができる。	担当業務についての専門的知識・技術に基づき、的確に状況を把握することができる。	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	、的確に状況を把握することができる。 上司等との間で適切な状況報告・連絡等を行うとともに、上司の指示を部下に徹底することができる。 迅速かつ的確に担当業務を遂行することができる。

		六 甲板次長	
三 報告・連絡	二 知識・技能・業務遂行	一 倫理	四 業務管理
上司等との間で適切な状況報告・連絡等を行う	担当業務についての知識・技能に基づき、的確に業務を遂行することができる。	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	適切に作業の割り振りを行い、効率的に業務を進めるとともに、部下の指導を行うことができる。
			二 知識・技能・業務遂行 担当業務についての知識・技能及び経験に基づき、的確に業務を遂行することができる。
			三 報告・連絡 上司等との間で適切な状況報告・連絡等を行うとともに、上司の指示を部下に徹底することができる。

別表第十六の二（第十七条第二号関係）

標準的な官職	一 船長	標準職務遂行能力
一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	
七 甲板員	四 部下の指導	とともに、上司の指示を部下に徹底することができる。 部下の指導を行うことができる。
一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	
二 知識・技能	業務に必要な知識・技能を習得することができる。	
三 報告・連絡	上司・同僚等との間で適切な状況報告・連絡等を行うことができる。	
四 業務遂行	意欲的に業務に取り組むことができる。	

	<p>二 知識・技能・業務遂行</p> <p>三 判断・指示</p> <p>四 業務管理</p>	<p>担当業務についての知識・技能及び経験に基づき、的確に業務を遂行することができる。</p> <p>現場の状況に応じ、適切な判断・指示を行うことができる。</p> <p>適切に作業の割り振りを行い、効率的に業務を進めるとともに、部下の指導を行うことができる。</p>
<p>二 甲板長</p>	<p>一 倫理</p> <p>二 知識・技能・業務遂行</p> <p>三 報告・連絡</p> <p>四 部下の指導</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p> <p>担当業務についての知識・技能に基づき、的確に業務を遂行することができる。</p> <p>上司等との間で適切な状況報告・連絡等を行うとともに、上司の指示を部下に徹底することができる。</p> <p>部下の指導を行うことができる。</p>

別表第十七（第十八条関係）

<p>三 甲板員</p>	<p>一 倫理 国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p> <p>二 知識・技能 業務に必要な知識・技能を習得することができる。</p> <p>三 報告・連絡 上司・同僚等との間で適切な状況報告・連絡等を行うことができる。</p> <p>四 業務遂行 意欲的に業務に取り組むことができる。</p>
<p>分析官 標準的な官職</p>	<p>標準職務遂行能力</p> <p>一 倫理 国民全体の奉仕者として、責任を持って課題に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p> <p>二 知識・技術 特定の行政分野における高度な専門的知識及び経験に基づき、調査、研究、情報の収集及び分析等を行うことができる。</p>

別表第十八（第十九条関係）

<p>標準的な官職</p>	<p>標準職務遂行能力</p>
<p>一 審査長</p>	<p>一 倫理 国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、担当業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p> <p>二 業務計画の立案 業務に対するニーズを踏まえ、課題を的確に把握し、審査に関する業務計画の立案を行うことができる。</p> <p>三 適切な審査の実施の確保 審査業務についての十分な専門的知識・技術及び豊富な経験に基づき、適切な審査の実施を確</p>
	<p>三 助言・提言 調査、研究、情報の分析等の結果に基づき、適切な助言・提言等を行い、施策の企画・立案等を支援することができる。</p> <p>四 業務遂行 段取りや手順を整え、効率的に業務を遂行することができる。</p>

		<p>保することができる。</p> <p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>
<p>二 審査監理官</p>	<p>四 業務運営</p>	<p>適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>
	<p>五 組織統率・人材育成</p>	<p>国民全体の奉仕者として、担当業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
	<p>一 倫理</p>	<p>業務に対するニーズを踏まえ、課題を的確に把握し、審査長を助けて審査に関する業務計画の立案を行うことができる。</p>
	<p>二 業務計画の立案</p>	<p>適切な審査の実施の確保</p> <p>審査業務についての十分な専門的知識・技術及び経験に基づき、適切な審査の実施を確保することができ。</p>
<p>四 業務運営</p>	<p>三 適切な審査の実施の確保</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めること</p>

	<p>五 組織統率・人材育成</p>	<p>ができる。</p> <p>適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>
<p>三 上席審査官</p>	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って課題に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
	<p>二 知識・技術・判断</p>	<p>出願内容を十分に理解し、審査業務についての専門的知識・技術、経験及び関連分野に関して収集した情報に基づき、困難な事案について、特許権等を付与すべきか適切な判断を行うことができる。</p>
	<p>三 信頼関係の構築、説明</p>	<p>上司・部下・関係部署等との信頼関係を構築するとともに、困難な事案についても、出願人に対して論理的な説明を行うことができる。</p>
	<p>四 業務遂行</p>	<p>段取りや手順を整え、効率的に業務を進めるこ</p>

	四 審査官	五 業務管理・人材育成		一 倫理	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>		二 知識・技術・判断	<p>出願内容を十分に理解し、審査業務についての専門的知識・技術及び関連分野に関して収集した情報に基づき、自ら処理すべき事案について、特許権等を付与すべきか適切な判断を行うことができる。</p>		三 協調性	<p>上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。</p>		四 説明	<p>出願人と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、分かりやすい説明を行うことができる。</p>	五 業務遂行	<p>法令や執行方針に基づき、計画的に業務を遂行</p>
--	----------	----------------	--	---------	---	--	---------------	---	--	----------	----------------------------------	--	---------	---	-----------	------------------------------

別表第十九（第二十条関係）

	<p>五 審査官補</p>	<p>することができる。</p>
	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
	<p>二 知識・技術</p>	<p>審査業務に必要な知識・技術を習得することができる。</p>
	<p>三 コミュニケーション</p>	<p>上司・同僚や出願人と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。</p>
	<p>四 業務遂行</p>	<p>意欲的に業務に取り組むことができる。</p>
<p>標準的な官職</p>	<p>一 審判長</p>	<p>標準職務遂行能力</p>
	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、担当業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
	<p>二 知識・技術・判断</p>	<p>審判についての十分な専門的知識・技術及び豊</p>

二 上級審判官	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
二 知識・技術・判断	<p>審判についての十分な専門的知識・技術及び経験に基づき、審判請求事案について適切な判断を行い、審決書を作成することができる。</p>	
	<p>三 適正な審理</p>	<p>豊富な経験に基づき、審判に関する責任者として、審判請求事案について適切な判断を行い、審決書を作成することができる。</p>
	<p>四 業務運営</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>
	<p>五 組織統率・人材育成</p>	<p>適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>

		三 審判官		
	三 適正な審理	四 業務遂行	五 業務管理・人材育成	一 倫理
	審判請求人等の主張を十分に考慮し、適正な審理を進めることができる。	段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。	適切に業務を配分した上で、部下の指導、育成及び活用を行うことができる。	国民全体の奉仕者として、責任を持って課題に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	二 知識・技術・判断	三 適正な審理	四 業務遂行	二 知識・技術・判断
	審判請求人等の主張を十分に考慮し、適正な審理を進めることができる。	段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。	適切に業務を配分した上で、部下の指導、育成及び活用を行うことができる。	国民全体の奉仕者として、責任を持って課題に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	四 業務遂行			
	段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。			

別表第二十の一（第二十一条第一項関係）

標準的な官職		標準職務遂行能力				
一 委員	一 倫理	国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、機関の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。				
	二 知識・技術・判断	更生保護業務についての十分な専門的知識・技術及び豊富な経験に基づき、面接や記録の精査を踏まえて適切な判断を行うことができる。				
	三 緊急事案への対応	緊急性を要する事案に適切に対応することができる。				
	四 調査・意見の陳述	被收容者等に対し適切な調査を行い、審理において適切な意見を述べることができる。				
	五 組織活用	事務局の機能を適切に活用することができる。				
二 統括審査官	一 倫理	国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を				

<p>三 保護観察官</p>						
<p>一 倫理</p>	<p>二 執行方針の徹底</p>	<p>三 知識・技術・判断</p>	<p>四 連携の確保</p>	<p>五 業務運営</p>	<p>六 組織統率・人材育成</p>	
<p>取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に</p>	<p>適切に業務を配分した上、進捗管理を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>	<p>関係者との信頼関係を構築し、連携して事案に対応することができる。</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>更生保護業務についての十分な専門的知識・技術及び経験並びに被収容者等に関する情報に基づき、所管する事案について、適切な判断を行うことができる。</p>	<p>遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>

別表第二十の二（第二十一条第二項関係）

一 統括保護観察官	標準的な官職	一 倫理			二 知識・技術・判断	三 コミュニケーション、 連携の確保	四 調査	五 業務遂行	職務を遂行することができる。
国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題	標準職務遂行能力				更生保護業務についての専門的知識・技術及び被収容者等に関する情報に基づき、自ら処理すべき事案について、適切な判断を行うことができる。	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、関係者と十分に連絡調整を行い、連携して事案に対応することができる。	被収容者等に対し、適切な調査を行うことができる。	段取りや手順を整え、的確に業務を遂行することができる。	

<p>二 保護観察官</p>						
<p>一 倫理</p>	<p>二 執行方針の徹底</p>	<p>三 知識・技術・判断</p>	<p>四 連携の確保</p>	<p>五 業務運営</p>	<p>六 組織統率・人材育成</p>	
<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に</p>	<p>に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>本省等の方針に基づき、業務の執行方針を徹底することができる。</p>	<p>更生保護業務についての十分な専門的知識・技術及び経験並びに保護観察に付されている者等に関する情報に基づき、所管する事案について、適切な判断を行うことができる。</p>	<p>関係者との信頼関係を構築し、連携して事案に対応することができる。</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>適切に業務を配分した上、進捗管理を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>

標準的な官職	別表第二十一の一（第二十二条第一項関係）	
	標準職務遂行能力	
	二 知識・技術・判断	取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	三 コミュニケーション、連携の確保	更生保護業務についての専門的知識・技術及び保護観察に付されている者等に関する情報に基づき、自ら処理すべき事案について、適切な判断を行うことができる。
	四 指導・助言・援助・調整	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとるとともに、関係者と十分に連絡調整を行い、連携して事案に対応することができる。
	五 業務遂行	保護観察に付されている者等に対し、必要な指導・助言・援助・調整を行うことができる。
		段取りや手順を整え、的確に業務を遂行することができる。

一 所長

<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、機関の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>二 構想</p>	<p>本省の方針に基づき、行政ニーズを踏まえ、業務運営の基本的な方針を示すことができる。</p>
<p>三 知識・技術・判断</p>	<p>検疫衛生・食品監視業務についての十分な専門的知識・技術及び豊富な経験に基づき、機関の責任者として、適切な判断を行うことができる。</p>
<p>四 連携の確保</p>	<p>対外的に機関を代表し、関係者と連携して円滑に業務を進めることができるよう、信頼関係を構築することができる。</p>
<p>五 業務運営</p>	<p>不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。</p>
<p>六 組織統率</p>	<p>指導力を発揮し、組織統率を行い、成果を挙げ</p>

	二 企画調整官	ることができる。
	一 倫理	国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、担当業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	二 構想	本省等の方針に基づき、行政ニーズを踏まえ、業務運営の方針を示すことができる。
	三 知識・技術・判断	検疫衛生・食品監視業務についての十分な専門的知識・技術及び豊富な経験に基づき、担当業務の責任者として、適切な判断を行うことができる。
	四 連携の確保	所長を助け、関係者との信頼関係を構築し、連携して業務を進めることができる。
	五 業務運営	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。
六 組織統率		管轄する組織の業務運営に関し、的確な指示を

	三 課長	行うとともに、部下を統率し、成果を挙げるこ とができる。
一 倫理	国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題 に責任を持って取り組むとともに、服務規律を 遵守し、公正に職務を遂行することができる。	
二 執行方針の徹底	本省等の方針に基づき、業務の執行方針を徹底 することができる。	
三 知識・技術・判断	検疫衛生・食品監視業務についての十分な専門 的知識・技術及び経験に基づき、所管する事案 について、適切な判断を行うことができる。	
四 連携の確保	関係者との信頼関係を構築し、連携して事案に 対応することができる。	
五 業務運営	コスト意識を持って効率的に業務を進めること ができる。	
六 組織統率・人材育成	適切に業務を配分した上、進捗管理を行い、成 果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行う	

	四 専門官	一 倫理	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
	二 執行方針の徹底	<p>本省等の方針に基づき、課長を助け、業務の執行方針を徹底することができる。</p>	
	三 知識・技術・判断	<p>検疫衛生・食品監視業務についての専門的知識・技術及び経験に基づき、困難な事案について、適切な判断を行うことができる。</p>	
	四 信頼関係の構築、説明 ・指導	<p>上司・部下・関係部署等との信頼関係を構築するとともに、困難な事案についても、申請等の相手方に対して論理的な説明・指導を行うことができる。</p>	
	五 業務遂行	<p>段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。</p>	
	六 部下の育成・活用	<p>部下の指導、育成及び活用を行うことができる。</p>	

	五 係長	る。
	一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	二 知識・技術・判断	検疫衛生・食品監視業務についての専門的知識・技術に基づき、自ら処理すべき事案について、適切な判断を行うことができる。
	三 協調性	上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。
	四 説明・指導	申請等の相手方と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、分かりやすい説明・指導を行うことができる。
	五 業務遂行	法令や執行方針に基づき、的確に業務を遂行することができる。
六 係員	一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に

別表第二十一の二(第二十二条第二項関係)

標準的な官職				標準職務遂行能力
一 支所長	一 倫理	<p>国民全体の奉仕者として、機関の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p> <p>本省等の方針に基づき、行政ニーズを踏まえ、業務運営の方針を示すことができる。</p> <p>検疫衛生・食品監視業務についての十分な専門的知識・技術及び経験に基づき、機関の責任者として、適切な判断を行うことができる。</p>		職務を遂行することができる。
二 執行方針の徹底			二 知識・技術	検疫衛生・食品監視業務に必要な知識・技術を習得することができる。
三 知識・技術・判断			三 コミュニケーション	上司・同僚や申請等の相手方と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。
		四 業務遂行	意欲的に業務に取り組むことができる。	

	<p>四 連携の確保</p> <p>五 業務運営</p> <p>六 組織統率・人材育成</p>	<p>対外的に機関を代表して関係者との信頼関係を構築し、連携して業務を進めることができる。</p> <p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p> <p>適切に業務を配分した上、進捗管理を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>
<p>二 課長</p>	<p>一 倫理</p> <p>二 執行方針の徹底</p> <p>三 知識・技術・判断</p>	<p>国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p> <p>本省等の方針に基づき、業務の執行方針を徹底することができる。</p> <p>検疫衛生・食品監視業務についての専門的知識・技術及び経験に基づき、所管する事案について、適切な判断を行うことができる。</p>
<p>四 連携の確保</p>	<p>関係者との信頼関係を構築し、連携して事案に</p>	

		<p>対応することができる。</p> <p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>
三 専門官	<p>六 組織統率・人材育成</p>	<p>適切に業務を配分した上、進捗管理を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>
	<p>五 業務運営</p>	
	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
	<p>二 執行方針の徹底</p>	<p>本省等の方針に基づき、課長を助け、業務の執行方針を徹底することができる。</p>
	<p>三 知識・技術・判断</p>	<p>検疫衛生・食品監視業務についての専門的知識・技術及び経験に基づき、困難な事案について、適切な判断を行うことができる。</p>
	<p>四 信頼関係の構築、説明 ・指導</p>	<p>上司・部下・関係部署等との信頼関係を構築するとともに、困難な事案についても、申請等の</p>

		四 係長			
			一 倫理	六 部下の育成・活用	五 業務遂行
			二 知識・技術・判断		
			三 協調性		
			四 説明・指導		
					相手方に対して論理的な説明・指導を行うことができる。
					段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。
					部下の指導、育成及び活用を行うことができる。
					国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
					検疫衛生・食品監視業務についての専門的知識・技術に基づき、自ら処理すべき事案について、適切な判断を行うことができる。
					上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。
					申請等の相手方と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、分かりやすい説明・指導を行う

別表第二十一の三(第二十二條第三項關係)

標準的な官職	一 出張所長	標準職務遂行能力 国民全体の奉仕者として、機関の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
五 係員	<p>一 倫理</p> <p>二 知識・技術</p> <p>三 コミュニケーション</p> <p>四 業務遂行</p>	<p>五 業務遂行</p> <p>一 倫理 国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p> <p>二 知識・技術 検疫衛生・食品監視業務に必要な知識・技術を習得することができる。</p> <p>三 コミュニケーション 上司・同僚や申請等の相手方と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。</p> <p>四 業務遂行 意欲的に業務に取り組むことができる。</p>

	二 係長
二 執行方針の徹底	本省等の方針に基づき、業務の執行方針を徹底することができる。
三 知識・技術・判断	検疫衛生業務についての専門的知識・技術及び経験に基づき、機関の責任者として、適切な判断を行うことができる。
四 連携の確保	対外的に機関を代表して関係者との信頼関係を構築し、連携して業務を進めることができる。
五 業務運営	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。
六 組織統率・人材育成	適切に業務を配分した上、進捗管理を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。
一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
二 知識・技術・判断	検疫衛生業務についての専門的知識・技術に基

		三 係員			
	三 協調性	四 説明・指導	五 業務遂行	一 倫理	二 知識・技術
	断を行うことができる。 上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。	申請等の相手方と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、分かりやすい説明・指導を行うことができる。	法令や執行方針に基づき、的確に業務を遂行することができる。	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	検疫衛生業務に必要な知識・技術を習得することができる。
					三 コミュニケーション
					上司・同僚や申請等の相手方と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。

別表第二十一の四（第二十二条第四項関係）

	<p>四 業務遂行</p>	<p>意欲的に業務に取り組むことができる。</p>
<p>標準的な官職</p>		<p>標準職務遂行能力</p>
<p>一 課長</p>	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>二 執行方針の徹底</p>	<p>本省等の方針に基づき、業務の執行方針を徹底することができる。</p>	
<p>三 知識・技術・判断</p>	<p>食品監視業務についての十分な専門的知識・技術及び経験に基づき、所管する事案について、適切な判断を行うことができる。</p>	
<p>四 連携の確保</p>	<p>関係者との信頼関係を構築し、連携して事案に対応することができる。</p>	
<p>五 業務運営</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>	
<p>六 組織統率・人材育成</p>	<p>適切に業務を配分した上、進捗管理を行い、成</p>	

	二 専門官	果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。
一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	
二 執行方針の徹底	本省等の方針に基づき、課長を助け、業務の執行方針を徹底することができる。	
三 知識・技術・判断	食品監視業務についての専門的知識・技術及び経験に基づき、困難な事案について、適切な判断を行うことができる。	
四 信頼関係の構築、説明・指導	上司・部下・関係部署等との信頼関係を構築するとともに、困難な事案についても、申請等の相手方に対して論理的な説明・指導を行うことができる。	
五 業務遂行	段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。	

四 係員						三 専門職
一 倫理	五 業務遂行	四 説明・指導	三 協調性	二 知識・技術・判断	一 倫理	六 部下の育成・活用
国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に	ることができ る。 法令や執行方針に基づき、的確に業務を遂行す ることができ る。	申請等の相手方と円滑かつ適切なコミュニケー ションをとり、分かりやすい説明・指導を行う ことができる。	上司・部下等と協力的な関係を構築することが できる。	食品監視業務についての専門的知識・技術に基 づき、自ら処理すべき事案について、適切な判 断を行うことができる。	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に 取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に 職務を遂行することができる。	部下の指導、育成及び活用を行うことができ る。

別表第二十二の一（第二十三条第一項関係）

<p>標準的な官職</p>	<p>一 所長</p>	<p>標準職務遂行能力</p>
	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、機関の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>二 構想</p>	<p>本省の方針に基づき、行政ニーズを踏まえ、業務運営の基本的な方針を示すことができる。</p>	<p>三 知識・技術・判断</p>
<p>植物防疫業務についての十分な専門的知識・技</p>	<p>三 コミュニケーション</p>	<p>上司・同僚や申請等の相手方と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。</p>
<p>四 業務遂行</p>	<p>意欲的に業務に取り組むことができる。</p>	<p>二 知識・技術</p>
<p>食品監視業務に必要な知識・技術を習得することができる。</p>	<p>三 知識・技術・判断</p>	<p>取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>

二 部長	一 倫理	国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、部の課題に責任を持って取り組むとともに、業務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
二 構想	本省等の方針に基づき、行政ニーズを踏まえ、業務運営の方針を示すことができる。	四 連携の確保
三 知識・技術・判断	植物防疫業務についての十分な専門的知識・技	術及び豊富な経験に基づき、機関の責任者として、適切な判断を行うことができる。 対外的に機関を代表し、関係者と連携して円滑に業務を進めることができるよう、信頼関係を構築することができる。 不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。
六 組織統率	指導力を発揮し、組織統率を行い、成果を挙げることができる。	五 業務運営

	三 統括植物検疫官			
四 連携の確保	五 業務運営	六 組織統率	一 倫理	国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
二 執行方針の徹底	三 知識・技術・判断	術及び豊富な経験に基づき、部の責任者として、適切な判断を行うことができる。	本省等の方針に基づき、業務の執行方針を徹底することができる。	植物防疫業務についての十分な専門的知識・技術及び経験に基づき、所管する事案について、

		<p>適切な判断を行うことができる。</p> <p>関係者との信頼関係を構築し、連携して事案に対応することができる。</p> <p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>
<p>四 次席植物検疫官</p>	<p>四 連携の確保</p>	<p>適切に業務を配分した上、進捗管理を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>
	<p>六 組織統率・人材育成</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>一 倫理</p>	<p>本省等の方針に基づき、統括植物検疫官を助け、業務の執行方針を徹底することができる。</p>	<p>植物防疫業務についての専門的知識・技術及び経験に基づき、困難な事案について、適切な判断を行うことができる。</p>
<p>二 執行方針の徹底</p>	<p>三 知識・技術・判断</p>	

	<p>四 信頼関係の構築、説明・指導</p>	<p>上司・部下・関係部署等との信頼関係を構築するとともに、困難な事案についても、申請等の相手方に対して論理的な説明・指導を行うことができる。</p>
<p>五 業務遂行</p>	<p>段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>六 部下の育成・活用</p> <p>部下の指導、育成及び活用を行うことができる。</p>
<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>二 知識・技術・判断</p> <p>植物防疫業務についての専門的知識・技術に基づき、自ら処理すべき事案について、適切な判断を行うことができる。</p>
<p>三 協調性</p>	<p>上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。</p>	<p>五 植物検疫官</p>

別表第二十二の二（第二十三條第二項關係）

一 支所長	標準的な官職								六 係員						
一 倫理				四 業務遂行	三 コミュニケーション	二 知識・技術	一 倫理	五 業務遂行	四 説明・指導						
国民全体の奉仕者として、機関の課題に責任を	標準職務遂行能力			意欲的に業務に取り組むことができる。	上司・同僚や申請等の相手方と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。	植物防疫業務に必要な知識・技術を習得することができる。	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	法令や執行方針に基づき、的確に業務を遂行することができる。	申請等の相手方と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、分かりやすい説明・指導を行うことができる。						

	<p>二 次長</p>		
<p>二 構想</p>	<p>二 構想</p>	<p>三 知識・技術・判断</p>	<p>四 連携の確保</p>
<p>五 業務運営</p>	<p>六 組織統率</p>	<p>一 倫理</p>	<p>二 構想</p>
<p>持つて取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>本省等の方針に基づき、行政ニーズを踏まえ、業務運営の方針を示すことができる。</p>	<p>植物防疫業務についての十分な専門的知識・技術及び豊富な経験に基づき、機関の責任者として、適切な判断を行うことができる。</p>	<p>対外的に機関を代表して関係者との信頼関係を構築し、連携して業務を進めることができる。</p>
<p>コスト意識を持つて効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>組織統率を行い、成果を挙げることができる。</p>	<p>国民全体の奉仕者として、機関の課題に責任を持つて取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>本省等の方針に基づき、行政ニーズを踏まえ、</p>

	三 統括植物検疫官	
	三 知識・技術・判断	支所長を助け、業務運営の方針を示すことができる。
	四 連携の確保	植物防疫業務についての十分な専門的知識・技術及び経験に基づき、支所長を助ける者として、適切な判断を行うことができる。
	五 業務運営	支所長を助け、関係者との信頼関係を構築し、連携して業務を進めることができる。
	六 組織統率	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。
	一 倫理	管轄する組織の業務運営に関し、支所長を助ける。的確な指示を行い、成果を挙げることができる。
二 執行方針の徹底		国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
本省等の方針に基づき、業務の執行方針を徹底		

<p>四 次席植物検疫官</p>	<p>三 知識・技術・判断</p>	<p>することができる。</p> <p>植物防疫業務についての十分な専門的知識・技術及び経験に基づき、所管する事案について、適切な判断を行うことができる。</p>
<p>一 倫理</p>	<p>四 連携の確保</p>	<p>関係者との信頼関係を構築し、連携して事案に対応することができる。</p>
<p>二 執行方針の徹底</p>	<p>五 業務運営</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>
<p>本省等の方針に基づき、統括植物検疫官を助け、業務の執行方針を徹底することができる。</p>	<p>六 組織統率・人材育成</p>	<p>適切に業務を配分した上、進捗管理を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>
<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>二 執行方針の徹底</p>	<p>本省等の方針に基づき、統括植物検疫官を助け、業務の執行方針を徹底することができる。</p>

五 植物検疫官	三 知識・技術・判断	植物防疫業務についての専門的知識・技術及び経験に基づき、困難な事案について、適切な判断を行うことができる。	四 信頼関係の構築、説明 ・指導	上司・部下・関係部署等との信頼関係を構築するとともに、困難な事案についても、申請等の相手方に対して論理的な説明・指導を行うことができる。	五 業務遂行	段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。	六 部下の育成・活用	部下の指導、育成及び活用を行うことができる。	一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	二 知識・技術・判断	植物防疫業務についての専門的知識・技術に基づき、自ら処理すべき事案について、適切な判
------------	---------------	---	------------------------	--	-----------	-----------------------------	---------------	------------------------	---------	--	---------------	--

		六 係員			
		三 協調性		断を行うことができる。 上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。	
		四 説明・指導		申請等の相手方と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、分かりやすい説明・指導を行うことができる。	
		五 業務遂行		法令や執行方針に基づき、的確に業務を遂行することができる。	
		一 倫理		国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	
		二 知識・技術		植物防疫業務に必要な知識・技術を習得することができる。	
		三 コミュニケーション		上司・同僚や申請等の相手方と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。	
四 業務遂行				意欲的に業務に取り組むことができる。	

別表第二十二の三（第二十三条第三項関係）

標準的な官職	標準職務遂行能力
<p>一 出張所長</p>	<p>一 倫理 国民全体の奉仕者として、機関の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p> <p>二 執行方針の徹底 本省等の方針に基づき、業務の執行方針を徹底することができる。</p> <p>三 知識・技術・判断 植物防疫業務についての専門的知識・技術及び経験に基づき、機関の責任者として、適切な判断を行うことができる。</p> <p>四 連携の確保 対外的に機関を代表して関係者との信頼関係を構築し、連携して業務を進めることができる。</p> <p>五 業務運営 コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p> <p>六 組織統率・人材育成 適切に業務を配分した上、進捗管理を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行う</p>

	<p>二 次席植物検疫官</p>	<p>ことができる。</p>
	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
	<p>二 執行方針の徹底</p>	<p>本省等の方針に基づき、出張所長を助け、業務の執行方針を徹底することができる。</p>
	<p>三 知識・技術・判断</p>	<p>植物防疫業務についての専門的知識・技術及び経験に基づき、困難な事案について、適切な判断を行うことができる。</p>
	<p>四 信頼関係の構築、説明・指導</p>	<p>上司・部下・関係部署等との信頼関係を構築するとともに、困難な事案についても、申請等の相手方に対して論理的な説明・指導を行うことができる。</p>
	<p>五 業務遂行</p>	<p>段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。</p>
<p>六 部下の育成・活用</p>		<p>部下の指導、育成及び活用を行うことができる。</p>

		る。
三 植物検疫官	一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
二 知識・技術・判断	植物防疫業務についての専門的知識・技術に基づき、自ら処理すべき事案について、適切な判断を行うことができる。	
三 協調性	上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。	
四 説明・指導	申請等の相手方と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、分かりやすい説明・指導を行うことができる。	
五 業務遂行	法令や執行方針に基づき、的確に業務を遂行することができる。	
四 係員	一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に

別表第二十三の一（第二十四条第一項関係）

標準的な官職		標準職務遂行能力	
一 所長	一 倫理	国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、機関の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	職務を遂行することができる。
	二 構想	本省の方針に基づき、行政ニーズを踏まえ、業務運営の基本的な方針を示すことができる。	植物防疫業務に必要な知識・技術を習得することができる。
	三 知識・技術・判断	動物検疫業務についての十分な専門的知識・技術及び豊富な経験に基づき、機関の責任者として	上司・同僚や申請等の相手方と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。
			意欲的に業務に取り組むことができる。
			四 業務遂行

		<p>て、適切な判断を行うことができる。</p> <p>対外的に機関を代表し、関係者と連携して円滑に業務を進めることができるよう、信頼関係を構築することができる。</p> <p>不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。</p> <p>指導力を発揮し、組織統率を行い、成果を挙げることができる。</p>
<p>二 部長</p>	<p>四 連携の確保</p>	<p>国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、部の課題に責任を持って取り組むとともに、業務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
	<p>五 業務運営</p>	
	<p>六 組織統率</p>	
	<p>一 倫理</p>	
	<p>二 構想</p>	
	<p>三 知識・技術・判断</p>	<p>本省等の方針に基づき、行政ニーズを踏まえ、業務運営の方針を示すことができる。</p> <p>動物検疫業務についての十分な専門的知識・技術及び豊富な経験に基づき、部の責任者として</p>

	<p>三 課長</p>		
<p>、適切な判断を行うことができる。</p>		<p>四 連携の確保</p> <p>所長を助け、関係者との信頼関係を構築し、連携して業務を進めることができる。</p>	<p>五 業務運営</p> <p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>
<p>六 組織統率</p> <p>管轄する組織の業務運営に関し、的確な指示を行うとともに、部下を統率し、成果を挙げるこ とができる。</p>		<p>一 倫理</p> <p>国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>二 執行方針の徹底</p> <p>本省等の方針に基づき、業務の執行方針を徹底 することができる。</p> <p>三 知識・技術・判断</p> <p>動物検疫業務についての十分な専門的知識・技術及び経験に基づき、所管する事案について、適切な判断を行うことができる。</p>

	<p>四 連携の確保</p>	<p>関係者との信頼関係を構築し、連携して事案に対応することができる。</p>
<p>五 業務運営</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>六 組織統率・人材育成</p>
<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>二 執行方針の徹底</p>
<p>三 知識・技術・判断</p>	<p>本省等の方針に基づき、課長を助け、業務の執行方針を徹底することができる。</p>	<p>四 信頼関係の構築、説明</p>
	<p>動物検疫業務についての専門的知識・技術及び経験に基づき、困難な事案について、適切な判断を行うことができる。</p>	
	<p>上司・部下・関係部署等との信頼関係を構築す</p>	

	<p>・指導</p>	<p>るとともに、困難な事案についても、申請等の相手方に対して論理的な説明・指導を行うことができる。</p>
<p>五 係長</p>	<p>五 業務遂行</p>	<p>段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。</p>
	<p>六 部下の育成・活用</p>	<p>部下の指導、育成及び活用を行うことができる。</p>
	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
	<p>二 知識・技術・判断</p>	<p>動物検疫業務についての専門的知識・技術に基づき、自ら処理すべき事案について、適切な判断を行うことができる。</p>
	<p>三 協調性</p>	<p>上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。</p>
	<p>四 説明・指導</p>	<p>申請等の相手方と円滑かつ適切なコミュニケーション</p>

別表第二十三の二(第二十四条第二項関係)

標準的な官職	一 支所長	標準職務遂行能力 国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、機関の課題に責任を持って取り組むとともに、
六 係員	五 業務遂行	シヨンをとり、分かりやすい説明・指導を行うことができる。
一 倫理	一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
二 知識・技術	二 知識・技術	動物検疫業務に必要な知識・技術を習得することができる。
三 コミュニケーション	三 コミュニケーション	上司・同僚や申請等の相手方と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。
四 業務遂行	四 業務遂行	意欲的に業務に取り組むことができる。

		<p>サービス規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
二 次長		
二 構想	<p>本省等の方針に基づき、行政ニーズを踏まえ、業務運営の方針を示すことができる。</p>	
三 知識・技術・判断	<p>動物検疫業務についての十分な専門的知識・技術及び豊富な経験に基づき、機関の責任者として、適切な判断を行うことができる。</p>	
四 連携の確保	<p>対外的に機関を代表し、関係者と連携して円滑に業務を進めることができるよう、信頼関係を構築することができる。</p>	
五 業務運営	<p>不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。</p>	
六 組織統率	<p>組織統率を行い、成果を挙げることができる。</p>	
一 倫理	<p>国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、機関の課題に責任を持って取り組むとともに、サービス規律を遵守し、公正に職務を遂行すること</p>	

<p>三 課長</p>						
<p>一 倫理</p>	<p>二 構想</p>	<p>三 知識・技術・判断</p>	<p>四 連携の確保</p>	<p>五 業務運営</p>	<p>六 組織統率</p>	
<p>国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を</p>	<p>が できる。 本省等の方針に基づき、行政ニーズを踏まえ、支所長を助け、業務運営の方針を示すことができる。</p>	<p>動物検疫業務についての十分な専門的知識・技術及び豊富な経験に基づき、支所長を助ける者として、適切な判断を行うことができる。</p>	<p>支所長を助け、関係者との信頼関係を構築し、連携して業務を進めることができる。</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>管轄する組織の業務運営に関し、支所長を助ける、的確な指示を行うとともに、部下を統率し、成果を挙げるができる。</p>	

<p>四 主任検疫官</p>	<p>二 執行方針の徹底</p>	<p>遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>本省等の方針に基づき、業務の執行方針を徹底することができる。</p>
<p>三 知識・技術・判断</p>	<p>動物検疫業務についての十分な専門的知識・技術及び経験に基づき、所管する事案について、適切な判断を行うことができる。</p>	<p>四 連携の確保</p>
<p>五 業務運営</p>	<p>関係者との信頼関係を構築し、連携して事案に対応することができる。</p>	<p>六 組織統率・人材育成</p>
<p>六 組織統率・人材育成</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>適切に業務を配分した上、進捗管理を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>

<p>五 係長</p>	<p>二 執行方針の徹底</p>	<p>本省等の方針に基づき、課長を助け、業務の執行方針を徹底することができる。</p>
<p>三 知識・技術・判断</p>	<p>動物検疫業務についての専門的知識・技術及び経験に基づき、困難な事案について、適切な判断を行うことができる。</p>	
<p>四 信頼関係の構築、説明・指導</p>	<p>上司・部下・関係部署等との信頼関係を構築するとともに、困難な事案についても、申請等の相手方に対して論理的な説明・指導を行うことができる。</p>	
<p>五 業務遂行</p>	<p>段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。</p>	
<p>六 部下の育成・活用</p>	<p>部下の指導、育成及び活用を行うことができる。</p>	
<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	

		六 係員			
	二 知識・技術・判断	動物検疫業務についての専門的知識・技術に基づき、自ら処理すべき事案について、適切な判断を行うことができる。		三 協調性	上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。
	四 説明・指導	申請等の相手方と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、分かりやすい説明・指導を行うことができる。		五 業務遂行	法令や執行方針に基づき、的確に業務を遂行することができる。
	一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。		二 知識・技術	動物検疫業務に必要な知識・技術を習得することができるとができる。
	三 コミュニケーション	上司・同僚や申請等の相手方と円滑かつ適切な			

別表第二十三の三（第二十四条第三項関係）

		標準的な官職	
	出張所長	一 倫理	標準職務遂行能力
		二 執行方針の徹底	国民全体の奉仕者として、機関の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
		三 知識・技術・判断	本省等の方針に基づき、業務の執行方針を徹底することができる。
		四 連携の確保	動物検疫業務についての十分な専門的知識・技術及び経験に基づき、機関の責任者として、適切な判断を行うことができる。
		五 業務運営	対外的に機関を代表して関係者との信頼関係を構築し、連携して業務を進めることができる。 コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。
四	業務遂行		コミュニケーションをとることができる。 意欲的に業務に取り組むことができる。

	<p>六 組織統率・人材育成</p>	<p>適切に業務を配分した上、進捗管理を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>
<p>二 主任検疫官</p>	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>二 執行方針の徹底</p>	<p>本省等の方針に基づき、出張所長を助け、業務の執行方針を徹底することができる。</p>	
<p>三 知識・技術・判断</p>	<p>動物検疫業務についての専門的知識・技術及び経験に基づき、困難な事案について、適切な判断を行うことができる。</p>	
<p>四 信頼関係の構築、説明・指導</p>	<p>上司・部下・関係部署等との信頼関係を構築するとともに、困難な事案についても、申請等の相手方に対して論理的な説明・指導を行うことができる。</p>	
<p>五 業務遂行</p>	<p>段取りや手順を整え、効率的に業務を進めるこ</p>	

	<p>六 部下の育成・活用</p>	<p>とができる。 部下の指導、育成及び活用を行うことができる。</p>
<p>三 係長</p>	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>二 知識・技術・判断</p>	<p>動物検疫業務についての専門的知識・技術に基づき、自ら処理すべき事案について、適切な判断を行うことができる。</p>	
<p>三 協調性</p>	<p>上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。</p>	
<p>四 説明・指導</p>	<p>申請等の相手方と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、分かりやすい説明・指導を行うことができる。</p>	
<p>五 業務遂行</p>	<p>法令や執行方針に基づき、的確に業務を遂行することができる。</p>	

別表第二十四の一（第二十五条第一項関係）

<p>四 係員</p>	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>二 知識・技術</p>	<p>動物検疫業務に必要な知識・技術を習得することができるとができる。</p>	<p>三 コミュニケーション</p>
<p>三 コミュニケーション</p>	<p>上司・同僚や申請等の相手方と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。</p>	<p>四 業務遂行</p>
<p>四 業務遂行</p>	<p>意欲的に業務に取り組むことができる。</p>	<p>標準的な官職</p>
<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>一 首席運輸企画専門官</p>
<p>二 執行方針の徹底</p>	<p>本省等の方針に基づき、業務の執行方針を徹底することができる。</p>	<p>二 知識・技術・判断</p>
<p>三 知識・技術・判断</p>	<p>自動車検査・登録業務についての十分な専門的</p>	<p>三 知識・技術・判断</p>

		<p>知識・技術及び経験に基づき、所管する事案について、適切な判断を行うことができる。</p> <p>関係者との信頼関係を構築し、連携して事案に対応することができる。</p> <p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>
<p>二 官 二 上席自動車登録</p>	<p>四 連携の確保</p> <p>五 業務運営</p> <p>六 組織統率・人材育成</p>	<p>適切に業務を配分した上、進捗管理を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p> <p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
	<p>一 倫理</p> <p>二 執行方針の徹底</p>	<p>本省等の方針に基づき、首席運輸企画専門官を助け、業務の執行方針を徹底することができる。</p>
<p>三 知識・技術・判断</p>		<p>自動車検査・登録業務についての専門的知識・</p>

<p>三 自動車登録官</p>	<p>四 信頼関係の構築、説明 ・指導</p> <p>五 業務遂行</p> <p>六 部下の育成・活用</p> <p>一 倫理</p> <p>二 知識・技術・判断</p>	<p>技術及び経験に基づき、困難な事案について、適切な判断を行うことができる。</p> <p>上司・部下・関係部署等との信頼関係を構築するとともに、困難な事案についても、申請等の相手方に対して論理的な説明・指導を行うことができる。</p> <p>段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。</p> <p>部下の指導、育成及び活用を行うことができる。</p> <p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p> <p>自動車検査・登録業務についての専門的知識・技術に基づき、自ら処理すべき事案について、適切な判断を行うことができる。</p>
-----------------	---	---

別表第二十四の二（第二十五条第二項関係）

四 係員	三 協調性	上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。
	四 説明・指導	申請等の相手方と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、分かりやすい説明・指導を行うことができる。
	五 業務遂行	法令や執行方針に基づき、的確に業務を遂行することができる。
	一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	二 知識・技術	自動車検査・登録業務に必要な知識・技術を習得することができる。
	三 コミュニケーション	上司・同僚や申請等の相手方と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。
	四 業務遂行	意欲的に業務に取り組むことができる。

標準的な官職		標準職務遂行能力
<p>一 首席運輸企画専門官</p>	一 倫理	国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	二 執行方針の徹底	本省等の方針に基づき、業務の執行方針を徹底することができる。
	三 知識・技術・判断	自動車検査・登録業務についての十分な専門的知識・技術及び経験に基づき、所管する事案について、適切な判断を行うことができる。
	四 連携の確保	関係者との信頼関係を構築し、連携して事案に対応することができる。
	五 業務運営	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。
	六 組織統率・人材育成	適切に業務を配分した上、進捗管理を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。

二 官
二 上席自動車登録

一 倫理	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
二 執行方針の徹底	<p>本省等の方針に基づき、首席運輸企画専門官を助け、業務の執行方針を徹底することができる。</p>
三 知識・技術・判断	<p>自動車検査・登録業務についての専門的知識・技術及び経験に基づき、困難な事案について、適切な判断を行うことができる。</p>
四 信頼関係の構築、説明・指導	<p>上司・部下・関係部署等との信頼関係を構築するとともに、困難な事案についても、申請等の相手方に対して論理的な説明・指導を行うことができる。</p>
五 業務遂行	<p>段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。</p>
六 部下の育成・活用	<p>部下の指導、育成及び活用を行うことができる。</p>

	三 自動車登録官	る。
四 係員	一 倫理 二 知識・技術・判断 三 協調性 四 説明・指導 五 業務遂行	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。 自動車検査・登録業務についての専門的知識・技術に基づき、自ら処理すべき事案について、適切な判断を行うことができる。 上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。 申請等の相手方と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、分かりやすい説明・指導を行うことができる。 法令や執行方針に基づき、的確に業務を遂行することができる。
一 倫理		国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に

別表第二十五の一（第二十六条第一項関係）

標準的な官職				標準職務遂行能力
一 首席海技試験官	一 倫理	<p>国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p> <p>組織方針に基づき、業務に対するニーズを的確に把握し、施策の企画・立案を行うことができる。</p>		
	二 企画・立案			
	三 知識・技術・判断			
	二 知識・技術	<p>職務を遂行することができる。</p> <p>自動車検査・登録業務に必要な知識・技術を習得することができる。</p>	四 業務遂行	

		<p>き、所管する事案について、適切な判断を行うことができる。</p>	
<p>四 連携の確保</p>	<p>関係者との信頼関係を構築し、連携して事案に対応することができる。</p>	<p>五 業務運営</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>
<p>六 組織統率・人材育成</p>	<p>適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示をし、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>二 執行方針の徹底</p>	<p>業務の執行方針を徹底することができる。</p>	<p>三 知識・技術・判断</p>	<p>海技試験に関する業務等についての十分な専門的知識・技術及び経験に基づき、困難な事案について、適切な判断を行うことができる。</p>
<p>二 次席海技試験官</p>			

	<p>四 信頼関係の構築、説明・指導</p>	<p>上司・部下・関係部署等との信頼関係を構築するとともに、困難な事案についても、申請等の相手方に対して論理的な説明・指導を行うことができる。</p>
	<p>五 業務運営</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>
	<p>六 組織統率・人材育成</p>	<p>首席海技試験官を助け、適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示をし、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>
<p>三 海技試験官</p>	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
	<p>二 知識・技術・判断</p>	<p>海技試験・船舶検査に関する業務等についての専門的知識・技術に基づき、自ら処理すべき事案について、適切な判断を行うことができる。</p>

別表第二十五の二(第二十六条第二項関係)

	<p>三 協調性</p> <p>四 説明・指導</p> <p>五 業務遂行</p>	<p>上司・同僚等と協力的な関係を構築することができる。</p> <p>申請等の相手方と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、分かりやすい説明・指導を行うことができる。</p> <p>法令や執行方針に基づき、的確に業務を遂行することができる。</p>
<p>標準的な官職</p> <p>一 首席海事技術専門官</p>	<p>一 倫理</p> <p>二 執行方針の徹底</p> <p>三 知識・技術・判断</p>	<p>標準職務遂行能力</p> <p>国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p> <p>本省等の方針に基づき、業務の執行方針を徹底することができる。</p> <p>海技試験・船舶検査に関する業務等についての十分な専門的知識・技術及び経験に基づき、所</p>

		<p>管する事案について、適切な判断を行うことができる。</p>
<p>二 次席海事技術専門官</p>	<p>四 連携の確保</p>	<p>関係者との信頼関係を構築し、連携して事案に対応することができる。</p>
	<p>五 業務運営</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>
	<p>六 組織統率・人材育成</p>	<p>適切に業務を配分した上、進捗管理を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>
<p>三 知識・技術・判断</p>	<p>一 倫理</p>	
<p>二 執行方針の徹底</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	
<p>海技試験・船舶検査に関する業務等についての</p>		

		<p>専門的知識・技術及び経験に基づき、困難な事案について、適切な判断を行うことができる。</p> <p>上司・部下・関係部署等との信頼関係を構築するとともに、困難な事案についても、申請等の相手方に対して論理的な説明・指導を行うことができる。</p> <p>段取りや手順を整え、効率的に業務を遂行することができる。</p>
<p>三 海事技術専門官</p>	<p>四 信頼関係の構築、説明 ・指導</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>五 業務遂行</p>	<p>二 知識・技術</p> <p>三 コミュニケーション</p>	<p>海技試験・船舶検査に関する業務等に必要な知識・技術を習得することができる。</p>
<p>四 業務遂行</p>	<p>一 倫理</p>	<p>上司・同僚や申請等の相手方と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。</p> <p>意欲的に業務に取り組むことができる。</p>

別表第二十五の三（第二十六条第三項関係）

標準的な官職		標準職務遂行能力
一 首席海事技術専門官	一 倫理	国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
二 執行方針の徹底	本省等の方針に基づき、業務の執行方針を徹底することができる。	
三 知識・技術・判断	海技試験・船舶検査に関する業務等についての十分な専門的知識・技術及び経験に基づき、所管する事案について、適切な判断を行うことができる。	
四 連携の確保	関係者との信頼関係を構築し、連携して事案に対応することができる。	
五 業務運営	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。	
六 組織統率・人材育成	適切に業務を配分した上、進捗管理を行い、成	

		<p>果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>
<p>二 次席海事技術専門官</p>	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>二 執行方針の徹底</p>	<p>本省等の方針に基づき、首席海事技術専門官を助け、業務の執行方針を徹底することができる。</p>	
<p>三 知識・技術・判断</p>	<p>海技試験・船舶検査に関する業務等についての専門的知識・技術及び経験に基づき、困難な事案について、適切な判断を行うことができる。</p>	
<p>四 信頼関係の構築、説明・指導</p>	<p>上司・部下・関係部署等との信頼関係を構築するとともに、困難な事案についても、申請等の相手方に対して論理的な説明・指導を行うことができる。</p>	
<p>五 業務遂行</p>	<p>段取りや手順を整え、効率的に業務を遂行する</p>	

別表第二十五の四（第二十六条第四項関係）

	<p>三 海事技術専門官</p>	<p>ことができる。</p>
	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
	<p>二 知識・技術</p>	<p>海技試験・船舶検査に関する業務等に必要な知識・技術を習得することができる。</p>
	<p>三 コミュニケーション</p>	<p>上司・同僚や申請等の相手方と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。</p>
	<p>四 業務遂行</p>	<p>意欲的に業務に取り組むことができる。</p>
<p>標準的な官職</p>	<p>一 倫理</p>	<p>標準職務遂行能力</p> <p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>一 首席海事技術専門官</p>	<p>二 執行方針の徹底</p>	<p>本省等の方針に基づき、業務の執行方針を徹底することができる。</p>

<p>二 次席海事技術専門官</p>	<p>三 知識・技術・判断</p>	<p>船舶検査に関する業務等についての専門的知識 ・技術及び経験に基づき、困難な事案について、適切な判断を行うことができる。</p>
<p>四 信頼関係の構築、説明 ・指導</p>	<p>上司・部下・関係部署等との信頼関係を構築するとともに、困難な事案についても、申請等の相手方に対して論理的な説明・指導を行うことができる。</p>	
<p>五 業務遂行</p>	<p>段取りや手順を整え、効率的に業務を遂行することができる。</p>	
<p>六 部下の育成・活用</p>	<p>部下の指導、育成及び活用を行うことができる。</p>	
<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	
<p>二 知識・技術・判断</p>	<p>船舶検査に関する業務等についての専門的知識 ・技術に基づき、自ら処理すべき事案について</p>	

		<p>、適切な判断を行うことができる。</p> <p>上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。</p>
<p>三 海事技術専門官</p>	<p>三 協調性</p>	<p>申請等の相手方と円滑かつ適切なコミュニケーションを行うことができる。</p>
	<p>四 説明・指導</p>	<p>申請等の相手方と円滑かつ適切なコミュニケーションを行うことができる。</p>
	<p>五 業務遂行</p>	<p>法令や執行方針に基づき、的確に業務を遂行することができる。</p>
	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
	<p>二 知識・技術</p>	<p>船舶検査に関する業務等に必要な知識・技術を習得することができる。</p>
	<p>三 コミュニケーション</p>	<p>上司・同僚や申請等の相手方と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。</p>
<p>四 業務遂行</p>		<p>意欲的に業務に取り組むことができる。</p>

別表第二十五の五（第二十六条第五項関係）

標準的な官職	標準職務遂行能力
<p>一 首席海事技術専門官</p>	<p>一 倫理</p> <p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p> <p>二 執行方針の徹底</p> <p>本省等の方針に基づき、業務の執行方針を徹底することができる。</p> <p>三 知識・技術・判断</p> <p>船舶検査に関する業務等についての専門的知識・技術及び経験に基づき、困難な事案について、適切な判断を行うことができる。</p> <p>四 信頼関係の構築、説明・指導</p> <p>上司・部下・関係部署等との信頼関係を構築するとともに、困難な事案についても、申請等の相手方に対して論理的な説明・指導を行うことができる。</p> <p>五 業務遂行</p> <p>段取りや手順を整え、効率的に業務を遂行することができる。</p>

	六 部下の育成・活用	部下の指導、育成及び活用を行うことができる。
二 次席海事技術専門官	一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	二 知識・技術・判断	船舶検査に関する業務等についての専門的知識・技術に基づき、自ら処理すべき事案について、適切な判断を行うことができる。
	三 協調性	上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。
	四 説明・指導	申請等の相手方と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、分かりやすい説明・指導を行うことができる。
	五 業務遂行	法令や執行方針に基づき、的確に業務を遂行することができる。
三 海事技術専門官	一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に

別表第二十六の一（第二十七条第一項関係）

	<p>二 知識・技術</p> <p>三 コミュニケーション</p> <p>四 業務遂行</p>	<p>取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p> <p>船舶検査に関する業務等に必要な知識・技術を習得することができる。</p> <p>上司・同僚や申請等の相手方と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。</p> <p>意欲的に業務に取り組むことができる。</p>
<p>標準的な官職</p> <p>一 首席航空機検査官</p>	<p>一 倫理</p> <p>二 企画・立案</p> <p>三 知識・技術・判断</p>	<p>標準職務遂行能力</p> <p>国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p> <p>組織方針に基づき、業務に対するニーズを的確に把握し、施策の企画・立案を行うことができる。</p> <p>航空機の検査業務等についての十分な専門的知識</p>

	<p>二 航空機検査官</p>	<p>一 倫理</p> <p>二 企画・立案</p> <p>三 知識・技術・判断</p>	<p>識・技術及び豊富な経験に基づき、所管する事案について、適切な判断を行うことができる。</p> <p>関係者との信頼関係を構築し、連携して事案に対応することができる。</p> <p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p> <p>適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p> <p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p> <p>組織や上司の方針に基づいて、施策の企画・立案を行うことができる。</p> <p>航空機の検査業務等についての専門的知識・技術に基づき、自ら処理すべき事案について、適</p>
--	-----------------	--	---

		三 係員			
四 業務遂行		三 コミュニケーション	二 知識・技術	一 倫理	六 業務遂行
意欲的に業務に取り組むことができる。		上司・同僚や申請等の相手方と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。	航空機の検査業務等に必要な知識・技術を習得することができる。	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	法令や執行方針に基づき、的確に業務を遂行することができる。
				四 協調性	五 説明・指導
				切な判断を行うことができる。	申請等の相手方と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、分かりやすい説明・指導を行うことができる。
				上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。	

別表第二十六の二（第二十七条第二項関係）

標準的な官職		標準職務遂行能力
一 先任航空機検査官	一 倫理	国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	二 執行方針の徹底	本省等の方針に基づき、業務の執行方針を徹底することができる。
	三 知識・技術・判断	航空機の検査業務等についての十分な専門的知識・技術及び経験に基づき、所管する事案について、適切な判断を行うことができる。
	四 連携の確保	関係者との信頼関係を構築し、連携して事案に対応することができる。
	五 業務運営	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。
	六 組織統率・人材育成	組織の運営を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。

二 次席航空機検査官

一 倫理	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
二 執行方針の徹底	<p>本省等の方針に基づき、先任航空機検査官を助け、業務の執行方針を徹底することができる。</p>
三 知識・技術・判断	<p>航空機の検査業務等についての専門的知識・技術及び経験に基づき、困難な事案について、適切な判断を行うことができる。</p>
四 信頼関係の構築、説明・指導	<p>上司・部下・関係部署等との信頼関係を構築するとともに、困難な事案についても、申請等の相手方に対して論理的な説明・指導を行うことができる。</p>
五 業務運営	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>
六 組織統率・人材育成	<p>先任航空機検査官を助け、組織の運営を行うとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>

		る。
三 航空機検査官	一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	二 知識・技術・判断	航空機の検査業務等についての専門的知識・技術に基づき、自ら処理すべき事案について、適切な判断を行うことができる。
	三 協調性	上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。
	四 説明・指導	申請等の相手方と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、分かりやすい説明・指導を行うことができる。
	五 業務遂行	法令や執行方針に基づき、的確に業務を遂行することができる。
四 係員	一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に

別表第二十七（第二十八条関係）

<p>標準的な官職</p>	<p>一 首席飛行検査官</p>	<p>標準職務遂行能力</p>
<p>二 知識・技術</p>	<p>職務を遂行することができる。</p>	
<p>三 コミュニケーション</p>	<p>航空機の検査業務等に必要な知識・技術を習得することができる。</p>	
<p>四 業務遂行</p>	<p>上司・同僚や申請等の相手方と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。 意欲的に業務に取り組むことができる。</p>	
<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	
<p>二 執行方針の立案</p>	<p>組織方針に基づき、業務に対するニーズを的確に把握し、業務の執行方針を示すことができる。</p>	
<p>三 知識・技術・判断</p>	<p>飛行検査業務についての十分な専門的知識・技術及び豊富な経験に基づき、所管する事案につ</p>	

	<p>四 連携の確保</p> <p>五 業務運営</p> <p>六 組織統率・人材育成</p>	<p>いて、適切な判断を行うことができる。</p> <p>関係者との信頼関係を構築し、連携して事案に対応することができる。</p> <p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p> <p>適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>
<p>二 次席飛行検査官</p>	<p>一 倫理</p> <p>二 執行方針の徹底</p> <p>三 知識・技術・判断</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って課題に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p> <p>業務の執行方針を徹底することができる。</p> <p>飛行検査業務についての十分な専門的知識・技術及び経験に基づき、困難な事案について、適切な判断を行うことができる。</p>
<p>四 信頼関係の構築</p>	<p>上司・部下・関係部署等との信頼関係を構築す</p>	

		<p>五 業務運営</p> <p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>
<p>三 飛行検査官</p>	<p>六 組織統率・人材育成</p>	<p>首席飛行検査官を助け、適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>
	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
	<p>二 知識・技術・判断</p>	<p>飛行検査業務についての専門的知識・技術に基づき、自ら処理すべき事案について、現場の状況に応じて適切な判断を行うことができる。</p>
	<p>三 協調性</p>	<p>上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。</p>
<p>四 業務遂行</p>		<p>法令や執行方針に基づき、的確に業務を遂行す</p>

別表第二十八の一（第二十九条第一項関係）

	<p>四 係員</p>	<p>ることができる。</p>
	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>二 知識・技術</p>	<p>飛行検査業務に必要な知識・技術を習得することができる。</p>	
<p>三 コミュニケーション</p>	<p>上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。</p>	
<p>四 業務遂行</p>	<p>意欲的に業務に取り組むことができる。</p>	
<p>標準的な官職</p>	<p>一 倫理</p>	<p>標準職務遂行能力</p>
<p>一 先任航空交通管制官</p>	<p>国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>本省等の方針に基づき、業務の執行方針を徹底することができる。</p>
<p>二 執行方針の徹底</p>	<p>本省等の方針に基づき、業務の執行方針を徹底することができる。</p>	

	<p>三 知識・技術・判断</p>	<p>航空交通管制業務についての十分な専門的知識 ・技術及び豊富な経験に基づき、所管する事案 について、適切な判断を行うことができる。</p>
	<p>四 調整</p>	<p>航空交通管制業務について、関係者と調整を行 うことができる。</p>
	<p>五 業務運営</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めること ができる。</p>
	<p>六 組織統率・人材育成</p>	<p>組織の運営を行い、成果を挙げるとともに、部 下の指導・育成を行うことができる。</p>
<p>二 次席航空交通管 制官</p>	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に 取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に 職務を遂行することができる。</p>
	<p>二 執行方針の徹底</p>	<p>本省等の方針に基づき、先任航空交通管制官を 助け、業務の執行方針を徹底することができ る。</p>
	<p>三 知識・技術・判断</p>	<p>航空交通管制業務についての十分な専門的知識</p>

	<p>三 主幹航空交通管制官</p>		<p>四 調整</p>	<p>五 業務運営</p>	<p>六 組織統率・人材育成</p>	<p>一 倫理</p>	<p>二 知識・技術・判断</p>
<p>・技術及び経験に基づき、困難な事案について、現場全体の状況に応じて瞬時に適切な判断を行うことができる。</p>	<p>航空交通管制業務について、前任航空交通管制官を助け、関係者と調整を行うことができる。</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>前任航空交通管制官を助け、組織の運営を行うとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>航空交通管制業務についての専門的知識・技術及び経験に基づき、困難な事案について、現場の状況に応じて瞬時に適切な判断を行うことができる。</p>		

	四 航空交通管制官				
	三 調整	四 業務遂行	五 部下の育成・活用	一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
二 知識・技術・判断	三 コミュニケーション	四 業務遂行	航空交通管制業務についての専門的知識・技術に基づき、現場の状況に応じて瞬時に適切な判断を行うことができる。	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。	法令や執行方針に基づき、的確に業務を遂行す

別表第二十八の二（第二十九条第二項関係）

		<p>ることができる。</p>
<p>標準的な官職</p>		<p>標準職務遂行能力</p>
<p>一 先任航空交通管制官</p>	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>二 執行方針の徹底</p>	<p>本省等の方針に基づき、業務の執行方針を徹底することができる。</p>	
<p>三 知識・技術・判断</p>	<p>航空交通管制業務についての十分な専門的知識・技術及び豊富な経験に基づき、所管する事案について、適切な判断を行うことができる。</p>	
<p>四 調整</p>	<p>航空交通管制業務について、関係者と調整を行うことができる。</p>	
<p>五 業務運営</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>	
<p>六 組織統率・人材育成</p>	<p>組織の運営を行い、成果を挙げるとともに、部</p>	

	<p>二 次席航空交通管 制官</p>	<p>下の指導・育成を行うことができる。</p>
	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
	<p>二 執行方針の徹底</p>	<p>本省等の方針に基づき、先任航空交通管制官を助け、業務の執行方針を徹底することができる。</p>
	<p>三 知識・技術・判断</p>	<p>航空交通管制業務についての十分な専門的知識・技術及び経験に基づき、困難な事案について、現場全体の状況に応じて瞬時に適切な判断を行うことができる。</p>
	<p>四 調整</p>	<p>航空交通管制業務について、先任航空交通管制官を助け、関係者と調整を行うことができる。</p>
	<p>五 業務運営</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>
<p>六 組織統率・人材育成</p>		<p>先任航空交通管制官を助け、組織の運営を行う</p>

<p>四 航空交通管制官</p>	<p>三 主幹航空交通管制官</p>					
<p>一 倫理</p>	<p>五 部下の育成・活用</p>	<p>四 業務遂行</p>	<p>三 調整</p>	<p>二 知識・技術・判断</p>	<p>一 倫理</p>	
<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に</p>	<p>る。部下の指導、育成及び活用を行うことができる。</p>	<p>とができる。段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>とができる。担当する業務について、関係者と調整を行うこ</p>	<p>とができる。航空交通管制業務についての専門的知識・技術及び経験に基づき、困難な事案について、現場の状況に応じて瞬時に適切な判断を行うことができる。</p>	<p>ととともに、部下の指導・育成を行うことができる。国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>ととともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>

別表第二十八の三（第二十九条第三項関係）

<p>標準的な官職</p>	<p>一 倫理</p>	<p>標準職務遂行能力</p>
<p>一 先任航空交通管制官</p>	<p>二 執行方針の徹底</p>	<p>国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。 本省等の方針に基づき、業務の執行方針を徹底することができる。</p>
	<p>二 知識・技術・判断</p>	<p>取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>三 コミュニケーション</p>	<p>航空交通管制業務についての専門的知識・技術に基づき、現場の状況に応じて瞬時に適切な判断を行うことができる。</p>	
<p>四 業務遂行</p>	<p>上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。</p>	
	<p>法令や執行方針に基づき、的確に業務を遂行することができる。</p>	

	<p>三 知識・技術・判断</p> <p>航空交通管制業務についての十分な専門的知識 ・技術及び豊富な経験に基づき、所管する事案について、適切な判断を行うことができる。</p>	<p>四 調整</p> <p>航空交通管制業務について、関係者と調整を行うことができる。</p>	<p>五 業務運営</p> <p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>二 次席航空交通管制官</p>	<p>六 組織統率・人材育成</p> <p>組織の運営を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>	<p>一 倫理</p> <p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>二 執行方針の徹底</p> <p>本省等の方針に基づき、先任航空交通管制官を助け、業務の執行方針を徹底することができる。</p>	<p>三 知識・技術・判断</p> <p>航空交通管制業務についての十分な専門的知識</p>

	<p>三 主幹航空交通管制官</p>				
	<p>四 調整</p>	<p>五 業務運営</p>	<p>六 組織統率・人材育成</p>	<p>一 倫理</p>	<p>二 知識・技術・判断</p>
<p>・技術及び経験に基づき、困難な事案について、現場全体の状況に応じて瞬時に適切な判断を行うことができる。</p>	<p>航空交通管制業務について、先任航空交通管制官を助け、関係者と調整を行うことができる。</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>	<p>先任航空交通管制官を助け、組織の運営を行うとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>	<p>航空交通管制業務についての専門的知識・技術及び経験に基づき、困難な事案について、現場の状況に応じて瞬時に適切な判断を行うことができる。</p>

		四 航空交通管制官			
		三 調整	四 業務遂行	五 部下の育成・活用	一 倫理
		担当する業務について、関係者と調整を行うことができる。	段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。	部下の指導、育成及び活用を行うことができる。	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	二 知識・技術・判断	航空交通管制業務についての専門的知識・技術に基づき、現場の状況に応じて瞬時に適切な判断を行うことができる。	三 コミュニケーション		
四 業務遂行					法令や執行方針に基づき、的確に業務を遂行す
					ヨンをとることができる。
					上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーション

別表第二十九（第三十条関係）

		<p>ることができる。</p>
<p>標準的な官職</p>		<p>標準職務遂行能力</p>
<p>一 首席事故調査官</p>	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、担当分野の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>二 執行方針の立案</p>	<p>業務に対するニーズを的確に把握し、業務の執行方針を示すことができる。</p>	
<p>三 知識・技術・判断</p>	<p>事故等調査業務についての十分な専門的知識・技術及び豊富な経験に基づき、担当分野の責任者として、適切な判断を行うことができる。</p>	
<p>四 連携の確保</p>	<p>関係者との信頼関係を構築し、連携して事案に対応することができる。</p>	
<p>五 業務運営</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>	

	<p>六 組織統率・人材育成</p>	<p>適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。</p>
<p>二 次席事故調査官</p>	<p>一 倫理</p>	<p>国民全体の奉仕者として、責任を持って課題に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
<p>二 執行方針の立案</p>	<p>組織方針に基づき、首席事故調査官を助け、業務の執行方針を示すことができる。</p>	
<p>三 知識・技術・判断</p>	<p>事故等調査業務についての十分な専門的知識・技術及び経験に基づき、所管する事案について、適切な判断を行うことができる。</p>	
<p>四 信頼関係の構築</p>	<p>関係者との信頼関係を構築し、連携して事案に対応することができる。</p>	
<p>五 業務遂行</p>	<p>コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。</p>	
<p>六 組織統率・人材育成</p>	<p>首席事故調査官を助け、適切に業務を配分した</p>	

		三 統括事故調査官		
		一 倫理		上、進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。
		二 執行方針の徹底		国民全体の奉仕者として、責任を持って課題に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
		三 知識・技術・判断		業務の執行方針を徹底することができる。
		四 信頼関係の構築		事故等調査業務についての十分な専門的知識・技術に基づき、困難な事案について、適切な判断を行うことができる。
		五 業務遂行		上司・部下・関係部署との信頼関係を構築することができる。
		六 部下の育成・活用		コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。
				部下の指導、育成及び活用を行うことができる。

別表第三十（第三十一条関係）

		標準的な官職		標準職務遂行能力	
一 隊長		一 倫理		国民全体の奉仕者として、責任を持って任務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	
二 判断		二 知識・技術・判断		事故等調査業務についての十分な専門的知識・技術に基づき、自ら処理すべき事案について、適切な判断を行うことができる。	
		三 信頼関係の構築		上司・同僚・関係部署との信頼関係を構築することができる。	
		四 業務遂行		段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。	
		四 事故調査官		国民全体の奉仕者として、責任を持って課題に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	
		一 倫理		国民全体の奉仕者として、責任を持って課題に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	
		二 知識・技術・判断		事故等調査業務についての十分な専門的知識・技術に基づき、自ら処理すべき事案について、適切な判断を行うことができる。	
		三 信頼関係の構築		上司・同僚・関係部署との信頼関係を構築することができる。	
		四 業務遂行		段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。	
		二 判断		隊の責任者として、適切な判断を行うことができる。	

		二 隊員			
		四 組織統率	三 業務遂行	二 倫理	一 業務遂行
		進めることができる。	段取りや手順を整え、安全かつ効率的に業務を進めることができる。	国民全体の奉仕者として、責任を持って任務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	任務に必要な知識等に基づき、事案に適切に対応することができる。
		指導力を発揮して隊を統率し、任務を遂行することができる。	外国において緊張した状態の中で意欲的に業務に取り組むことができる。	隊長・他の隊員等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。	四 コミュニケーション